

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2022年2月



NEOBANK

住信SBIネット銀行

住信SBIネット銀行株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式5,340,067千円（見込額）の募集及び株式63,016,704千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受けによる国内売出し）並びに株式10,394,496千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2022年2月15日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものです。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

住信SBIネット銀行株式会社

東京都港区六本木一丁目6番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。

詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

経営理念

当社グループは、以下の経営理念を原点に事業活動を推進し、提供するサービスと日々の業務の両面において、「創造」と「変革」に取り組んでおります。

- 全役職員が正しい倫理的価値観を持ち、信任と誠実を旨に行動することにより、日々徳性を磨き、広く社会から信頼される企業を目指す。
- 金融業における近未来領域の開拓と、革新的な事業モデルの追求に日々努め、お客さま、株主、職員、社会の発展に貢献する新しい価値を創造する。
- 最先端のIT（情報技術）を駆使した金融取引システムを安定的に提供することにより、お客さまとの強固な信頼関係を築き、揺るぎない事業基盤を確立する。

事業の内容

2007年9月の営業開始以来、「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービスを24時間・365日提供するインターネットフルバンキング」をコンセプトに、外部評価機関から高い評価をいただいている「デジタルバンク事業」、及び、顧客基盤を有する企業に対し当社の金融インフラを提供し、優れた顧客体験を実現する「NEOBANK®」サービスを中心とした「BaaS (Banking as a Service) 事業」を展開しています。

デジタルバンク事業

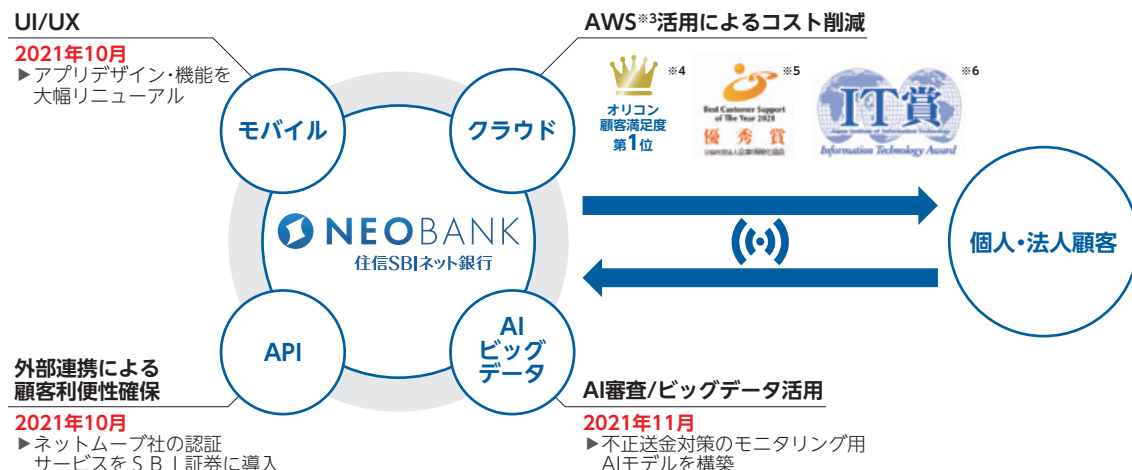
モバイルアプリ・インターネット経由で個人・法人顧客にフルバンキングサービス（預金、決済、貸出など）を提供

BaaS事業

提携パートナー企業の課題解決に必要な銀行機能を、API^{※1}などのFinTech^{※2}を活用してスムーズに提携先に提供

■ 先進テクノロジーの活用

当社グループは、お客さま中心の文化と先進的なテクノロジーを組み合わせることで、より付加価値の高い商品を提供してきました。常に新たな価値を創造することを目指しており、正社員の約5割がシステムやテクノロジー業務に従事する社員となっております。引き続き先進的・効率的な技術を一早く取り入れ、スピーディに新たな価値を創造することに取り組んでまいります。



※1: Application Programming Interfaceの略。あるアプリケーションの機能や管理するデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様・仕組みのこと。

※2: Finance（金融）とTechnology（技術）を組み合わせた造語。従来の金融サービスと技術を組み合わせた領域のこと。
※3: Amazon Web Serviceの略で、Amazon.comにより提供されているクラウドコンピューティングサービスのこと。

※4: 2021年オリコン顧客満足度調査ネット銀行総合第1位を受賞（2021年オリコン株式会社調べ）。

※5: 公益社団法人企業情報化協会主催の2021年度（第22期）カスタマーサポート表彰制度において「優秀賞」を受賞。

※6: 公益社団法人企業情報化協会主催の2021年度（第39回）IT賞において「IT賞（顧客・事業機能領域）」を受賞。

1 デジタルバンク事業

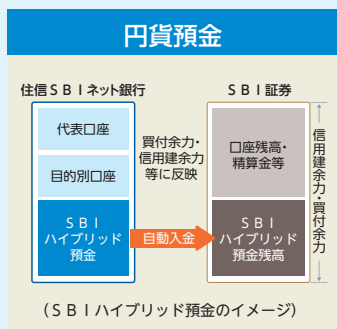
デジタルバンク事業では、2007年に営業開始以降、モバイルアプリを用いて個人・法人顧客にフルバンキングサービス(融資、決済、預金など)を提供し、2021年8月に住宅ローン取扱高^{*1}が7兆円を突破、2021年11月に預金口座数^{*2}が500万口座を突破したほか、今年度も複数の外部評価機関から高い評価をいただいております。



個人、法人顧客



■ 主なサービス内容



「円普通預金」、「円定期預金」に加え「SBIハイブリッド預金^{*3}」も提供しています。



「外貨普通預金」、「外貨定期預金」、「外貨積立」等お客様のニーズに沿った商品を提供しています。



「ネット専用住宅ローン」、「住宅ローン」、「フラット35」等を提供しています。

■ 自社テクノロジーで様々な金融サービスを提供



生体認証で、面倒なお取引ごとのパスワードや認証番号の入力が不要に。



アプリを利用して、ATMでの現金のお預入れ、お引き出し及びカードローンのお借入れ・ご返済ができます。



与信審査の精度を高め、信用コストを低減することで、お客様の状況に合わせた貸出金利を提供しています。

※1:住宅ローン取扱高とは、当社が販売する住宅ローン、当社が三井住友信託銀行の銀行代理業者として販売する住宅ローン、当社を所属銀行として銀行代理業者が販売する住宅ローン、「フラット35」各融資実行額の合計。

※2:当社全社ベース(デジタルバンク事業とBaaS事業の合計)の預金口座数(2021年11月11日時点)。

※3:SBI証券と連携した円預金。SBIハイブリッド預金へ預入れたお金は、SBI証券口座の買付余力に自動的に反映し、株式や投資信託、債券などの証券取引に利用できる。また、証券取引に伴う精算代金は、受渡日にSBIハイブリッド預金とSBI証券口座との間で自動的に資金振替が行われる(自動スウィップサービス)。

※4:利用可能ATM:セブン銀行、ローソン銀行

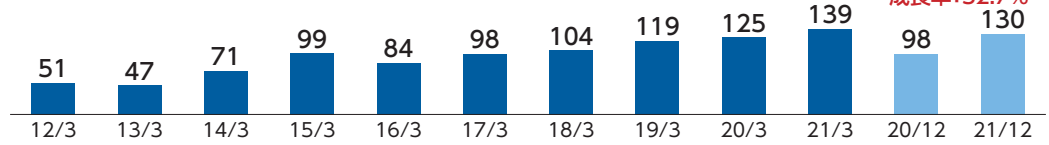
■ 堅調な業績成長

当社の特徴の一つが「安定的に堅調な業績成長をあげている」という点です。2021年3月期に139億円の親会社株主に帰属する当期純利益を計上し、また、貸出金残高、預金残高、住宅ローン累計取扱高、預金口座数などの成長を遂げています。

【親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益の推移・直近のROE】

(単位:億円、連結ベース)

12/3末-21/3末の年平均成長率:11.6%

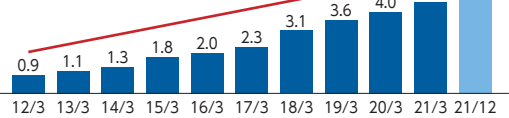


注:金額は億円未満切り捨て。

※:ROE=2022年3月期第3四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益×365/275÷(期初純資産+期末純資産)÷2(2022年3月期第3四半期連結累計期間における期首期末平均)により算出。

貸出金残高の推移

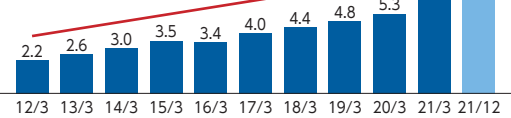
19.1%



国内デジタルバンク No.1※1

預金残高の推移

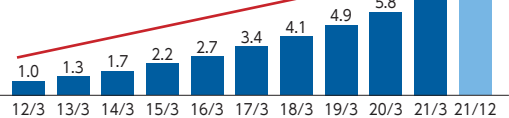
11.9%



国内デジタルバンク No.1※1

住宅ローン累計取扱高※3の推移

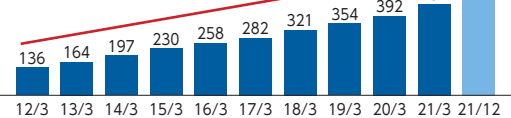
23.0%



国内デジタルバンク No.1※2

預金口座数※4の推移

14.2%



注:データは連結ベース。各グラフの左上の数字は2012年3月期から2021年3月期までの年平均成長率を示す。金額は千億円未満、口座数は万口座未満切り捨て。

※1:楽天銀行、大和ネット銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行及び当社の開示資料を基に当社調べ(2021年9月末時点)に基づく。なお、2021年12月末時点における他行に係る当該数値は2022年2月7日現在未公表であるため、2021年9月末時点の各社公表情報に基づく順位を記載。そのため当該時点以降の順位は変動する可能性がある。

※2:楽天銀行、大和ネット銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行の開示資料及び当社プレスリリースを基に当社調べ(2021年8月時点)に基づく。

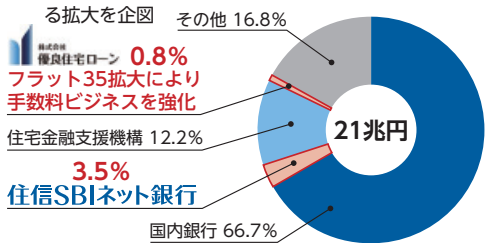
※3:2007年9月24日の営業開始以来の住宅ローン累計取扱高。住宅ローン取扱高とは、当社が販売する住宅ローン、当社が三井住友信託銀行株式会社の銀行代理業者として販売する住宅ローン、当社を所属銀行として銀行代理業者が販売する住宅ローン、「フラット35」各融資実行額及び株式会社優良住宅ローン(2022年3月期以降)により組成された住宅ローン(フラット35、プラスワン)の合計。

※4:当社全社ベース(デジタルバンク事業とBaaS事業の合計)。

特に住宅ローンビジネスにおいて、AI審査モデル等の自社テクノロジーを用いてコスト競争力と顧客利便性、低金利を実現し、規模と収益性を高めるよう努力しております。

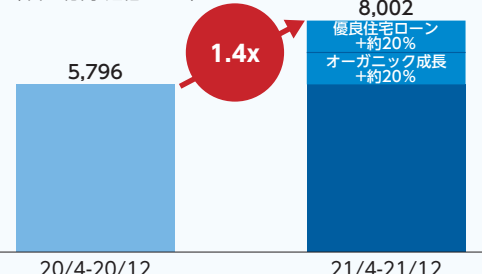
住宅ローン市場※1

- ✓ 新規実行額21兆円、残高207兆円の膨大な市場
- ✓ 2021年3月、優良住宅ローン※2の子会社化により更なる拡大を企図



住宅ローン実行額※3

(単位:億円、連結ベース)



出典:住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」

※1:2021年3月末時点。内訳は2020年度新規貸出額ベース。7,346億円÷21兆1,324億円(※)÷3.5%。当社の2021年3月期住宅ローン実行額からネット専用住宅ローンの取扱高を除いた金額(7,346億円)を、2021年3月期住宅ローン市場総額(調整値込)で除したものの。※住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」の2021年3月期「住宅ローン新規貸出」から、重複する当社貸出分を控除した金額。

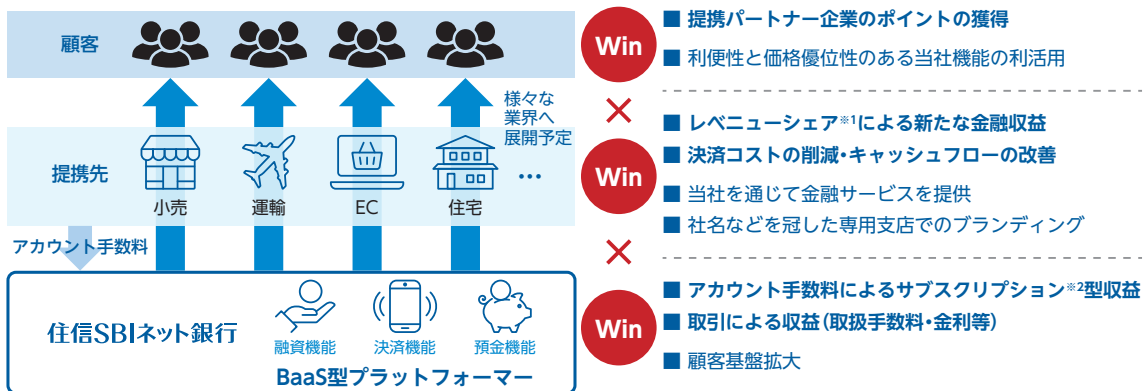
※2:株式会社優良住宅ローンは主にフラット35を取り扱う。

※3:当社グループがデジタルバンク事業及びBaaS事業で取り扱う住宅ローン実行額の合計。2021年4月から2021年12月までの実行額-2020年4月から2020年12月までの実行額の差額(2,206億円)のうち、株式会社優良住宅ローンの取扱金額は1,060億円となる。

2 BaaS事業

当社グループが手掛けるBaaS事業は、2020年にサービス提供を開始し、銀行(Bank)の持つサービス機能(Banking)の中から、パートナー企業の課題解決に必要なものを、APIなどのFinTechを活用してスムーズに提供しております。当社のBaaS事業は、提携先の顧客、提携先、当社それぞれがWin・Win・Winとなる関係を生み出すビジネスモデルの訴求と構築に注力しております。

■ 提携先の顧客・提携先・当社それぞれにWin・Win・Winの関係を生み出すビジネスモデル



※1:当社と提携先との間の契約においては、当社が提携先を通じて提供する金融機能により当社が得た収益を、提携先との間で予め合意した一定の配分率に基づき分け合うこととされており、かかる仕組みをレベニューシェアという。

※2:「定期購読、継続購入」の意味。商品やサービスを所有・購入するのではなく、一定期間利用できる権利に対して料金を支払うビジネスモデルを指す。

■ 戦略的パートナーシップ締結

2020年に日本航空株式会社、2021年にカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、株式会社ヤマダホールディングス、株式会社オープンハウスと戦略的パートナーシップを締結、サービスを提供開始しました。その後も、「SBI証券NEOBANK(イルカ支店)」の新規リリースに加え、SBIレミット株式会社及び株式会社高島屋、第一生命保険株式会社、三井住友信託銀行株式会社等との間で「NEOBANK[®]」サービスの提供又はそれに向けた協議に関する合意をしており、今後も提携先の拡大により、より多くの個人のお客さまに最先端のテクノロジーを活用した金融サービスをお届けすることを目指しております。



また当社は、BaaS事業の取組みがもたらす、提携先の顧客、提携先、当社それぞれがWin・Win・Winとなる仕組み及び決済や提携先等のデータを活かし、従来の銀行とは異なるビジネスモデルを確立していきたいと考えています。デジタルバンク事業及びBaaS事業にとどまらず、さらに新たな銀行ビジネスモデルの創造にも挑戦しております。

※:締結検討先・サービス開始準備中。

3 子会社とのシナジー

当社は、当社の金融サービス・ノウハウ等と子会社のリソース・技術力等の組み合わせにより、付加価値の高い事業展開を目指しています。

【デジタルバンク事業】

■ 株式会社優良住宅ローン

独立行政法人住宅金融支援機構の「フラット35」(買取型) 買取実績において業界第5位(2020年度、同社調べ)の株式会社優良住宅ローンと住宅ローン事業等の一体運営を進めることで、より多くのお客さまに便利で付加価値の高い住宅ローンを提供することを目指しています。

■ 住信SBIネット銀カード株式会社

住信SBIネット銀カード株式会社の与信・審査ノウハウを活用し、当社の無担保カードローンを対象とした債務保証を行っております。

【BaaS事業】

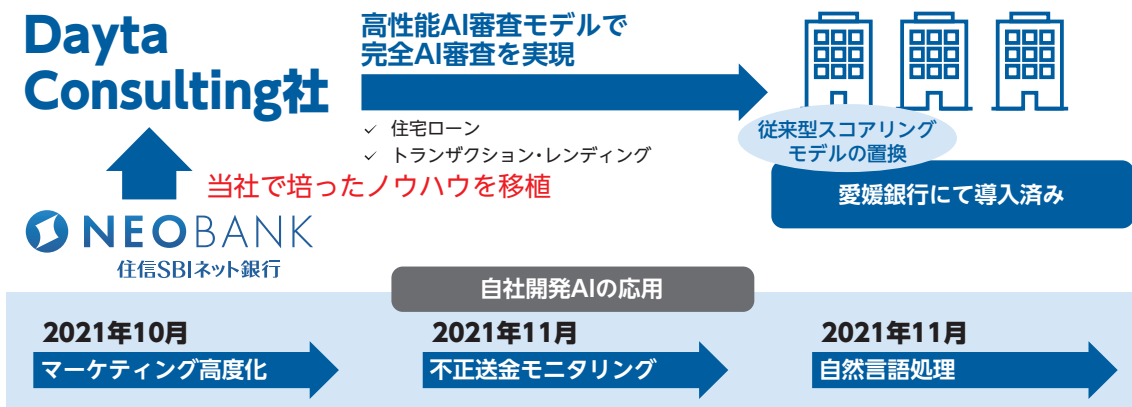
■ ネットムーブ株式会社

当社が持つAPIやAI審査モデル等のテクノロジーを駆使した銀行サービスとネットムーブ株式会社の保有するシステム設計・開発力等との融合により、決済分野において提供サービスの高度化に挑戦するとともに、同社の技術を活用したインターネットバンキングのセキュリティ向上と、お客さまとのウェブコミュニケーションの進化を図っています。



■ Dayta Consulting株式会社

株式会社日立製作所の人工知能「Hitachi AI Technology/Prediction of Rare Case」と、当社のデータハンドリング技術・ノウハウを組み合わせ共同開発するAI与信モデルを活用し、他の金融機関での審査プロセスに機能提供するプラットフォーム事業を展開し、業務効率化にも取り組んでいます。



※1:SaAT(サート):セキュリティ及び認証サービスの総称。不正送金対策サービス[SaAT netizen]、スマートフォン向けセキュリティアプリ[SaAT Secure Starter]など、延べ100社以上の金融機関で提供実績がある。

※2:FIDO(Fast Identity Online)。パスワード認証に代わる新たなオンライン認証のための技術仕様の標準化を提唱する国際的な非営利団体であるFIDOアライアンスによるオンラインの認証技術の規格。生体認証機能等を利用することでセキュリティ性とユーザビリティの両立が可能となる。

業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

(単位:百万円)

回次 決算年月	第13期 2020年3月	第14期 2021年3月	第15期第3四半期 2021年12月
連結経常収益	77,737	78,754	60,234
連結経常利益	19,000	20,726	16,986
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益	12,570	13,928	13,029
連結包括利益又は連結四半期包括利益	11,948	14,741	12,884
連結純資産額	118,944	134,182	146,570
連結総資産額	6,373,777	7,233,344	8,301,673
1株当たり純資産額 (円)	788.53	886.36	-
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	83.35	92.36	86.40
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	1.86	1.84	1.76
連結自己資本利益率 (%)	11.13	11.02	-
連結株価収益率 (倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	384,721	268,109	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	47,577	△39,804	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	40	-	-
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	1,283,221	1,511,526	-
従業員数 (人)	584	638	-
(外、平均臨時従業員数)	(200)	(182)	(-)

- (注) 1. 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3. 自己資本比率は、(期末(四半期末)純資産の部合計-期末(四半期末)非支配株主持分)を期末(四半期末)資産の部合計で除して算出しております。
 4. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を(期首自己資本+期末自己資本)÷2で除して算出しております。
 5. 連結株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 6. 従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を()内に外書きで記載しております。
 7. 第13期及び第14期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社により監査を受けております。また、第15期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社により四半期レビューを受けております。
 8. 当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

(単位:百万円)

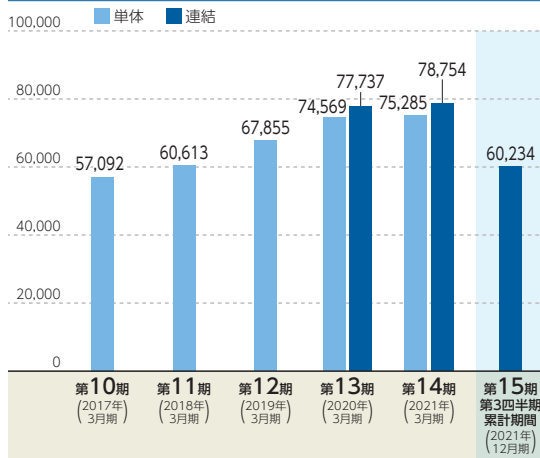
回次 決算年月	第10期 2017年3月	第11期 2018年3月	第12期 2019年3月	第13期 2020年3月	第14期 2021年3月
経常収益	57,092	60,613	67,855	74,569	75,285
経常利益	14,632	15,383	17,944	18,738	20,608
当期純利益	9,805	10,436	12,108	12,477	13,900
資本金	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
発行済株式総数 (千株)	1,507	1,507	1,507	1,507	1,507
純資産額	82,897	92,806	106,939	118,798	133,521
総資産額	4,436,158	5,040,385	5,560,291	6,373,242	7,204,724
預金残高	4,006,804	4,426,019	4,857,092	5,392,277	6,293,877
貸出金残高	2,352,867	3,185,165	3,607,196	4,043,990	4,566,789
有価証券残高	762,975	598,243	707,934	645,361	692,622
1株当たり純資産額 (円)	54,974.20	61,545.58	70,917.57	787.81	885.45
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	6,502.39	6,921.28	8,029.95	82.74	92.18
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	1.86	1.84	1.92	1.86	1.85
自己資本利益率 (%)	12.44	11.88	12.12	11.05	11.01
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	510	500	488	549	525
(外、平均臨時従業員数)	(294)	(301)	(239)	(197)	(143)

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末純資産の部合計)で除して算出しております。
 4. 自己資本利益率は、当期純利益を(期首自己資本+期末自己資本)÷2で除して算出しております。
 5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
 7. 従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を()内に外書きで記載しております。
 8. 第10期、第11期、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠し、作成しております。
 なお、第10期、第11期、第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社により監査を受けておりますが、第12期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
 9. 当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
 10. 当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について(2012年8月21日付株証上審第133号)に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第10期、第11期及び第12期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 株式会社による監査を受けておりません。

回次 決算年月	第10期 2017年3月	第11期 2018年3月	第12期 2019年3月	第13期 2020年3月	第14期 2021年3月
1株当たり純資産額 (円)	54,974	615.45	709.17	787.81	885.45
1株当たり当期純利益 (円)	65.02	69.21	80.29	82.74	92.18
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(内1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

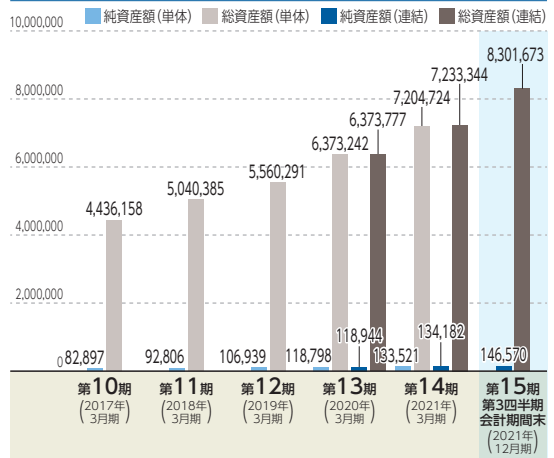
経常収益

(単位:百万円)



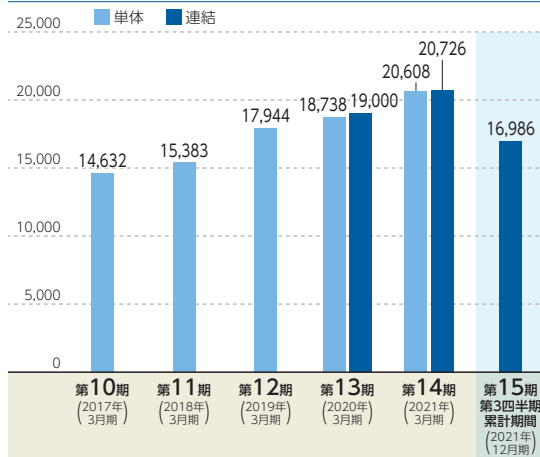
純資産額／総資産額

(単位:百万円)



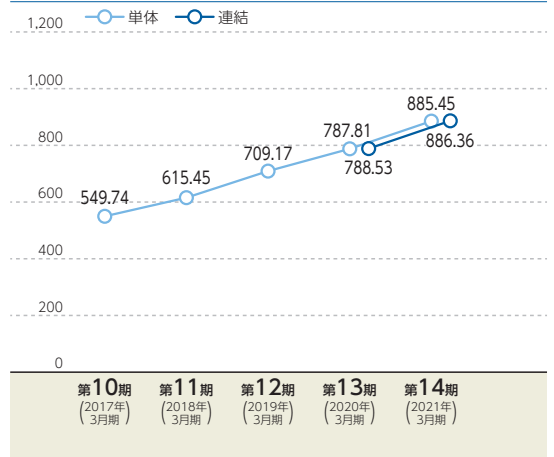
経常利益

(単位:百万円)



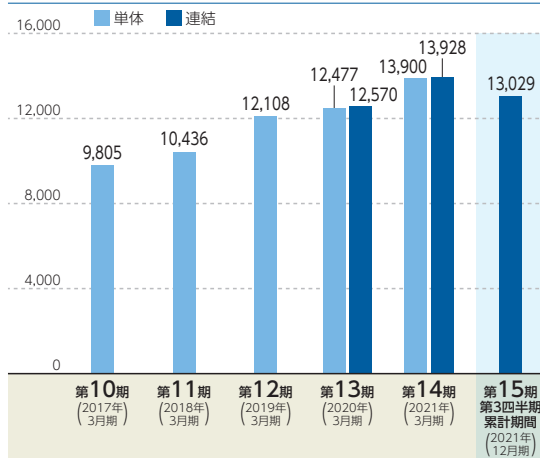
1株当たり純資産額

(単位:円)



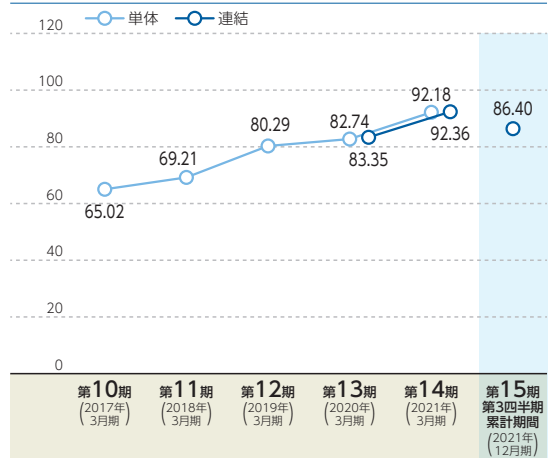
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益及び当期純利益

(単位:百万円)



1株当たり当期(四半期)純利益

(単位:円)



(注) 2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますので、上記の1株当たり指標のグラフにつきましては、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	3
3. 募集の条件	4
4. 株式の引受け	5
5. 新規発行による手取金の使途	6
第2 売出要項	7
1. 売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）	7
2. 売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）	8
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）	10
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる国内売出し）	11
募集又は売出しに関する特別記載事項	12
第二部 企業情報	14
第1 企業の概況	14
1. 主要な経営指標等の推移	14
2. 沿革	17
3. 事業の内容	18
4. 関係会社の状況	25
5. 従業員の状況	26
第2 事業の状況	27
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	27
2. 事業等のリスク	31
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	43
4. 経営上の重要な契約等	64
5. 研究開発活動	65
第3 設備の状況	66
1. 設備投資等の概要	66
2. 主要な設備の状況	66
3. 設備の新設、除却等の計画	67
第4 提出会社の状況	68
1. 株式等の状況	68
2. 自己株式の取得等の状況	70
3. 配当政策	70
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	71

第5	経理の状況	95
1.	連結財務諸表等	96
(1)	連結財務諸表	96
(2)	その他	161
2.	財務諸表等	162
(1)	財務諸表	162
(2)	主な資産及び負債の内容	182
(3)	その他	182
第6	提出会社の株式事務の概要	183
第7	提出会社の参考情報	184
1.	提出会社の親会社等の情報	184
2.	その他の参考情報	184
第四部	株式公開情報	185
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	185
第2	第三者割当等の概況	185
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	185
2.	取得者の概況	185
3.	取得者の株式等の移動状況	185
第3	株主の状況	185
	[監査報告書]	186

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月15日
【会社名】	住信SBIネット銀行株式会社
【英訳名】	SBI Sumishin Net Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 円山 法昭
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229-1247
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員コーポレート本部長 横井 智一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	(03) 6229-1247
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員コーポレート本部長 横井 智一
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 5,340,067,200円 売出金額 (引受人の買取引受けによる国内売出し) ブックビルディング方式による売出し 63,016,704,000円 (オーバーアロットメントによる国内売出し) ブックビルディング方式による売出し 10,394,496,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	3,272,100（注）3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、1単元の株式数は100株であります。

（注）1. 2022年2月15日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 上記発行数は、2022年2月15日開催の取締役会において決議された当社普通株式5,453,500株（以下「総発行数」という。）の公募による新株式発行のうち、日本国内における募集（以下「国内募集」という。）に係るものであります。総発行数のうち残余の2,181,400株について、国内募集と同時に、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）において募集（以下「海外募集」という。）が行われる予定であります。国内募集と海外募集の最終的な内訳は、総発行数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日（2022年3月14日）に決定される予定であります。なお、総発行数については、2022年3月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）」に記載のとおり、国内募集と同時に、当社の株主である三井住友信託銀行株式会社及びSBIホールディングス株式会社が所有する当社普通株式32,821,200株の日本国内における売出し（以下「引受人の買取引受けによる国内売出し」という。）が行われる予定であります。また、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及び海外募集と同時に、海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）において、当社の株主である三井住友信託銀行株式会社及びSBIホールディングス株式会社が所有する当社普通株式21,880,800株の売出し（以下「引受人の買取引受けによる海外売出し」という。）が行われる予定であります。

さらに、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）」に記載のとおり、需要状況等を勘案し、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、5,413,800株を上限として、野村証券株式会社が当社の株主である三井住友信託銀行株式会社及びSBIホールディングス株式会社（以下「貸株人」と総称する。）より借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる国内売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。また、需要状況等を勘案し、海外募集及び引受人の買取引受けによる海外売出しに伴い、3,609,200株を上限として、Nomura International plcが野村証券株式会社を經由して貸株人より借入れる当社普通株式の海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における売出し（以下「オーバーアロットメントによる海外売出し」という。）が追加的に行われる場合があります。

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外募集及び引受人の買取引受けによる海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

海外募集及び引受人の買取引受けによる海外売出し並びにオーバーアロットメントによる海外売出しの詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外募集及び引受人の買取引受けによる海外売出し並びにオーバーアロットメントによる海外売出しについて」をご参照下さい。

4. 国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し、海外募集、引受人の買取引受けによる海外売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出し（これらを併せて、以下「グローバル・オフERING」という。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券、ゴールドマン・サックス証券株式会社、シティグループ証券株式会社、大和証券株式会社、BofA証券株式会社及びUBS証券株式会社（以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」という。）であります。
国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる国内売出しの共同主幹事会社は、野村証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券及び大和証券株式会社であり、当社普通株式を取得し得る投資家のうち、個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券及び大和証券株式会社が共同で行います。また、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては、野村証券株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券及び大和証券株式会社が共同で行います。
5. グローバル・オフERINGに関連して、ロックアップに関する合意が2022年3月14日付でなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2022年3月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は2022年3月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	3,272,100	5,340,067,200	2,999,861,280
計（総発行株式）	3,272,100	5,340,067,200	2,999,861,280

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2022年2月15日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
 5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,920円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は6,282,432,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2022年3月15日(火) 至 2022年3月18日(金)	未定 (注) 4	2022年3月23日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2022年3月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年3月14日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2022年3月7日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2022年3月14日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2022年2月15日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2022年3月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする旨、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2022年3月24日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。国内募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の定める「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2022年3月8日から2022年3月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の定める「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は国内募集を中止いたします。国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し、海外募集、引受人の買取引受けによる海外売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しも中止されます。また、海外募集又は引受人の買取引受けによる海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しは中止されます。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大手町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2022年3月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
アイザワ証券株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町一丁目4番地		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
計	—		

(注) 1. 引受株式数は、2022年3月7日開催予定の取締役会において決定する予定ですが、需要状況等を勘案した結果、国内募集と海外募集の内訳の最終的な決定等に伴って、2022年3月14日付で変更される可能性があります。

2. 当社は、上記引受人と発行価格決定日(2022年3月14日)に国内募集に関する元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後株式払込期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、国内募集は中止されます。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
5,999,722,560	129,370,000	5,870,352,560

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、国内募集における株式の新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,920円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額は、国内募集における株式の新規発行に係る諸費用の概算額の合計であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の国内募集における差引手取概算額5,870百万円については、海外募集における手取概算額3,700百万円と併せて、勘定系システム基盤更改並びに情報セキュリティの向上及び顧客の利便性向上に資するシステム関連の投資（2023年3月期：7,500百万円、2024年3月期：2,070百万円）に充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) システム関連投資の主な内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受けによる国内売出し）】

2022年3月14日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で引受人の買取引受けによる国内売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	32,821,200	63,016,704,000	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 16,410,600株 東京都港区六本木一丁目6番1号 SBIホールディングス株式会社 16,410,600株
計(総売出株式)	—	32,821,200	63,016,704,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、引受人の買取引受けによる国内売出しと同時に、国内募集、海外募集及び引受人の買取引受けによる海外売出しが行われる予定です。引受人の買取引受けによる国内売出し及び引受人の買取引受けによる海外売出しの総売出株式数（以下「総売出株式数」という。）は54,702,000株で、その内訳は、引受人の買取引受けによる国内売出し32,821,200株、引受人の買取引受けによる海外売出し21,880,800株の予定であります。最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2022年3月14日）に決定される予定であります。

3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,920円）で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

6. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる国内売出しが、海外募集及び引受人の買取引受けによる海外売出しに伴い、需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる海外売出しが、それぞれ追加的に行われる場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる国内売出し）」を、オーバーアロットメントによる海外売出しについては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 海外募集及び引受人の買取引受けによる海外売出し並びにオーバーアロットメントによる海外売出しについて」を、それぞれご参照下さい。

7. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3に記載のとおり、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、海外募集及び引受人の買取引受けによる海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が海外の引受団に売却されることがあります。

8. 前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載のとおり、グローバル・オフリングに関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. ロックアップについて」をご参照下さい。

9. 国内募集が中止された場合には、引受人の買取引受けによる国内売出しも中止されます。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受けによる国内売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2022年 3月15日(火) 至 2022年 3月18日(金)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都港区東新橋一丁目9 番1号 アイザワ証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一 丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目 7番1号 東洋証券株式会社 東京都千代田区麴町一丁目 4番地 松井証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受けによる国内売出しにおける引受価額は、国内募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売
出価格決定日（2022年3月14日）に決定される予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額
は引受人の手取金となります。

4. 売出人及び当社は、上記引受人と売出価格決定日（2022年3月14日）に引受人の買取引受けによる国内売出しに関する元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後株式受渡期日までの間に、同契約の解除条項に基づき、同契約が解除された場合、引受人の買取引受けによる国内売出しは中止されま
5. 引受人は、引受人の買取引受けによる国内売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受けによる国内売出しに係る株式は、機構の定める「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
8. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
9. 引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合は、国内募集、オーバーアロットメントによる国内売出し、海外募集、引受人の買取引受けによる海外売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しも中止されます。また、海外募集又は引受人の買取引受けによる海外売出しが中止された場合にも、国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しは中止されます。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる国内売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	5,413,800	10,394,496,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社 5,413,800株
計(総売出株式)	—	5,413,800	10,394,496,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる国内売出しは、国内募集及び引受人の買取引受けによる国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われな場合があります。
2. オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、野村證券株式会社は、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券及び大和証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「国内シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
- なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 国内グリーンシュエーションと国内シンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- また、オーバーアロットメントによる海外売出しに関連して、Nomura International plcは、SMBC Nikko Capital Markets Limited、SBI Securities (Hong Kong) Limited、Goldman Sachs International、Citigroup Global Markets Limited、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Merrill Lynch International及びUBS AG London Branchと協議の上、野村證券株式会社を經由して、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「海外シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 海外グリーンシュエーションと海外シンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 国内募集又は引受人の買取引受けによる国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる国内売出しも中止されます。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,920円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる国内売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 2022年 3月15日(火) 至 2022年 3月18日(金)	100	未定 (注) 1	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2022年3月14日）に決定される予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. オーバーアロットメントによる国内売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2022年3月14日）に決定される予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受けによる国内売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式は、機構の定める「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
5. 野村証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券及び大和証券株式会社を共同主幹事会社として、東京証券取引所への上場を予定しております。

2. 海外募集及び引受人の買取引受けによる海外売出し並びにオーバーアロットメントによる海外売出しについて

国内募集、引受人の買取引受けによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる国内売出しと同時に、海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における募集（海外募集）及び売出し（引受人の買取引受けによる海外売出し）が、Nomura International plc、SMBC Nikko Capital Markets Limited、SBI Securities (Hong Kong) Limited、Goldman Sachs International、Citigroup Global Markets Limited、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Merrill Lynch International及びUBS AG London Branchを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額個別買取引受けにより行われる予定であります。

総発行数は5,453,500株で、その内訳は、国内募集3,272,100株、海外募集2,181,400株の予定であります。最終的な内訳は、総発行数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、発行価格決定日（2022年3月14日）に決定される予定であります。また、総売出株式数は54,702,000株で、その内訳は、引受人の買取引受けによる国内売出し32,821,200株、引受人の買取引受けによる海外売出し21,880,800株の予定であります。最終的な内訳は、総売出株式数の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（2022年3月14日）に決定される予定であります。

また、需要状況等を勘案し、海外募集及び引受人の買取引受けによる海外売出しに伴い、3,609,200株を上限として、Nomura International plcが野村證券株式会社を經由して貸株人より借入れる当社普通株式の海外市場（ただし、米国においては米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における売出し（オーバーアロットメントによる海外売出し）が追加的に行われる場合があります。オーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出株式数は3,609,200株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限株式数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる海外売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

3. 国内グリーンシュエーションと国内シンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる国内売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる国内売出しのために、野村證券株式会社が貸株人より借入れる当社普通株式5,413,800株（上限）（以下「国内借入株式」という。）であります。これに関連して、貸株人は、野村證券株式会社に対して、5,413,800株を上限として、2022年4月15日を行使期限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「国内グリーンシュエーション」という。）を付与する予定であります。

また、野村證券株式会社は、上場（売買開始）日（2022年3月24日）から2022年4月13日までの間（以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。）、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券及び大和証券株式会社と協議の上、国内借入株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出株式数を上限とする国内シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、国内シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社は、SMBC日興証券株式会社、株式会社SBI証券及び大和証券株式会社と協議の上、国内シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる国内売出しに係る売出株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。国内シンジケートカバー取引により買い付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、国内借入株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村證券株式会社が国内グリーンシュエーションを行使することにより、貸株人への返却に代えることといたします。

4. 海外グリーンシュエーションと海外シンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる海外売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる海外売出しのために、Nomura International plcが野村証券株式会社を經由して貸株人より借入れる当社普通株式3,609,200株（上限）（以下「海外借入株式」という。）であります。これに関連して、貸株人は、野村証券株式会社を經由してNomura International plcに対して、3,609,200株を上限として、2022年4月15日を行使期限として、その所有する当社普通株式を追加的に取得する権利（以下「海外グリーンシュエーション」という。）を付与する予定であります。

また、Nomura International plcは、野村証券株式会社を經由して、上場（売買開始）日（2022年3月24日）から2022年4月13日までの間（以下「海外シンジケートカバー取引期間」という。）、SMBC Nikko Capital Markets Limited、SBI Securities (Hong Kong) Limited、Goldman Sachs International、Citigroup Global Markets Limited、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Merrill Lynch International及びUBS AG London Branchと協議の上、海外借入株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出株式数を上限とする海外シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、海外シンジケートカバー取引期間内においても、Nomura International plcは、SMBC Nikko Capital Markets Limited、SBI Securities (Hong Kong) Limited、Goldman Sachs International、Citigroup Global Markets Limited、Daiwa Capital Markets Europe Limited、Merrill Lynch International及びUBS AG London Branchと協議の上、海外シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる海外売出しに係る売出株式数に至らない株式数で海外シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。海外シンジケートカバー取引により買い付けられ返却に充当される当社普通株式の株式数が、海外借入株式の株式数に満たない場合、不足する株式数については野村証券株式会社を經由してNomura International plcが海外グリーンシュエーションを行使することにより、貸株人への返却に代えることといたします。

5. ロックアップについて

グローバル・オフリングに関連して、売出人及び貸株人である三井住友信託銀行株式会社及びSBIホールディングス株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2022年9月19日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の譲渡又は処分等（ただし、引受人の買取引受けによる国内売出し、引受人の買取引受けによる海外売出し、オーバーアロットメントによる国内売出し及びオーバーアロットメントによる海外売出しのための当社普通株式の貸渡し並びに国内グリーンシュエーション及び海外グリーンシュエーションの行使に基づく当社普通株式の売却等を除く。）を行わない旨を約束する書面を2022年3月14日付で差し入れる予定であります。

また、グローバル・オフリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、国内募集、海外募集及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨を約束する書面を2022年3月14日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第13期	第14期
決算年月		2020年3月	2021年3月
連結経常収益	百万円	77,737	78,754
連結経常利益	百万円	19,000	20,726
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	12,570	13,928
連結包括利益	百万円	11,948	14,741
連結純資産額	百万円	118,944	134,182
連結総資産額	百万円	6,373,777	7,233,344
1株当たり純資産額	円	788.53	886.36
1株当たり当期純利益	円	83.35	92.36
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—
自己資本比率	%	1.86	1.84
連結自己資本利益率	%	11.13	11.02
連結株価収益率	倍	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	384,721	268,109
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	47,577	△39,804
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	40	—
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,283,221	1,511,526
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	584 (200)	638 (182)

- (注) 1. 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を(期首自己資本＋期末自己資本)÷2で除して算出しております。
5. 連結株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を()内に外書きで記載しております。
7. 第13期及び第14期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
8. 当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
経常収益	百万円	57,092	60,613	67,855	74,569	75,285
経常利益	百万円	14,632	15,383	17,944	18,738	20,608
当期純利益	百万円	9,805	10,436	12,108	12,477	13,900
資本金	百万円	31,000	31,000	31,000	31,000	31,000
発行済株式総数	千株	1,507	1,507	1,507	1,507	1,507
純資産額	百万円	82,897	92,806	106,939	118,798	133,521
総資産額	百万円	4,436,158	5,040,385	5,560,291	6,373,242	7,204,724
預金残高	百万円	4,006,804	4,426,019	4,857,092	5,392,277	6,293,877
貸出金残高	百万円	2,352,867	3,185,165	3,607,196	4,043,990	4,566,789
有価証券残高	百万円	762,975	598,243	707,934	645,361	692,622
1株当たり純資産額	円	54,974.20	61,545.58	70,917.57	787.81	885.45
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	円	6,502.39	6,921.28	8,029.95	82.74	92.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	1.86	1.84	1.92	1.86	1.85
自己資本利益率	%	12.44	11.88	12.12	11.05	11.01
株価収益率	倍	—	—	—	—	—
配当性向	%	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	510 (294)	500 (301)	488 (239)	549 (197)	525 (143)

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 自己資本利益率は、当期純利益を(期首自己資本+期末自己資本)÷2で除して算出しております。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を()内に外書きで記載しております。
8. 第10期、第11期、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠し、作成しております。
なお、第10期、第11期、第13期及び第14期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けておりますが、第12期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
9. 当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知『『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について』（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第10期、第11期及び第12期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
1株当たり純資産額	円	549.74	615.45	709.17	787.81	885.45
1株当たり当期純利益	円	65.02	69.21	80.29	82.74	92.18
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	—	—
（内1株当たり中間配当額）	（円）	（—）	（—）	（—）	（—）	（—）

2 【沿革】

年月	概要
1986年6月	「住信オフィスサービス株式会社」を住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）の事務を受託する完全子会社として設立
2004年9月	住信パーソナルサービス株式会社に全業務を承継させる会社分割を実施 住信オフィスサービス株式会社へ商号変更
2006年4月	第三者割当増資（資本金40億円） 「株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社」へ商号変更
2006年6月	銀行免許の予備審査を申請
2007年1月	株主割当増資を実施（資本金90億円）
2007年9月	銀行免許の予備認可を受理し、「住信SBIネット銀行株式会社」へ商号変更 株主割当増資を実施（資本金200億円） 銀行業の営業免許を取得 営業開始
2007年10月	全銀システムと接続、全国内国為替制度に加盟
2008年6月	株主割当増資を実施（資本金225億円）
2008年7月	金融商品仲介業務の取扱い開始
2008年8月	取引所為替証拠金取引「くりっく365」の取扱い開始
2008年11月	生命保険商品の取扱い開始
2009年4月	自動車保険の取扱い開始
2009年7月	「住信SBIネット銀カード株式会社」を設立
2009年8月	株主割当増資を実施（資本金250億円）
2010年1月	店頭為替証拠金取引「Oh!FX」の取扱い開始
2010年4月	株主割当増資を実施（資本金310億円）
2015年3月	銀行代理業者による住宅ローン販売開始
2015年10月	「SBIカード株式会社」の株式を取得し、子会社化
2017年9月	「JALペイメント・ポート株式会社」を設立
2017年11月	新クレジットカード「ミライノカード」の取扱い開始
2019年4月	「ネットムーブ株式会社」の株式を取得し、子会社化
2019年5月	「Dayta Consulting株式会社」を設立
2020年4月	JALマイレージバンク会員（注1）向け銀行サービス「JAL NEOBANK」の提供開始
2021年3月	T会員（注2）向け銀行サービス「T NEOBANK」の提供開始 「株式会社優良住宅ローン」の株式を取得し、子会社化
2021年5月	SBIカード株式会社を清算
2021年7月	ヤマダデジタル会員（注3）向け銀行サービス「ヤマダNEOBANK」の提供開始
2021年8月	おうちリンクのサービス（注4）利用者向け銀行サービス「おうちバンク」の提供開始
2022年1月	株式会社SBI証券利用者向け銀行サービス「SBI証券NEOBANK」の提供開始

- (注) 1. 日本航空株式会社の提供するJALマイレージバンクに会員登録した個人のお客さまを指します。
 2. カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が選定する各種サービスを受けるために、会員登録をした個人のお客さまを指します。
 3. 株式会社ヤマダホールディングスが運営及び提供するスマートフォンアプリ「ヤマダデジタル会員」に会員登録した個人のお客さまを指します。
 4. オープンハウスグループの各社より住宅購入をされたお客さまがご利用いただける生活関連サービスを指します。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社4社及び持分法適用関連会社1社で構成され、主にインターネットをチャネルとした預金業務・貸出業務等の銀行業務、クレジットカード業務、BaaS（Banking as a Service）（注1）事業等の金融サービスを提供しております。

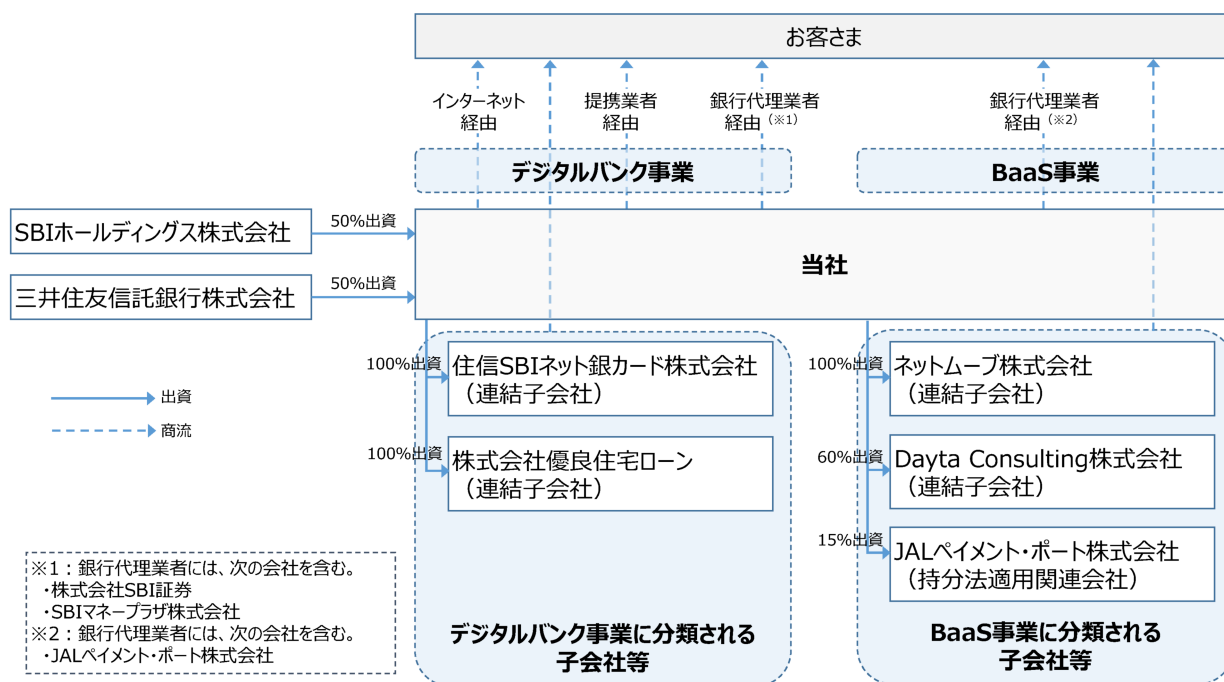
当社グループは、本書提出日現在において、以下の2つのセグメントで事業を展開しております。なお、当社グループは従来、「銀行業」を単一の報告セグメントとしておりましたが、社内業績管理上の経営資源の配分の見直しを行ったことに伴い、当社グループの経営管理の実態に合わせ、第15期連結会計年度より報告セグメントを「デジタルバンク事業」及び「BaaS事業」に変更しております。以下では変更後の報告セグメントの区分に従って記載しておりますが、以下におけるセグメントの区分は後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分とは異なっております。

デジタルバンク事業では、モバイルアプリ・インターネット経由でお客さまに商品・サービスをご提供するほか、住宅ローンについては、子会社のほか提携業者や銀行代理業者といった外部の事業者を経由してご提供し、BaaS事業では、基本的には銀行代理業者としての提携先等を経由して、お客さまにフルバンキングサービスをご提供しております。

上記における銀行代理業者を経由したお客さまとの取引による収益は、銀行代理業者と当社で配分しております。

事業の系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



	2012/3	2013/3	2014/3	2015/3	2016/3	2017/3	2018/3	2019/3	2020/3	2021/3	2021/12
親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益	51	47	71	99	84	98	104	119	125	139	130
貸出金残高（連結）	9,540	11,296	13,879	18,178	20,755	23,492	31,822	36,055	40,430	45,846	51,021
預金残高（連結）	22,826	26,909	30,766	35,760	34,464	40,061	44,251	48,564	53,914	62,917	69,912
住宅ローン累計取扱高（連結）（注2）	10,394	13,827	17,770	22,795	27,512	34,805	41,775	49,975	58,485	67,050	75,026
預金口座数（単体）	136	164	197	230	258	282	321	354	392	451	510

※ 金額は億円・万口座未満切り捨て

(1) デジタルバンク事業

主にインターネットをチャネルとした預金業務・貸出業務等の銀行業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。当社グループは、2007年に営業開始以降、経験豊富な経営陣の下、モバイルアプリ・インターネットを用いて個人・法人顧客にフルバンキングサービス（預金、貸出、決済など）を提供し、デジタル化を推進してきていた中、新型コロナウイルス感染症の拡大によるキャッシュレス化やデジタル化の流れの加速も受け、2021年8月に住宅ローン累計取扱高が7兆円を突破、2021年11月に預金口座数（注3）が500万口座を突破したほか、新規の預金口座数、決済件数（単体）（注4）及び住宅ローン新規実行額（連結）は、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前の2019年4月から同年12月にかけては、それぞれ25万口座、6,153万件、5,838億円であったものが、2021年4月から12月にかけては、それぞれ59万口座、10,037万件、8,002億円へと拡大しております。

また、今年度も複数の外部評価機関から高い評価（注5）をいただいております。預金残高、貸出金残高、住宅ローン累計取扱高については、国内ネット銀行第1位（注6）（連結ベース。預金残高及び貸出金残高については2021年9月末時点、住宅ローン累計取扱高については2021年8月6日時点の各社公表資料を基に当社調べ）（注7）の金額であります。デジタルバンク事業セグメントに関連する関係会社は、住信SBIネット銀カード株式会社、株式会社優良住宅ローンです。

①. 預金

a. 円貨預金

「円通預金」、「円定期預金」、「SBIハイブリッド預金」等を提供しております。個人口座向けのeKYCサービス（注8）の提供により、最短で申込翌日よりご利用いただけます。アプリの利用によるATMでの現金のお預入れ、お引き出し及びカードローンのお借入れ・ご返済が可能な「アプリでATM」（注9）、お客さまのスマートフォンでの生体認証の活用による、取引ごとのパスワードや認証番号の入力が不要な「スマート認証NEO」等のサービスを提供しております。2021年10月には、アプリデザイン・機能を大幅リニューアルし、利便性の向上を図りました。また、お客さまが不正送金の被害に遭わないための取組みにも注力してきており、2021年11月には自社で構築した不正送金対策モニタリング用AIモデルの適用を開始しております。

SBIハイブリッド預金は、株式会社SBI証券と連携した円預金です。SBIハイブリッド預金へ預入れたお金は、SBI証券口座の買付余力に自動的に反映し、株式や投資信託、債券などの証券取引に利用できます。また、証券取引に伴う精算代金は、受渡日にSBIハイブリッド預金とSBI証券口座との間で自動的に資金振替が行われます（自動スウィープサービス）。

b. 外貨預金

リアルタイム注文・指値注文・複合指値注文と多彩な注文方法で取引ができる「外貨普通預金」のほか、「外貨定期預金」、お客さまの指定した買付頻度、購入金額に応じて自動で外貨を買付ける「外貨積立」といった、お客さまのニーズに沿った商品をご提供しております。

②. 貸出

a. 個人向け

(a) 住宅ローン

住宅ローン市場は、2020年度の貸出実行額21兆円（このうち当社以外の国内銀行が占める割合は66.7%）、2021年3月末時点の貸出残高207兆円と非常に大きな市場です（注10）。当社グループは、AI審査モデル等の自社テクノロジーを用いてコスト競争力と顧客利便性、低金利を実現し、規模と収益性を高めるよう努力しております。当社グループの住宅ローン新規実行額は、2012年3月期の2,899億円から、2021年3月期には8,565億円と約3.0倍に成長しております。また、近時は、株式会社優良住宅ローンの子会社化により、2021年3月末の当社の貸出実行額のシェア3.5%（注11）に株式会社優良住宅ローンの貸出実行額のシェア0.8%が加わったこともあり、当社グループの2020年4月から2020年12月の貸出実行額5,796億円に対し、2021年4月から2021年12月の貸出実行額8,002億円と約40%の伸長となっております（注12）。

ア. プロパー住宅ローン

当社がご提供する好金利・充実した保障が魅力の住宅ローンです。AI/ビッグデータを活用した審査モデルの導入により与信審査の精度を高め、信用コストを低減することで、魅力的な貸出金利を提供しております。提携不動産会社や銀行代理業者の店舗を通じたお申込みに加え、BssS事業における提携先が提供するアプリからお申し込みが可能です。

イ. フラット35（買取型・保証型）

独立行政法人住宅金融支援機構と当社が提携してご提供している長期固定金利の住宅ローンです。「フラット35（買取型）」「フラット35（保証型）」と合わせ、「フラット35（買取型）」には、物件価格の1割をお借入れいただくことで、9割を超えるお借入れよりも低い金利でのご利用が可能となる「パッケージローン」もご提供しております。

当社Webサイト、銀行代理業者の店舗、BssS事業における提携先が提供するアプリでのお申込手続きに加え、「フラット35」を専門に取扱うフラットプラザでは「フラット35」に精通したスタッフが直接お客さまをサポートしており、2021年12月31日時点で2店舗となっております。

ウ. ネット専用住宅ローン

当社が三井住友信託銀行株式会社の銀行代理業者として販売する住宅ローンで、当社Webサイトを通じた完全非対面でのお申込みからご融資までお手続きが可能です。「住宅ローン手続きサポート」アプリのご利用でご融資までお客さまをしっかりとサポート致します。

(b) その他個人向けローン

「自動車ローン」「教育ローン」などの目的ローン、様々な用途にご利用いただける「カードローン」「不動産担保ローン」など、お客さまのニーズに沿った商品をご提供しております。

b. 法人向け

当社法人口座をご利用のお客さま向けに、トランザクションレンディング形態の事業性融資「dayta」をご提供しております。トランザクションレンディングとは、財務情報を元に借入条件（借入可能額及び借入利率）を決定する従来の融資形態ではなく、日々の取引データを元に借入条件を決定する融資形態です。お客さまは、法人口座のご利用状況に応じて、毎月借入条件を受け取ることができます（注13）。決算書等の書類準備や面談は不要で、インターネットを通じた手続きで、お借入れいただくことが可能です。

③ 決済

振込、アクワイアリング（注14）、デビットカード等の機能提供や、クレジットカード「ミライノカード（JCB）」「ミライノカード（Mastercard）」を発行し、カード会員向けにカードショッピングサービス、キャッシングサービス等を提供しております。

④ 関係会社

a. 株式会社優良住宅ローン

独立行政法人住宅金融支援機構の「フラット35（買取型）」買取実績において、業界第5位（2020年度、同社調べ）の優良住宅ローンと当社住宅ローン事業の管理や事務機能等の一体運営を進めることで、より多くのお客さまに便利で付加価値の高い住宅ローンを提供することを目指しています。

b. 住信SBIネット銀カード株式会社

住信SBIネット銀カードの与信・審査ノウハウを活用し、当社の無担保カードローンを対象とした債務保証を行っております。

(2) BaaS事業

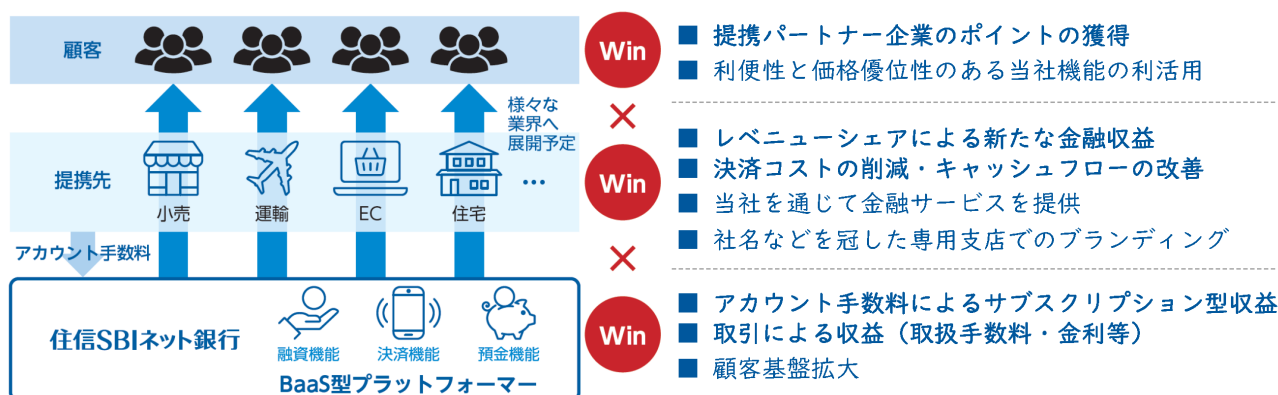
① 事業の概要

BaaS (Banking as a Service) とは、銀行が手掛ける預金、貸出、決済などの金融機能を、銀行以外の事業者提供に提供するものです。当社が手掛けるBaaS事業は2020年にサービス提供を開始したもので、当社の銀行サービス機能の中から、提携先の課題解決に必要な銀行機能を、API (注15) などのFinTech (注16) を活用してスムーズに提携先に提供する事業です。当社は、このコンセプトを体現したブランドとして「NEOBANK® (ネオバンク)」を掲げ、各事業会社との提携による、JALマイレージバンク会員向けの「JAL支店」、T会員向けの「Tポイント支店」、ヤマダデジタル会員向けの「ヤマダネオバンク支店」、オープンハウスグループより住宅購入をされたお客さま向けの「おうちバンク支店」、株式会社SBI証券のお客さま向けの「イルカ支店」等を既に開設しております。

提携先は、当社が提供する銀行機能を自社のWebサービスやアプリケーションに組み込んで活用し、住宅購入時の住宅ローンや会員向けのポイント優遇プラン等を提供することにより、当社を通じた銀行サービスの顧客への展開、金融機能の内製化を通じたコスト削減やキャッシュ・フローの改善、顧客から新たな金融収益の獲得ができるようになる一方で、提携先のお客さまは、当社のデジタルバンク事業で提供されるものと同様の商品・サービスを利用できるようになります。このセグメントに関連する関係会社は、ネットムーブ株式会社、Dayta Consulting株式会社、JALペイメント・ポート株式会社です。

② ビジネスモデル

BaaS事業は、提携先を通じて開設された顧客口座数に応じたアカウント (口座) 手数料を、当社が提携先から毎月受け取る一方で、当社の銀行サービス提供を通じて提携先の顧客から得た金融収益の一部を当社が提携先に還元するビジネスモデルです。当社BaaS事業は、提携先の顧客、提携先、当社それぞれにWin・Win・Winの関係を生み出すビジネスモデルであると考えています。



a. 提携先の顧客のメリット

利用状況に応じた提携先のポイントの獲得や、振込・ATM手数料優遇等の当社機能の活用が可能です。

b. 提携先のメリット

当社は、提携先の特性に応じてカスタマイズしたサービス提供を行っており、提携先は、社名などを冠した専用支店によるブランディングに加え、提携先の物品・サービスの取引に当社が金融機能を提供することで、提携先の顧客へより良い体験を提供するとともに、顧客へのポイント提供により顧客ロイヤリティの向上に繋げることが可能になり、また、レベニューシェア (注17) による新たな金融収益を獲得することができます。また、提携先は、金融機能を内製化することにより、クレジットカードや電子決済サービスの利用に係る費用の削減及び売掛の発生を抑制することによるキャッシュ・フローの改善を図ることができます。

c. 当社のメリット

当社はBaaS事業のプラットフォームとして、口座数に応じて提携先から支払われるアカウント (口座) 手数料によるサブスクリプション (注18) 型収益及び当社グループが口座保有者に対して提供する金融サービスに係る取引の実行により発生するトランザクション手数料による提携先とのレベニューシェアリング契約に基づく取引ベースの収益を獲得することに加え、強固な顧客基盤を有する提携先を通じて大幅に拡大した顧客基盤へのアクセスが可能となると考えております。

2021年12月31日時点で、BaaS事業を通じて獲得した口座数は累計約135千口座、2022年3月期第3四半期に当社が提携先から受領したアカウント (口座) 手数料及びトランザクション手数料の実績は合計214.3百万円 (注19) であり、同年4月30日時点の累計約26千口座、2022年3月期第1四半期の手数料実績合計18.7百万円から大きく拡大しています。また、2021年12月において、BaaS事業における、1口座から得られる収益を獲得コストで除して算出されるLTV/CACは24倍 (注20)、月次解約率は0.41% (注21)、口座当たりの収益は552円 (月額) (注22) となっており (注23)、同事業は持続的な成長余地があると考えております。

③ 関係会社

a. ネットムーブ株式会社は、2019年に完全子会社化した決済代行業業などを営む会社です。当社が持つAPIやAI審査モデル等のテクノロジーを駆使した銀行サービスと、ネットムーブ株式会社の保有するシステム設計・開発力等との融合により、決済分野における提供サービスの高度化に挑戦するとともに、ネットムーブ株式会社の技術を活用したインターネットバンキングのセキュリティ向上及びお客さまとのウェブコミュニケーションの進化を図っています。

その高い技術力を活用し、2004年にセキュリティ製品の提供を開始して以来、延べ100社（2021年12月31日時点）以上の金融機関に広くセキュリティサービスや認証機能をプラットフォーム提供しています。2020年7月には、次世代規格「FIDO（ファイド）」（注24）準拠の生体認証機能である「スマート認証NEO」の提供を開始し、2021年10月に証券業界初となる株式会社SBI証券への認証サービス提供を開始しております。

b. Dayta Consulting株式会社は、株式会社日立製作所の人工知能「Hitachi AI Technology/Prediction of Rare Case」と、当社のデータハンドリング技術・ノウハウを組み合わせ共同開発するAI与信モデルを活用し、他の金融機関での審査プロセスに機能提供するプラットフォーム事業を展開し、業務効率化にも取り組んでいます。既に住宅ローンやトランザクションレンディングのAI審査機能の一部を愛媛銀行にて導入済みです。また、自社開発AIの活用事例として、2021年10月にメール配信において自社AIを当社マーケティング基盤に導入し、運用を開始いたしました。2021年11月には、自社不正送金モニタリング用AIと他社製品を含めた複数のAIで実証実験を実施した結果、自社AIを採用いたしました。同月に、自然言語処理を用いた自社内製化AIを利用し、Web問合せのレコメンド機能を運用開始いたしました。

c. JALペイメント・ポート株式会社は、日本航空株式会社とのBaaS提携のために設立した持分法適用会社であり、日本航空株式会社の金融子会社として、BaaS事業のネオバンク支店への口座開設や取引の媒介及びプリペイドカード事業を運営しております。

(3) その他の関係会社

その他の関係会社であるSBIホールディングス株式会社並びにその子会社及び関連会社（以下「SBIホールディングスグループ」という。）のうち一部の子会社及び関連会社、並びにその他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社との主な事業上の関係については以下のとおりであります。

① 当社は、当社の銀行代理店である株式会社SBI証券（SBIホールディングス株式会社の連結子会社）に、円普通預金口座開設の媒介（勧誘及び受付）並びに、円定期預金、外貨預金、円仕組預金、外貨仕組預金の受入れ、為替及び個人を貸付先として使途を特定しない資金（事業の用に供するためのものを除く）の貸付けを内容とする契約締結の媒介（勧誘）業務を委託しております。

② 当社は、当社の銀行代理業者であるSBIマネープラザ株式会社（SBIホールディングス株式会社の連結子会社）に円普通預金及び円定期預金の受入れを内容とする契約締結の媒介（勧誘及び受付）並びに、資金の貸付けを内容とする契約締結の媒介（事業の用に供するためのものを除く）（勧誘及び受付）業務を委託しております。

③ 当社は、株式会社SBI証券の証券総合口座開設の申込み手続き並びに、投資信託・債券等の金融商品仲介業務を行っております。

④ 当社は、三井住友信託銀行株式会社の銀行代理店であり、同社より消費者を相手方とする住宅購入資金及び住宅購入資金の借換え資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理並びに、円普通預金及び円定期預金、外貨普通預金、外貨定期預金の受入れと預金口座開設を内容とする契約締結の媒介（勧誘及び受付）業務を受託しております。

- (注) 1. 銀行が提供する機能やサービスを、APIを通じて様々な企業へ提供すること。
2. 2007年9月24日の営業開始以来の住宅ローン累計取扱高。住宅ローン累計取扱高とは、当社が販売する住宅ローン、当社が三井住友信託銀行株式会社の銀行代理業者として販売する住宅ローン、当社を所属銀行として銀行代理業者が販売する住宅ローン、「フラット35」及び株式会社優良住宅ローン（2022年3月期以降）により組成された住宅ローン（フラット35、プラスワン）の各融資実行額の合計。
3. 当社全社ベース（デジタルバンク事業とBaaS事業の合計）の預金口座数（2021年11月11日時点）。
4. 当社全体（デジタルバンク事業とBaaS事業の合計）で取り扱う決済（総合振込/即時決済/口振、外貨送金/受取/外貨即時決済、即時口座振替、内国為替（仕向/被仕向）、デビットカード、ミライノカード）、その他の合計件数。

5. 2021年オリコン顧客満足度調査 ネット銀行 総合第1位（2021年 オリコン株式会社調べ）。公益社団法人企業情報化協会主催の2021年度（第22期）カスタマーサポート表彰制度において「優秀賞」を受賞。
公益社団法人企業情報化協会主催の2021年度（第39回）IT賞において「IT賞（顧客・事業機能領域）」を受賞。
6. 当社の他、楽天銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行及びPayPay銀行を指します。
7. 2021年12月末時点における他行に係る当該数値は2022年2月7日現在一部が未公表であるため、2021年9月末時点の各社公表情報に基づく順位を記載。そのため、当該時点以降の順位は変動する可能性があります。
8. electronic Know Your Customerの略で、「オンライン上での本人確認」のこと。
9. 利用可能ATM：セブン銀行、ローソン銀行
10. 出典：住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」
11. $7,346\text{億円} \div 21\text{兆}1,324\text{億円}(\ast) \approx 3.5\%$ 。当社の2021年3月期住宅ローン実行額からネット専用住宅ローンの取扱高を除いた金額（7,346億円）を、2021年3月期住宅ローン市場総額（調整値込）で除したものの。
※住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」の2021年3月期「住宅ローン新規貸出」から、重複する当社貸出分を控除した金額。
12. 当社グループがデジタルバンク事業及びBaaS事業で取り扱う住宅ローン実行額の合計。2021年4月から2021年12月までの実行額-2020年4月から2020年12月までの実行額の差額（2,206億円）のうち、株式会社優良住宅ローンの取扱金額は1,060億円となります。
13. 借入可能額50万～3,000万円、返済回数は借入期間に応じて3～12回（4～13ヵ月内）から選択可能です。貸付に際しては、当社法人口座開設のほか、当社所定の条件を満たした方にお知らせしています。
14. クレジットカード等のキャッシュレス決済を提供するブランドからの認定に基づいて、決済を受け付ける加盟店の管理（審査・売上金入金等）・開拓を行う業務。
15. Application Programming Interfaceの略。あるアプリケーションの機能や管理するデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様・仕組みのこと。
16. Finance（金融）とTechnology（技術）を組み合わせた造語。従来の金融サービスと技術を組み合わせた領域のこと。
17. 当社と提携先との間の契約においては、当社が提携先を通じて提供する金融機能により当社が得た収益を、提携先との間で予め合意した一定の配分率に基づき分け合うこととされており、かかる仕組みをレベニューシェアという。なお、提携先とのレベニューシェアの割合については、2021年12月においては、当社各提携先を通じて金融機能を提供したことにより当社が得た収益の合計額のうち、平均約40%を提携先に配分（当社は残りの約60%を収受）いたしました。当該数値は2021年12月の1ヵ月間の提携先4社の合算ベースでの割合であります。当該数値は、非常に短期間における提携先4社の合算ベースでの数値であるため、現在又は将来における特定の提携先との間でのレベニューシェアの割合又はその見込みを示すものではなく、また、より長期間における数値や将来の数値はこれと大幅に異なる可能性がある点にご留意ください。
18. 「定期購読、継続購入」の意味。商品やサービスを所有・購入するのではなく、一定期間利用できる権利に対して料金を支払うビジネスモデルを指します。
19. 2021年4月から同年12月までに収受した手数料の金額については、そのうち約30%がアカウント（口座）手数料、約70%がトランザクション手数料（提携先へのレベニューシェア配分後の手数料）となっております。なお、2021年12月における一口座あたりのアカウント（口座）手数料の額（合算ベース）は、月額約148円となりました。かかる金額は、2021年12月に当社が提携先4社から受領したアカウント（口座）手数料の合計額を、同月末における提携先4社に係るアカウント（口座）数で除して算出した金額であります。当該金額は、2021年12月の1ヵ月間という非常に短期間における提携先4社の合算ベースでの金額であるため、現在又は将来における特定の提携先に係る1口座あたりのアカウント（口座）手数料の額又はその見込みを示すものではなく、また、より長期間における金額や将来の金額を示すものではありません。また、提携の内容・条件は提携先ごとに異なるため、上記数値は将来のその時々時点においては大幅に異なる可能性がある点にご留意ください。

20. LTV（顧客生涯価値）は、口座当たり月間業務粗利益（アカウント（口座）手数料及びトランザクション手数料（提携先へのレベニューシェア配分後の手数料であり、かつ銀行サービス提供の提供にかかるコストを控除したもの）の合計金額を口座数で除して算出した金額（2021年12月において405円））を月次解約率で除して算出した金額（2021年12月において98,700円）です。
CAC（顧客獲得単価）は、1口座を獲得するために一定期間に要した費用であり、預金金利優遇やキャッシュバックキャンペーンなどのセールスプロモーションに要した費用により構成されています。
上記記載のBaaS事業におけるLTV/CACは、2021年12月の1ヵ月間における数値であり、より長期間における数値や将来の数値はこれと大幅に異なる可能性があります。
21. 当月解約数をその前月末の口座数で除して算出した割合です。
22. アカウント（口座）手数料及びトランザクション手数料（提携先へのレベニューシェア配分後の手数料）の合計金額を口座数で除して算出した金額です。
23. 上記記載のBaaS事業におけるLTV/CAC、月次解約率及び口座当たりの収益並びに上記注19に記載の口座当たり月間業務粗利益、LTV及びCACの各数値は、2021年12月の1ヵ月間における数値であり、より長期間における数値や将来の数値はこれと大幅に異なる可能性があります。
24. FIDO(Fast Identity Online)。パスワード認証に代わる新たなオンライン認証のための技術仕様の標準化を提唱する国際的な非営利団体であるFIDOアライアンスによるオンラインの認証技術の規格。生体認証機能等を利用することでセキュリティ性とユーザビリティの両立が可能となります。

4【関係会社の状況】

2021年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事 業の内容	議決権の所 有(又は被 所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援 助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務提 携
(連結子会社) 住信SBIネット銀カー ド株式会社	東京都 港区	200	クレジ ットカー ド業 務等	100.0	5 (2)	—	預金取 引関係 保証取 引関係	当社よ り建物 の一部 を賃貸	—
SBIカード株式会社	東京都 港区	100	クレジ ットカー ド業 務等	100.0	—	—	預金取 引関係 金銭貸 借関係	—	—
ネットムーブ株式会社	東京都 千代田区	100	決済サー ビス等の 金融関連 業務等	100.0	5 (1)	—	預金取 引関係 金銭貸 借関係	—	—
Dayta Consu lting株式会社	東京都 港区	50	AI審査サ ービス等 の金融関 連業務等	60.0	8 (1)	—	預金取 引関係	—	—
株式会社優良住宅ローン	東京都 新宿区	600	貸金業等	84.5	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社) JALペイメント・ポー ト株式会社	東京都 品川区	390	プリペ イドカー ド業 務等	15.0	3 (—)	—	預金取 引関係	—	—
(その他の関係会社) 三井住友トラスト・ホー ルディングス株式会社	東京都 千代田区	261,608	銀行持株 会社	(被所有) 50.0 (50.0)	—	—	—	—	—
三井住友信託銀行株式会 社	東京都 千代田区	342,037	信託銀行 業務	(被所有) 50.0	1 (1)	—	業務委 託関係 預金取 引関係	—	—
SBIホールディングス 株式会社	東京都 港区	98,711	株式等 の保有を 通じた企 業グルー プの統括 ・運営等	(被所有) 50.0	1 (1)	—	預金取 引関係	当社に 建物の 一部を 賃貸	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、三井住友信託銀行株式会社及びSBIホールディングス株式会社であります。
2. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は、間接所有の割合(内書き)、又は間接被所有の割合(内書き)であります。
3. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
4. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
5. 特定子会社に該当する会社はありません。
6. 連結子会社のうち、SBIカード株式会社は2021年5月に清算終了しております。
7. 2021年6月に株式会社優良住宅ローンを完全子会社化したため、当社の同社に対する議決権の所有割合は本書提出日現在において100%となっております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

セグメントの名称	デジタルバンク事業	BaaS事業	合計
従業員数（人）	555 (162)	91 (2)	646 (164)

- (注) 1. 従業員は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を（ ）内に外書きで記載しております。
2. 従業員数には、当社の取締役を兼務していない執行役員12名を含んでおります。
3. 当社グループは従来、「銀行業」を報告セグメントとしておりましたが、2022年3月期連結会計年度より「デジタルバンク事業」及び「BaaS事業」に報告セグメントの区分を変更しております。そのため、「セグメントの名称」は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分とは異なっております。

(2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
516 (128)	37.2	4.5	6,626

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を（ ）内に外書きで記載しております。
2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員12名を含んでおります。
3. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、他社から当社への出向者を含んでおりません。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて従業員組合は結成されておられません。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

① 経営理念

当社グループは、以下の経営理念を原点に事業活動を推進し、提供するサービスと日々の業務の両面において、「創造」と「変革」に取り組んでおります。

- ・全役職員が正しい倫理的価値観を持ち、信任と誠実を旨に行動することにより、日々徳性を磨き、広く社会から信頼される企業を目指す。
- ・金融業における近未来領域の開拓と、革新的な事業モデルの追求に日々努め、お客さま、株主、職員、社会の発展に貢献する新しい価値を創造する。
- ・最先端のIT（情報技術）を駆使した金融取引システムを安定的に提供することにより、お客さまとの強固な信頼関係を築き、揺るぎない事業基盤を確立する。

② 経営方針

当社は開業以来、「金融業における近未来領域の開拓と革新的な事業モデルの追求」と、「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービスを24時間・365日提供するインターネットフルバンキング」の実現を使命に邁進してきました。

新たなフェーズでは、「銀行」という形にこだわらず、必要なものだけにそぎ落とした「銀行機能」をあらゆる業種に溶け込ませることで、世の中を便利に変えていくことが当社の存在価値だと考えています。このコンセプトを体現したブランドとして「NEOBANK®」を掲げ、ロゴデザインを刷新、Vision & Statementとして当社のありたい姿を明文化いたしました。

Vision & Statement

銀行をインストールする。

世界をアップデートする。

銀行の必要な機能だけを、世の中に行き渡らせていく。

あらゆるモノと繋がって、今までにない体験を創る。

そうして世界を変え続ける、

つねに新しい銀行を私たちは目指しています。

Brand Message

ようこそ、新しい今へ。

時間や場所にしばられない。

指先ひとつでデジタルに、時間やお金を自由に使いこなす。

未来、と言われた生き方を、今、楽しんでいる人が増えている。

さあ、あなたも。

今の生き方を、アップデートしよう。

Our Values

NEO 今までにない新しさを。

FLEXIBLE 銀行にとらわれない柔軟性を。

AGILE あらゆる行動に早さと速さを。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な経営指標

当社グループは、事業の成長性と効率性を評価する客観的な指標として、経常利益、経費率（OHR：業務粗利益に占める営業経費の比率）、自己資本ROE（親会社株主に帰属する当期純利益/純資産）や自己資本比率といった資本関連指標を重視しております。2021年3月期の連結経常利益は207億円、OHRは56.34%、連結自己資本ROEは11.02%、規制上の自己資本比率は7.99%となり、また、2021年12月期の連結自己資本ROEは12.3%（単体自己資本ROEは12.1%）（注1）、親会社株主に帰属する四半期純利益は2021年3月期第3四半期連結累計期間の98億円から2022年3月期第3四半期連結累計期間は130億円と32.7%の成長率となっており、今後も利益ベースでの着実な成長と業務効率を意識した態勢を構築・維持することにより事業を推進してまいります。資本については、資本の有効活用の観点から、収益性の高い分野への資本配賦や効率的な利益獲得を追求しつつ、財務の健全性の観点から、国内基準の自己資本比率に係る規制水準である4%に適切な資本バッファを加えた水準を維持いたします。

(3) 経営環境

我が国の2020年のインターネット利用率（個人）は83.4%、スマートフォン保有世帯が2010年の9.7%から2020年には86.8%へ上昇（総務省：令和2年通信利用動向調査）する等、インターネットの利用拡大や通信機器の普及・発展等を通じたデジタル化が大きく進展してきております。インターネット専業銀行である当社を中心とする当社グループを取巻く事業環境は、スマートフォンをはじめとする身近なデジタルデバイスの普及、我が国の人口減少、社会課題の解決に向けた意識の高まり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活様式の変化等の影響を受け、これまで以上のスピードで変化しております。当社は、社会やお客さまの銀行に対するニーズを的確に把握し、技術革新の成果を迅速に事業へつなげる経営が求められていると考えています。

経営にあたっては、自社の利益伸長に留まらず、自社の事業が各種の社会課題の解決に資するよう市民社会を構成する一員として、これまで以上に真摯に取り組んでまいります。

事業セグメントとしては、デジタルバンク事業とBaaS事業を営んでおりますが、デジタルバンク事業はデジタル化や新型コロナウイルス感染症の拡大によるキャッシュレス化の進行等を背景として、追い風の環境と認識しております。

デジタル化の動きは不可逆性を持っており、今後も継続・加速することを想定しておりますが、徹底した顧客志向によるユーザーエクスペリエンス（UX）の改善により、競合他行に先行し続けることを目指しております。

一方、BaaS事業は、提携先とのシステム接続が一つのポイントになりますが、API接続を始めとした当社の先行者メリットを追求しつつ、人材や経費といった資源を集中することにより、新たな提携先の獲得や各提携先との事業拡大をさらに加速して参ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大による銀行への影響として、事業の安定稼働や取引の減少、貸出先のデフォルトなどが考えられますが、当社においては、現時点で顕著な影響は確認されておりません。

(4) 中長期的な経営戦略

当社グループの経営理念を事業活動の基本に置き、新時代における革新的なビジネスモデルの創造、更なる利便性の向上、安定した経営管理・組織運営の実現を目指してまいります。

これまで当社は、先進的な技術の開発と商品への活用によって、高い顧客満足度を実現し、成長を続けておりますが、引続き技術の先進性を維持することにより、さらなる成長を実現して参ります。

デジタルバンク事業では、主力商品である住宅ローンについて、銀行代理店チャネルを中心に拡大し、商品では特にフラット35を伸長することで非金利収益の拡大を進めて参ります。

また、キャッシュレス化の進展を背景として、UXの改善などによりデビットカードを含めた決済関連の取扱高や手数料を伸ばして参ります。特に、法人口座開設を促進することにより、手数料収益の他、トランザクションレンディングの残高増加を図って参ります。

BaaS事業では、外部媒体を活用した広告などによる事業の認知度向上を図り、口座獲得の効率化を進め、各提携先の専用支店口座の増加により、アカウント（口座）手数料を増加させる方針です。また、人材や経費等の資源を集中することにより、提携先の拡大と従来以上に迅速な事業の拡大を図って参ります。

また当社は、BaaS事業の取組みがもたらす、提携先の顧客、提携先、当社それぞれがWin・Win・Winとなる仕組み及び決済や提携先等のデータを活かし、従来の銀行とは異なるビジネスモデルを確立していきたいと考えています。さらに今後、株式会社デジタルホールディングス、データスフィア株式会社、及び東芝データ株式会社と協業し、個人情報の利用に同意いただくことを前提に、銀行の顧客IDをはじめとする様々なIDデータを活用した広告配信ビジネス（ID広告エコシステム事業）を検討していくことに合意しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

① 新時代における革新的なビジネスモデルの創造

経済・社会の環境変化に加え、我が国ではマイナス金利政策が長期化しており、従来の預金貸出金を中心とした利鞘確保による収益モデルでは、今後の利益成長を継続することが難しいということを課題認識しております。また、近時はインターネット専門銀行についても競合が激しくなっていると認識しております。そうした中、当社グループは、BaaS事業に限らずに、革新的なビジネスモデルを構築していくことで、従来型の金融収益ではない、非金利収益を積み上げることにより、さらなる利益成長を継続してまいります。

また、当社グループは、APIやクラウド等の先進的なIT技術の活用とお客さま中心の文化を組み合わせることで、デジタルバンク事業の拡大や、より付加価値の高い商品提供をしてきました。当社グループは、新たな価値を創造することを目指しており、正社員の約5割がシステムやテクノロジー業務に従事する社員となっております。当社グループは、高品質なユーザーインターフェース・ユーザーエクスペリエンス（UI/UX）、AWS（Amazon Web Services）のクラウド、APIやAI・ビッグデータ等の先進的・効率的な技術を早く取り入れ、スピーディに新たな価値を創造することに、引き続き取り組んでまいります。

② 安定した収益基盤・顧客基盤の確立

当社グループは、本邦最大の信託銀行「三井住友信託銀行」、ネット証券最大手「SBI証券」と同一の出資グループに属しております。引き続きお客さまのライフステージに沿った商品提供やお客さまの利便性を追求した新サービスの投入により、収益基盤・顧客基盤の構築を進め、より安定した経営基盤の確立を目指してまいります。

当社の特徴の一つが「安定的に堅調な業績成長をあげている」という点です。親会社株主に帰属する当期純利益は、2021年3月期に139億円を計上し、2012年3月期から2021年3月期までの年平均成長率は11.6%となっております。また、当社グループの貸出金残高、預金残高、住宅ローン累計取扱高、預金口座数については、同期間の年平均成長率は、それぞれ19.1%、11.9%、23.0%、14.2%と、各指標とも、すべて10~20%程度のペースでの成長を遂げています。

主力商品である住宅ローンでは、商品性の見直しやお客さまサポート態勢の充実、販売チャネルの拡大、さらにはBaaS事業における株式会社ヤマダホールディングスや株式会社オープンハウスグループのような住宅関連事業を行う提携先との提携の拡大により、一層の残高積上げと収益力の向上に取り組めます。また、消費者金融ローンでは、グループ連携などによる取引先開拓、商品力の訴求等による残高積上げ、収益力の強化を図ってまいります。その他、クレジットカードやデビットカード等の決済ビジネスの拡充、FinTech領域における積極的な取組み等により、お客さまの利便性向上を図りつつ、安定した手数料収益の積上げに努めてまいります。

BaaS事業においては、開業以来の取組みで培ったノウハウを活用し、より多くの提携先やそのお客さまに金融サービスにおける新しい価値を創造すべく、「NEOBANK®」サービスの提供に取り組んでまいります。当社が取り組む「NEOBANK®」サービスとは、提携先のお客さまが提携先のサービスをご利用になる際に、それに付随するBankingサービスを当社が基盤となって提供することで、お客さまがスムーズで快適にサービスを利用できる仕組みを、提携先と協同で構築するものです。日本におけるB2C決済市場、住宅ローン市場及び個人向けローン市場の拡大（注2）を踏まえるとBaaS事業の成長余地は大きいと考えております。このBaaS事業の一環として、2020年4月には日本航空株式会社のJALマイレージバンク会員（会員数約3,000万人（2021年3月末時点））向け銀行サービス「JAL NEOBANK」の申込受付を開始したほか、2021年3月にはカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のT会員（利用会員数約7,000万人（2021年8月末時点））に向けた「T NEOBANK」、2021年7月には住建事業を営む株式会社ヤマダホールディングスのヤマダデジタル会員（アクティブ会員数約6,000万人（2020年10月末））に向けた「ヤマダNEOBANK」、2021年8月には戸建関連事業及びマンション事業を営む株式会社オープンハウスグループのおうちリンクのサービス利用者に向けた「おうちバンク」、2022年1月には株式会社SBI証券の利用者に向けた「SBI証券NEOBANK」も新たに始動いたしました。今後もサービス提供を通じ、お客さまに快適かつ便利な金融体験を提供してまいります。

③経営管理態勢の強化

顧客基盤及び総資産の拡大、業務多様化、ボラタイルな市場環境により、当社グループが抱える経営管理上のリスクも変化しております。今後の事業展開と合わせ、自律的に管理態勢高度化への対応を実施してまいります。

システム面では、お客さまのお役に立つ利便性の高いサービス提供を第一に、将来のビジネスモデル実現に相応しいシステムの構築を継続的に検討するとともに、開発リスクの極小化、障害の未然防止策・発生時の拡大防止策の高度化を進めてまいります。

リスク管理面では、当社グループの保有資産に即した金利リスク管理・流動性リスク管理態勢の強化、信用リスク管理の高度化を進め、パーゼルⅢ等各種規制対応と合わせ、リスク管理強化を図ってまいります。

コンプライアンス面では、銀行代理業者の拡充に適したリスク管理態勢の構築と、金融機関に対する社会的な役割期待の高まりや近年のインターネット上の金融犯罪・サイバー攻撃等が増加傾向にあることを踏まえたセキュリティ対策の強化、顧客保護対策をより一層進めてまいります。

- (注) 1. 2022年3月期第3四半期連結累計期間（単体）の親会社株主に帰属する四半期純利益（四半期純利益）
 $\times 365 / 275 \div (\text{期初純資産} + \text{期末純資産}) / 2$ （2022年3月期第3四半期連結（単体）累計期間における期首期末平均）により算出。
2. 2020年家計最終消費支出（持ち家の帰属家賃を除く）は約232兆円（出所：内閣府経済社会総合研究所「2020年度（令和2年度）国民経済計算年次推計2021年7～9月期四半期別GDP速報（2次速報値）」）、2021年3月末時点の住宅ローン新規貸出額は約21兆円（出所：住宅金融支援機構「業態別の住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移」）、また、2020年度個人向け新規貸出額（消費財・サービス購入資金）は1.2兆円（出所：日本銀行「時系列統計データ」）と見込まれています。

2 【事業等のリスク】

当社グループでは、経営者が、当グループの事業執行能力や収益目標に重大な悪影響をもたらす可能性があると考えているリスクを定期的を選定し、リスクの状況をモニタリング、コントロールしながら、対応策を講じております。以下の記載における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 主要なリスクと対応策

主要なリスクとその内容	当社グループにおける対応策
<p>① <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関するリスク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大や長期化に起因する経済活動の停滞や金融市況の悪化等により、当社グループの保有資産の価値の下落による損失が発生し、また、不良債権の増加や信用コストの増加が生じることにより、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。変異株の出現等により、新型コロナウイルス感染症の拡大規模や収束時期は依然として不透明であり、今後のさらなる感染拡大や長期化等により、当社グループの主力商品である住宅ローンを展開する提携不動産会社若しくは銀行代理業者又はBaaS事業における提携先（旅客事業を営む企業を含みますが、これに限られません。）の営業活動その他事業活動に停滞が生じた場合には、新規融資実行金額や当社グループのサービスの利用が減少すること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。 ・また、事業場内外で複数の感染者が生じる等により、当社グループの事業活動や業務の遅延・停止が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社グループの保有する資産価値の大幅な下落等に備え、当社グループでは平時より各種モニタリングによる適切なリスクの把握に努めるとともに、損失発生の際に蓋然性に応じて、資産売却等の適切な対応を検討・実施してまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、当社住宅ローンを展開する提携不動産会社や銀行代理業者の営業活動の停滞による事業、業績及び財政状態の悪化に備え、決済業務の強化や外貨預金・仕組預金・FX取引等の非対面業務の拡大を図り、収益の多角化に努めております。しかしながら、当社グループの想定を上回る保有資産の価値の大幅な下落が生じた場合等においては、かかる施策によっても、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響が生じる可能性があります。 ・既存の業務継続体制をベースに、テレワーク実施やオンライン会議等の導入、時差通勤の実施、事業場の移設・分離等、当社グループ役職員、お客さま及び取引先等の安全確保を最優先とした取組みを推進しております。インターネット専業銀行として着実に銀行機能を提供することにより、お客さまを適切にサポートしてまいります。しかしながら、当社グループの事業場内でクラスターが発生した場合や政府によるロックダウンが実施された場合等には、これらの施策が適切に機能する保証はなく、また、かかる施策の実施によりかえって業務が非効率となり、生産性の低下や予想しない設備投資の必要性が生じる可能性もあり、これらにより当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響が生じる可能性があります。

主要なリスクとその内容	当社グループにおける対応策
<p>② サイバー攻撃に関するリスク</p> <p>当社グループの事業においては、ITシステム内でのお客さまの個人情報を含む機密情報等の適切な処理及び管理が極めて重要であるところ、当社グループ及び当社グループが業務の一部を委託する外部業者等は、個人情報の窃取、データの破壊、サービスの混乱・劣化、システムの妨害等を狙ったサイバー攻撃による不正アクセスやコンピューターウイルスへの感染等の危険にさらされています。かかるサイバー攻撃等により、当社グループや外部業者等のITシステム内のお客さま・従業員・提携先等の個人情報その他の秘密情報の漏洩や、当社グループや外部業者等のITシステムの停止・誤作動等が発生した場合、当社グループの事業活動の遅延・停止、金銭的損失、行政処分、罰則の適用や当社グループ及びそのサービスに対する信頼の低下等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>当社グループはインターネット専業銀行であり、直接的な顧客接点を基本的には有しないため、サイバー攻撃による影響が生じた場合の対応方法も基本的にインターネットチャンネルに限定されます。近年のサイバー攻撃の高度化・拡大等をふまえ、保有するシステムへのセキュリティ対策強化をビジネスの重要課題ととらえ、サイバーセキュリティ対策専門部署としてIT統括部にCSIRTグループを設置し、サイバーセキュリティに関する様々な対策を整備しております。具体的には、外部からの不正アクセスを防止するためにWAF（Web Application Firewall）、IPS（Intrusion Prevention System）、FW（Firewall）等のセキュリティ機器を配置し、また改ざん防止のためにログの24時間365日のネットワーク監視を行う等しているほか、第三者による定期的な脆弱性診断を当社のサービスに対して実施する等の適切な管理体制を整備しております。またサイバー攻撃による内部からの情報流出等を防ぐために、当社従業員が利用するPC及びサーバーについて、ウイルス対策ソフトの導入、電子メール添付ファイルの無害化、不要なインターネットアクセスの禁止、アクセスログの分析等を行い、サイバー攻撃による情報漏洩・銀行機能の停止等のリスク低減に取り組んでおります。しかしながら、近年のサイバー攻撃の高度化・拡大に加え、当社グループのITシステムの複雑性や相互関連性ゆえに、かかる対策が左記リスクの影響を阻止又は低減するに十分であるという保証はありません。</p>

主要なリスクとその内容	当社グループにおける対応策
<p><u>③ 銀行代理業者や提携先の拡大及びそのモニタリングに関するリスク</u></p> <p>デジタルバンク事業における住宅ローンの販売・組成は、主に銀行代理業者を通じて拡大しております。当社グループは銀行代理業者の維持、拡大に努めておりますが、適切な候補先を開拓できる保証はなく、想定通りに販売網の拡大が進まない場合、又は既存の銀行代理業者の維持ができない場合には、当社グループの成長に悪影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、銀行法に基づき、当社は当社を所属銀行とする銀行代理業者を適切に監督する義務があるところ、上記のとおり当社グループは主に住宅ローン商品を販売する銀行代理業者の維持、拡大に努めております。そのため、当社の銀行代理業者が増加する一方で、所属銀行である当社によるモニタリングが適切に機能しなかったことにより、法令違反や不適切な行為を防止できなかった場合には、行政処分・罰則の適用、当社グループ及びそのサービスに対する信頼の低下等が生じること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>BaaS事業においては、そのビジネスモデル上、原則として各提携先が当社の銀行代理業者としてお客さまに対して銀行機能サービスを提供する枠組みであることに加え、後記「(2) その他のリスク ④ BaaS事業に関するリスク」に記載のとおり 新規事業のため不確定要因が多く、また、新規提携先の増加に従い当社が現在想定していないお客さまや事業に関するリスクに直面しうることから、提携先の拡大に伴い、法令遵守に係るモニタリングが適切に機能せず、その結果、当社グループが行政処分等を受けることや、お客さまに生じた損害につき賠償責任を負うこと等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な悪影響が生じる可能性があります。また、その結果として、BaaS事業の成長に遅延が生じ、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>当社グループでは、当該銀行代理業者を通じた銀行機能サービスの提供における様々なリスクに対応できるよう、銀行代理業者の管理及び統括に特化した専門部署を設け、銀行代理業者毎の特性を踏まえたモニタリング体制、管理態勢を構築することで、当該リスクの極小化に努めるとともに、お客さまへの適切な銀行サービス提供体制を確保しております。具体的には、日々の業務モニタリングや臨店を行い、課題に対する解決及び再発防止を図りつつ、必要に応じて他の銀行代理業者にも同様の防止策を展開する等、銀行代理業者の管理強化に努めております。また、法令遵守等にかかる研修を実施する等、銀行代理業者職員の管理意識醸成にも努めております。しかしながら、かかるモニタリングが適切に機能しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。</p>
<p><u>④ 金融犯罪に関するリスク</u></p> <p>金融犯罪は日々巧妙化しており、特にマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策は近年当局の大きな関心事となっておりますが、当社グループ又はそのサービスがかかる犯罪行為に利用される可能性があります。</p>	<p>当社グループでは、取り扱う商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するマネー・ロンダリング、テロ資金供与等のリスクを特定・評価し、リスク評価に応じた適切なリスク低減措置が図られているか分析したうえで、取引時確認や顧客管理態勢の高度化に努めております。しかしながら、このような対策によっても金融犯罪を全て効果的に防止できる保証はなく、法令等の遵守ができない場合には、行政処分の対象となる可能性があるほか、当社グループのサービスの安全性や適法性に対する信頼が毀損される可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。</p>

(2) その他のリスク

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項に関するリスクには、上記「(1) 主要なリスクと対応策」以外に以下のようなリスクがあります。

① 事業環境に関するリスク

デジタルバンク事業及びBaaS事業の成長は、オンラインでの金融サービスに対する需要が継続的に拡大するかどうかにかかわらず左右されます。そのため、当社グループの主要チャネルであるインターネットを利用して銀行取引を行う顧客層が継続的に拡大しない場合、顧客数が伸び悩み、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、かかる需要が継続的に拡大しない場合や成長が鈍化する場合には、当社グループの成長見通しや業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、近年スマートフォンを通じて銀行サービスを利用する顧客層が急拡大する等、我が国における個人顧客向け銀行業務の事業環境は急速に変化しております。当社グループはお客さまの維持・獲得のために常に新たな商品やサービスの導入と顧客利便性の向上に努めてまいりますが、かかる新商品や新サービスをお客さまの最新のニーズに合う形で適時に提供できない可能性があり、また、仮に提供できたとしても市場に受け入れられる保証はなく、想定しない新たなリスクをもたらす可能性があります。また、当社グループが、技術革新又は業界や規制の変化に適時・適切に対応できない可能性もあります。これらの結果、当社グループの競争力が低下し、当社グループの事業戦略や将来の成長性、事業、業績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 他社との競合に関するリスク

当社は、主に個人顧客向けにオンラインで銀行業務を行うインターネット専門の銀行として、デジタルバンク事業において、住宅ローン商品をはじめとする様々な銀行サービスを提供しております。

当社グループは、国内の他のインターネット専門銀行との間で激しい競合状態にあるほか、これまで店舗を中心に銀行業務を行ってきた都市銀行や地方銀行等も近時個人顧客向け銀行業務やインターネットバンキングへの取組みを強化しております。これらの競合他社は、当社グループより強固な顧客基盤を有し、幅広い商品や多様な接点を提供でき、また、より効果的に技術への投資ができる可能性があります。さらに、一部のノンバンクは、住宅金融支援機構と協働してより低金利で長期の固定金利住宅ローンを提供しており、当社グループはかかるノンバンクとも競合しております。当社グループはインターネット専門銀行の特性上、基本的に、銀行店舗を有さずにお客さまとは主にインターネットを通じて接することとなるため、お客さまとの対面での取引その他の接点は限定的となります。そのため、自社店舗やより強固な顧客基盤、多様な顧客接点を有する他の銀行又は金融サービス事業者と比べて、対面での接点を希望するお客さまを獲得することが困難となる可能性があります。

また、BaaS事業においても、競合他社が当社グループのBaaS事業と類似のサービスや機能を導入したり、第三者との提携を利用して顧客基盤を拡大する場合や、フィンテック企業等が新規技術を活用して銀行業やその他の金融サービス事業に新たに参入するような場合には、競争がさらに激化する可能性があります。

当社グループは、デジタルバンク事業及びBaaS事業のいずれにおいても、テクノロジーの先進性が他行に劣後しないことが重要であると認識しており、FIDO認証を含むユーザーインターフェース・ユーザーエクスペリエンス(UI/UX)の向上、店舗を有しないこと等によるコスト競争力の向上、BaaS事業のさらなる展開、将来的なデータの利活用等の取組みに努めてまいりますが、このような取組みにもかかわらず、当社グループが、商品・サービスの質、金利や手数料、システムの信頼性・利便性等において競合他社に対する競争優位を確保できなかった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ マクロ経済・市場環境に関するリスク

当社グループの事業及びその将来見通しは国内外の一般的な経済状況、国内の住宅市場や消費者嗜好の傾向等により影響を受けます。そのため、日本経済、日本の住宅市場や消費者の消費意欲が停滞・減退する等、当社グループ又は当社グループの取引先や提携先の属する業界の市場環境が悪化した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、収益の多角化を図るため、決済業務の強化、外貨預金・仕組預金・FX取引等の拡大を図っておりますが、当社グループの収益においては、住宅ローンの融資手数料及び金利収入が大きな割合を占めております。このため、住宅ローン市場の競争激化による貸出金利の低下、人口減少に伴う住宅需要の低下や住宅ローン減税等の住宅関連政策の変更等による住宅ローン市場の縮小、当社グループの住宅ローン商品の競争力の低下等の要因により、当社グループの住宅ローンの取扱いや収益性が減少した場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ BaaS事業に関するリスク

当社グループのBaaS事業においては、当社グループは優良な顧客基盤を有する様々な事業分野の提携先企業との提携を通じて、そのお客さまに対して銀行サービスを提供しておりますが、これは2020年4月に開始した新規事業であり、また従来とは異なる新しいビジネスモデルに基づくものであるため、今後当社の想定通りに提携先を獲得し協働サービスを展開できる保証はありません。また、BaaS事業における収益は、口座数に応じて提携先から支払われるアカウント（口座）手数料及び口座保有者による当社グループの提供する金融サービスに係る取引の実行により発生するトランザクション手数料から構成されることから、アカウント（口座）手数料については、優良な顧客層を抱える提携先を獲得できない場合又は提携によるメリットの減少等により既存のお客さまを維持することができない場合若しくは提携先から提携の解消や提携条件の改定を要請される場合には、当社グループの想定通りに口座数やアカウント（口座）手数料を増加又は維持することができない可能性があります。特に、BaaS事業は開始してまだ間もなく、提携先毎に顧客層の構成も異なることから、今後の口座数の増加及び顧客による解約について予測することは困難です。また、BaaS事業に計上されるトランザクション手数料としては主に住宅ローンの実行に係る事務手数料を想定しており、そのため当社グループは住宅関連企業との提携に特に注力しておりますが、かかる取組みが奏功する保証はなく、住宅関連企業との提携が進まない場合には、当社の想定通りにBaaS事業におけるトランザクション手数料を増加させることができない可能性があります。

加えて、デジタルバンク事業における口座保有者とBaaS事業における提携先の顧客層が重複する可能性もあります。すなわち、デジタルバンク事業における既存の口座保有者がBaaS事業における提携先を通じて重ねて口座を開設した場合、当社グループは当該新規口座に係るアカウント（口座）手数料を提携先から受領することが可能となる一方で、提携先との契約に従い、BaaS口座を通じた取引から生じた手数料については、その一部を提携先に対して支払う必要が生じます。そのため、当該取引に関しては、当社グループの収益が減少する可能性があります。

当社グループはグループ全体及びBaaS事業に関する中期目標を策定しておりますが、お客さまのニーズや行動が当社グループの想定と異なるといった要因により、当該目標を達成できない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 新規事業参入に伴うリスク

当社グループは、金融業における近未来領域の開拓と、革新的な事業モデルの追求を経営理念に掲げ、商品・サービスの拡充、業務範囲の拡大、他社との提携の推進等に取り組んでおります。これらの施策の展開により、従来経験がないか、若しくは予想されなかったリスク又は複雑なリスクに晒される可能性があります。

また、当社グループは成長戦略の一環として今後も新たな事業領域への参入の機会を模索していく予定ですが、買収・提携による拡大による場合を含め、これには多大な経営資源及び資金の投入が必要となります。買収による新規事業への参入の場合には、経営陣の関心や経営資源が新規事業の統合に向けられる結果、既存事業に資金等が行き渡らなくなる可能性があります。また、当社グループが新規事業への参入に際し、魅力的な事業分野並びに消費者の嗜好及び金融サービス市場の今後のトレンド等を適切に見極められずに、新規事業への参入により当初想定した利益を得られなかった場合、投下資本を回収することができず、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 外部委託に伴うリスク

当社グループは、業務を遂行するうえで、様々な業務の外部委託を行っております。当社グループは独自の銀行店舗・ATM網を有していないため、他の銀行とATMの利用に係る契約を締結し、お客さまに口座の入出金の機能を提供しているほか、ITシステムの保守・更新、AWSのクラウドサービスの利用、銀行代理業者を通じた住宅ローンの販売、バックオフィス業務等、他社の様々なサービスに依存しております。

外部委託を行うにあたっては、コンプライアンス・リスク統括部を統括部署として外部委託管理規則及び外部委託先管理要領を定め、外部委託開始前のリスクチェック及び委託先決定方法や委託開始後のモニタリング等について規定しております。外部委託先選定にあたっては、外部委託承認の必要基準、委託先選定基準等を定めており、委託部署が基準の充足度を確認の上、外部委託管理統括責任者（コンプライアンス・リスク担当役員）の承認を経て、委託先を決定しております。また、外部委託開始後のモニタリングでは、定例の年次モニタリング及び必要に応じた随時のモニタリングにおいて、リスクチェックを実施しております。以上の管理体制により、委託先の適格性検証や、委託期間中の継続的な委託先管理、問題発生時の対策策定等、体制整備に努めておりますが、委託先が効率的かつ低コストな方法でサービスを提供し続け、また、当社グループが求めるとおりにそのサービスを拡充できる保証はありません。

委託先において委託業務の遂行に支障・遅延をきたす事態となった場合、委託先における事務過誤等が発生した場合、委託先において情報漏洩事故が発生した場合、又は委託先との関係悪化等を理由に契約関係が解消された場合等において、当社グループが速やかに代替策を講じることができなかつた場合等には、当社の事業運営に悪影響を及ぼすほか、これに対応するための費用の増加、当社グループ及びそのサービスに対する信頼の低下等につながり、その結果当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 人材に関するリスク

当社グループは、先進的な技術を用いて高品質なユーザーインターフェース、ユーザーエクスペリエンス（UI/UX）による銀行サービスを行っており、高度な技術や経験を有する人材の確保、育成及び維持が不可欠です。当社グループはこのような人材の確保、育成及び維持のための施策を講じておりますが、専門的人材や高度な経験・技術を有する人材を中心に人材獲得競争が激化しており、かかる施策によっても、当社グループに必要な人材を十分に確保・維持できる保証はありません。

また、当社グループはこれまで、専門性のある人材として、その他の関係会社であるSBIホールディングスグループ及び三井住友信託銀行株式会社並びにその子会社及び関連会社（以下「三井住友信託銀行グループ」という。）から多数の出向者を受け入れておりましたが、出向者のうち部長以上の管理職は2022年2月1日付で当社へ転籍しております。SBIホールディングスグループ及び三井住友信託銀行グループからの出向者及び転籍者（元出向者）の大量流出が発生した場合には、人材不足による競争力や効率性の低下等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 信用リスク

当社グループは、以下のとおり、貸出資産に係る信用リスクの増加に対する予防管理やリスク分散に向けた取組みを進め、信用リスク管理態勢の強化を図っておりますが、それぞれに掲げるようなリスクが生じる可能性があります。

a 個人向け貸出金に伴うリスク

当社グループの個人向け貸出金は、主として住宅ローンであります。個別の与信額は個人顧客向け貸出金に比べて多額ではなく、不動産担保・団体信用生命保険等によりリスクの分散された貸出金であり、また、貸出にあたっては十分な審査を実施し、自己査定等により与信の事後管理も行っております。

しかしながら、景気動向、金利動向、不動産価格、雇用情勢等の各種経済条件の変動、債務者の経済状態、大規模な自然災害の発生等により、不良債権や与信関連費用が増加し、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

b 保証会社の信用状況悪化に伴うリスク

当社では、個人向け貸出金の一部に対して保証会社による保証を受けております。これらの貸出金については、自己査定に基づき、保証会社の保証能力を検証しております。

しかしながら、景気動向、金利動向等の各種経済条件の変動等により、保証会社の信用状況が悪化し保証履行能力が低下した場合、与信関連費用が増加し、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

c 証券化・流動化商品への投資に伴うリスク

当社では、住宅ローンやオートローン、リース料債権等を裏付とした証券化・流動化商品への投資を行っております。投資に際しては、貸付金額の上限や決裁権限の設定、各種マニュアルの策定等の投資の枠組みを設定し、十分な審査を実施しており、また、投資した商品に対しては、裏付債権の状況、格付の動向、市場流動性、時価等について、随時・月次及び四半期毎の定期的なモニタリングを実施しております。

しかしながら、世界的な金融市場の動向、景気動向、金利動向、格付の動向等の各種経済条件の変動、法規制や会計基準の変更、地震等の自然災害の発生等により、当該裏付資産の資産価値が低下した場合や信用力が悪化した場合、あるいは当該証券化・流動化商品の市場流動性や価格が低下した場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

d 債券等への投資に伴うリスク

当社は格付機関により投資適格と評価されている債券等への投資を行っております。投資に際しては、貸付金額の上限や決裁権限の設定、各種マニュアルの策定等の投資の枠組みを設定し、十分な審査を実施しており、また、投資した商品に対しては、時価、発行体の信用状況、格付の動向、市場流動性等について、随時、月次及び四半期毎の定期的なモニタリングを実施しております。

しかしながら、世界的な金融市場の動向、景気動向、金利動向、格付の動向等の各種経済条件の変動等により、債券発行体の信用力が悪化するあるいは債券の市場流動性が低下する等の状況が生じた場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

e 貸倒引当金に伴うリスク

当社グループは貸出先の信用状況の他、差し入れられた担保の価値変動や経済状況等を必要に応じて考慮し、貸倒引当金を計上しております。

しかしながら、景気動向、金利動向等の各種経済条件の変動、貸出先の信用状況の変化、担保価値の下落、また昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を起因とした経済の悪化による延滞・債務不履行の増加等その他予期せざる理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となり、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、実際の貸倒費用が貸倒引当金計上時点における見積りと乖離する恐れがあり、その場合も、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 市場リスク

当社グループは、円預金・外貨預金や住宅ローン、カードローン等、様々な商品・サービスを提供しているところ、主として金利変動の影響を受ける金融資産及び金融負債を有するため、金利変動による重大な悪影響を回避又は限定するために、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という。）を行っております。また、ALMの一環として、デリバティブ取引を行っております。しかしながら、ALMを適切に実施できなかった場合や予想を超える大きな市場変動、金利変動が生じた場合は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、債券・証券化商品を含む有価証券への投資も幅広く行っております。これらの投資資産の市場価値は変動性が高いため、金融商品への投資にあたり市場リスク量（バリュー・アット・リスク）分析等の手法を用いてリスク分析を行っておりますが、保有資産の価値が大きく下落した場合は当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 資金の流動性に関するリスク

当社は、現時点においては資金源として預金と借入金に基本的に依存しており、また、流動化証券のポートフォリオも保有しています。特に、当社においては、資産の約半分を満期が長い住宅ローンが占める一方で、資金源の約7割を流動性預金が占めており、お客さまがスマートフォンを操作することで簡単に預金を引き出せることの結果として、安定的な資金繰りを維持することが困難になる可能性が他行よりも高いと認識しております。そのため、安定的な資金繰りを確保することを目的として、預金・貸出金等の入出金ギャップから発生する資金の不足に対しては、限度額の設定を行い、事前に把握することで、流動性リスクの適切なコントロールに努めております。また、預金・貸出金等の動向の調査、及び当社の流動性に影響を与える複数の指標のモニタリング等により、資金繰りの悪化に繋がる兆候の把握に努めております。

しかしながら、大規模な金融システム不安が発生し当社グループの保有資産に係る大幅な価格の下落や市場の流動性の縮小が生じた場合、当社グループの財政状態や経営成績が悪化した場合、又は当社グループに対する格付けの引下げや悪意を持った風評等が生じた場合等には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされるか、市場から必要な資金の調達が困難になるか、又は想定範囲を超える預金が流出し、資金繰りに支障が生じる等の可能性があります。その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪ リスク管理の方針及び手続の有効性に関するリスク

当社グループは、上記のとおりリスク管理の方針及び手続を規定し、リスク管理体制を構築しております。

しかしながら、新しい分野への業務進出や急速な業務展開、外部環境の急激な変化等の要因により、当社グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない可能性があります。また、将来の当社グループの事業に関し生じる様々なリスクの顕在化を正確に予測し、対処することには限界があることもあり、結果的に当社グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合があります。こうした当社グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 規制に関するリスク

当社は、銀行法第4条第1項の規定に基づき、銀行業を営むことについての免許（免許書番号金監第2312号）の交付を受け、預金、為替、貸付業務をはじめとする種々の業務を営んでおります。そのため、当社は銀行業者として銀行法に基づき自己資本比率規制等様々な規制を遵守する必要があるほか、金融庁により広範な監督を受けております。また、銀行法第26条において業務の停止等及び同第27条において免許の取消し等の要件が定められており、当該要件に該当した場合、業務の停止、免許の取消し等の処分を命じられる可能性があります。

現時点で、当社はこれらの事由に該当する事実はないと認識しておりますが、将来、何らかの事由により業務の停止、免許の取消し等の処分を命じられた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、事業活動を行う上で、銀行法以外にも、金融商品取引法、預金保険法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、外国為替及び外国貿易法、個人情報保護に関する法律をはじめとする様々な法律、規制、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の法令諸規則を遵守する必要があります。これらの規制への違反が生じた場合にも、免許の取消し等の行政処分や調査手続等のほか、お客さまや提携先からのクレームや訴訟提起を受け、また、資金調達や事業戦略の履行に支障をきたす可能性があります。

また、これらの法令諸規則は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限されるか、又は新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる等の可能性もあります。これらの結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 自己資本比率に関するリスク

当社及び当社グループは「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき自己資本比率を算定しており、国内基準行である当社及び当社グループは4%以上の自己資本比率の維持が求められています。

しかしながら、自己資本比率は本書の「事業等のリスク」に記載している各種リスクの顕在化等を主な要因として低下する可能性があり、その場合は資金調達コストの上昇等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、仮に自己資本比率が基準値の4%を下回った場合、早期是正措置により、金融庁長官から業務の全部又は一部停止等を含む様々な命令を受けることとなり、その結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

⑭ 事務リスク

当社グループは、預金・為替・貸出等の銀行業務における事務処理を行ううえで、事務処理体制の整備、事務処理状況の点検等の事務リスク管理を通じて円滑かつ適正な事務処理を行っており、役職員による事務処理上の過誤や内部不正等の潜在的な事務リスクの顕在化を未然に防止するよう努めております。

しかしながら、仮にこうした事務リスク管理が奏功せずに事務リスクが顕在化し、役職員による重大な事務過誤や内部不正等が発生した場合には、損失の発生、行政処分・罰則の適用や当社グループ及びそのサービスに対する信頼の低下等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑮ システムリスク

当社グループはインターネット専門銀行であり、システムがサービスの競争力の源泉でありサービスそのものであることから、当社グループ、委託先及び提携先のシステム障害等のシステムリスク低減をビジネスの重要課題ととらえ、システムを継続的に安定稼働させるためにシステムの地理的な冗長化対応や24時間365日のシステム監視体制の構築、システム開発プロセスの標準化、定期的な各システムに対するリスク評価の実施等の適切な管理体制を整備し、システムリスクの顕在化防止に取り組んでおります。

しかしながら、かかる管理体制の整備にも関わらず、内部要因・外部要因に起因するシステム障害、自然災害やその他不測の事態等によってシステムリスクが顕在化し、取引の遅延・停止等が発生した場合や、お客さま情報の漏洩、滅失等が発生した場合には、当社グループの事業に重要な悪影響が生じるほか、当社グループに対する行政処分、罰則の適用や当社グループ及びそのサービスに対する信頼の低下等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、2022年7月に現勘定系システムの更改を予定しており、安心・安全な更改を実現するためにプロジェクトの状況をモニタリングし、システム更改リスクを適切に管理する態勢を構築しておりますが、当該プロジェクトに遅延・停止が生じ、又はシステム更改に際して不具合等が生じた場合には、当社グループの事業運営に支障が生じ、また、当社グループ及びそのサービスに対する信頼の低下等が生じること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの勘定系システムは、システムセンターを地理的に分散して稼働させております。一方で、クラウド上で稼働しているその他のシステムについては、複数のシステムセンターで分散を図っているものの、東京周辺に集中しているため、首都圏大規模震災等の災害が発生した際には当社グループの業務に重大な支障が生じる可能性があります。今後、当社WebシステムやFIDOシステムなど当社顧客にクラウド上でサービスを提供するシステム及び業務についても地理的な分散を強化することを企図しておりますが、このような災害発生時に当社グループ又はそのサービスプロバイダが速やかにシステムを再開できる保証はありません。

また、当社グループはお客さまの利便性を高めるため、APIやSDK（注）の活用により他社のシステムとの連携を行っております。特にBaaS事業においては、提携先のITシステムの効果的な利用・連携を通じて、提携先のウェブサイト又はアプリケーションから当社グループの銀行サービスへの遷移を可能とすることが重要であり、これを効率的かつ迅速に行うため、銀行機能をSDKとして提携先のアプリケーションに組み込むことで、提携先が増加しても迅速にBaaS事業を展開できるようにしています。しかしながら、提携先が構築したアプリケーションの不具合や、その他の第三者と連携して提供する当社グループのサービスに中断やアクセス制限等の支障が生じた場合、当社グループ及びそのサービス、さらには提携先に対する信頼が低下し、BaaS事業の成長に悪影響が生じる可能性があります。

（注）Software Development Kitの略。ソフトウェア開発に必要なツールがセットとなっており、開発に係る様々な工程を省略することができる。

⑯ 情報漏洩等に関するリスク

当社グループは、銀行法、金融商品取引法をはじめとする国内外の法令等を遵守すること、また個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき顧客情報等を適切に保護することが求められております。当社グループでは、コンプライアンス・リスク統括部が情報管理における責任部署として、情報セキュリティ管理規程（セキュリティポリシー）、情報セキュリティ管理規則（セキュリティスタンダード）等情報セキュリティに関する各種規定類を策定しております。また、顧客情報を格納するフォルダを通常業務で利用するフォルダと明確に分離しデータの移動を制限すること、及び外部への情報の持ち出し時に上長による承認を必須とする等、適正な業務フローやシステム構築、各種マニュアル類に基づく管理態勢の構築及び情報管理やセキュリティ対応等の厳格なルール運用を通じ、情報漏洩や紛失リスク等の低減に努めております。

しかしながら、個人情報の管理に対するメディア、当局及びお客さまからの監視は近年厳しくなっており、上記の態勢整備にも関わらず、内部要因・外部要因に起因する事務過誤・システム障害、不正アクセスやコンピューターウイルスへの感染等により、当社グループが利用する外部業者や提携先において、顧客情報をはじめ当社グループの重要情報が漏洩・紛失した場合には、当社グループに対する業務改善命令や業務の停止を含む行政処分、罰則の適用や当社グループ及びそのサービスに対する信頼の低下等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑰ 自然災害等に関するリスク

当社グループの本社、ITセンターやコンピューターネットワークその他の設備について、地震、台風、洪水、津波、竜巻、豪雨、大雪、火山活動等の自然災害や火災、停電、電力不足をはじめとするその他の災害、異常気象、気候パターンの変化等の気候変動、テロリズムその他の犯罪行為、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の流行その他様々な事象により、システム障害や設備の利用不能等が発生した場合には、物理的・経済的な損害が発生するほか、当社グループの事業運営に重大な悪影響が生じるおそれがあります。当社グループでは、有事に備えて、業務運営上、有事の際の対応手順等の要領化、データのバックアップ、定例的な訓練の実施等の適切なイベントリスク管理を行っておりますが、仮に想定をはるかに上回る大規模な自然災害やシステム障害等の事態が発生し、結果的にこうしたイベントリスク管理が機能しなかった場合には、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分、罰則の適用や、当社グループ及びそのサービスに対する信頼の低下等が生じること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑱ ブランド・風評に関するリスク

当社グループの銀行業務は主に個人のお客さまを対象としていることから、既存のお客さまの維持や新規のお客さまの獲得に際しブランド力が極めて重要であると考えています。当社グループに対する否定的な風評により当社グループのブランドや評判が損なわれる可能性があるため、当社グループは、当社グループ及び当社株主等に関して事実即ち内容の報道等がなされているかを随時確認し、適切でない報道等があった場合の対応策を含め、風評リスクの管理態勢を構築しております。

しかしながら、上記のような管理態勢にも関わらず、一般的に報道・風評・風説等は、その内容の信憑性の度合いに関わらず、近年のソーシャルメディアの急激な普及も背景に、インターネット等を通じて、短時間に不特定多数の方々に流布されやすいこと、また、インターネット等の匿名性から発信者に対して当社グループが十分に責任を追及できない可能性があることから、こうした誤った報道等が当社グループ及びそのブランドに対する信頼の低下等をもたらし、既存のお客さまの維持、新規のお客さまの獲得又は優秀な人材の確保・定着に重大な支障が生じる結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑲ 訴訟等に関するリスク

当社グループでは、銀行業を営む金融機関として、法令諸規則を遵守し、また、訴訟その他の法的手続に関するリスクを十分に認識し、業務遂行にあたっております。

しかしながら、業務遂行にあたり当社グループの債務不履行、法令等の違反、知的財産権の侵害等を理由に損害賠償請求等の訴訟等を提起される可能性があり、その結果によっては、多額の損害賠償等の責任を負い、又はこれに対応するために多額の費用が生じるほか、当社グループ及びそのサービスに対する信頼の低下等が生じること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑳ 出資会社等との関係に関するリスク

SBIホールディングス株式会社及び三井住友信託銀行株式会社は現在当社株式をそれぞれ50%ずつ保有しており、当社株式の上場時において、保有する当社株式の一部を売却する予定ですが、当社株式の上場後においても当社株式を相当数保有する予定です。当社は、意思決定の透明性・公正性を確保するため、取締役総数の過半を独立社外取締役とした上で、過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会を設置する等、独立社外取締役に中心的な役割を担わせることで、取締役会による業務執行の監督機能を強化しておりますが、両株主は、当社株式の上場後においても、当社の役員を選解任やその他株主の承認を必要とする事項について引き続き一定の影響力を有する等、当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、両株主が当社の事業や経営方針に関して有する利益は、当社の他の株主の利益と異なる可能性があります。

なお、当社が上場に伴い実施する公募及び売出しによって当社の流通株式比率は取引所が定める形式要件を充足する見込みであります。当社株式の流通株式数及び流通株式比率は投資家による売買を通じて変動することとなりますが、今後においても取引所が定める形式要件を充足し続けるために、流動性確保に努める方針としております。本書提出日現在において想定する当社の上場時の流通株式比率は、取引所が定める形式要件に近い水準であります。将来的な株式を活用したインセンティブプランの検討や、事業規模・売上高及び利益額・利益の成長を通じた株主層の拡大等により流通株式比率の向上に努めていきます。

また、前記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. ロックアップについて」に記載のとおり、グローバル・オファリングに関連して、両株主よりロックアップに関する合意がなされる予定ですが、当社株式の上場後、両株主が当社株式を市場内外で売却する場合又はその懸念が市場において認識される場合、当社株式の需給の悪化又はそのおそれにより、当社株式の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループと両株主との関係については以下のとおりであります。

< S B I ホールディングスグループ >

当社は S B I ホールディングス株式会社の持分法適用会社であり、同社を構成するグループにおいて、グループの金融サービス事業における中核会社の1つとして位置付けられております。S B I ホールディングスグループと当社との関係の詳細は以下のとおりであります。

a S B I ホールディングスグループとの人的関係

当社役員のうち1名は、本書提出日現在において、当社の株主である S B I ホールディングス株式会社の複数の子会社等の役員と当社取締役を兼務しております。また、当社グループでは、S B I ホールディングス株式会社から出向社員の受け入れも行っております。今後、何らかの事情により当社と S B I ホールディングス株式会社との関係に変化が生じた場合、これらの人的関係も変動し、当社グループの事業遂行に影響を与える可能性があります。

b S B I ホールディングスグループとの取引関係

当社は、S B I ホールディングス株式会社のグループ企業である株式会社 S B I 証券を銀行代理業者として、株式会社 S B I 証券に当社円普通預金口座開設等の媒介業務を委託しており、ハイブリッド預金取引等により、当社グループのお客さま獲得における主要経路の一つとなっております。2021年12月末の当社預金口座約510万のうち、ハイブリッド預金の利用者数は合計280万人を超え、また2021年12月末の当社円貨預金残高6.7兆円のうち、ハイブリッド預金残高は2.4兆円と36%を占めております。また、当社は、金融商品仲介業務として、当社グループのお客さまに対し、株式会社 S B I 証券の取扱い有価証券や投資信託等様々な金融商品及びサービスを提供しております。

当連結会計年度における S B I ホールディングスグループとの主な取引関係は以下のとおりです。

取引先	取引の内容	取引金額 (百万円)	取引条件等の決定方法
株式会社 S B I 証券	金融商品仲介手数料の受取り	658	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
	銀行代理業委託手数料の支払い	507	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
S B I 生命保険株式会社	保険料の支払い	973	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
S B I マネープラザ株式会社	銀行代理業委託手数料の支払い	956	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。

※ 取引金額は2021年3月期における金額です。

S B I ホールディングス株式会社が2021年12月に連結子会社とした株式会社新生銀行は、銀行業を主業としており、預金・貸出（住宅ローン、カードローン等）・決済業務において当社と競合する分野が存在します。当社への出資比率等の変更を含め、当社グループと S B I ホールディングスグループの各企業との関係に変化が生じ、関係が希薄化した場合には、当社との取引関係の見直し等がなされ、競合関係が生じ、株主の商号が使用できなくなり、又は新規の口座開設やハイブリッド預金による預金の獲得に悪影響が生じる可能性があります。これらの事象が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

<三井住友トラスト・グループ>

当社は三井住友トラスト・グループ（三井住友トラスト・ホールディングス株式会社並びにその子会社及び関連会社をいう。以下同じ。）のグループ企業である三井住友信託銀行株式会社の持分法適用会社であり、同社を構成するグループにおいて、インターネットバンキングサービスを提供する戦略的パートナーに位置付けられております。三井住友トラスト・グループと当社との関係の詳細は以下のとおりであります。

a 三井住友トラスト・グループとの人的関係

当社役員のうち1名は、本書提出日現在において、当社の株主である三井住友信託銀行株式会社の取締役常務執行役員と三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の執行役常務と当社取締役を兼務しております。また、当社グループでは、三井住友信託銀行株式会社から出向社員の受け入れも行っております。今後、何らかの事情により当社グループと三井住友トラスト・グループの各企業との関係に変化が生じた場合、これらの人的関係も変動し、当社グループの事業遂行に影響を与える可能性があります。

b 三井住友トラスト・グループとの取引関係

当社は、三井住友トラスト・グループの各企業より経営管理面における有形無形の支援を得ております。また、2012年1月より、住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）の銀行代理業者となり、現在、インターネット上で受け付けを行う「ネット専用住宅ローン」については、同社商品を提供しております。なお、当該スキームの概要は以下のとおりであります。



銀行代理業者である当社は、三井住友信託銀行株式会社に代わって住宅ローンの募集を行い、契約締結の代理及び契約後の管理を担っております。そのため、三井住友信託銀行株式会社が金利の決定権など当該商品設計の権利を有しております。

当連結会計年度における三井住友トラスト・グループとの主な取引関係は以下のとおりです。

取引先	取引の内容	取引金額※ (百万円)	取引条件等の決定方法
三井住友信託銀行株式会社	銀行代理業委託手数料の受取り	2,117	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。
	代理店サービシング手数料の受取り	623	市場での取引価格を勘案し、交渉の上決定しております。

※ 取引金額は2021年3月期における金額です。

当社への出資比率等の変更等により、当社グループと三井住友トラスト・グループとの関係に変化が生じ、関係が希薄化した場合には、当社への支援や当社との提携関係の見直し等がなされ、競合関係及び株主の商号が使用できなくなるリスク等が生じる可能性があります。これらの事象が生じた場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

第14期連結会計年度では、セグメントの区分を銀行業とその他に分類しておりましたが、第15期連結会計年度では、セグメントの区分を変更し、デジタルバンク事業とBaaS事業に分類しております。そのため、以下では第14期連結会計年度及び第15期第3四半期連結累計期間の経営成績等の状況の概要につき、それぞれ当時のセグメント区分に応じて記載しております。

第14期連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（金融経済環境）

当連結会計年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、パンデミックを引き起こしました。感染症は拡大し、世界各地で長期化し様々な影響を及ぼしました。日本経済にも影響し、入国制限に伴うインバウンド需要の減少や外出・イベント等の自粛に伴う個人消費の減少など景気に大きな影響を与えた一方で、キャッシュレスの拡大やオンライン取引の拡大など経済活動の様式にも大きな影響を与えました。

株式市場もコロナショックに伴い大きく変動した後、資金流入が続き堅調な推移となり、日経平均株価は2020年初の2万3,000円台から、一時1万6,000円台にまで下落し、その後3万円台にまで上昇しました。

（事業の経過等）

当社グループは、2007年9月の営業開始以来、「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービスを24時間・365日提供するインターネットフルバンキング」を基本的コンセプトとして、その実現に力を注いでまいりました。2021年3月で開業13年半を迎え、多くのお客さまからご支持をいただいた結果、3月末時点で預金総額は6兆2千億円となりました。

当社グループの主力商品である住宅ローンでは、より多くのお客さまに当社商品を提供できるよう当連結会計年度も銀行代理業者による店舗網拡大を進めており、年度を通じて多くの企業と新たな銀行代理業委託契約を締結しております。こうした取組みの結果、2021年2月には開業来の住宅ローン累計取扱高が6兆5千億円を突破しました。また、2021年3月には、独立行政法人住宅金融支援機構の「フラット35」（買取型）買取実績において業界第4位である株式会社優良住宅ローンの株式を取得し、子会社化しております。同社とフラット35事業等の一体運営を進めることで、より多くのお客さまに便利で付加価値の高い住宅ローンを提供することを目指してまいります。

また、近年では顧客基盤を有する企業に対し、当社の金融インフラをBaaSとして提供し、優れた顧客体験を実現する「NEOBANK®」サービスを中心としたBaaS事業を推進しており、これまでなかった新たなカスタマーエクスペリエンスの提供を目指しております。同事業として、2020年4月には、日本航空株式会社のグループ会社である、JALペイメント・ポート株式会社との共同事業として、「JAL NEOBANK」をリリースしました。加えて、2021年3月には、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のグループ会社である、株式会社Tマネーとの共同事業として、「T NEOBANK」をリリースしました。

当社グループは、様々な業界において優良な顧客基盤を有し、「NEOBANK®」サービスの提供による相乗効果が期待できる提携先の選定、提携先の顧客、提携先、当社それぞれがWin・Win・Winとなる関係を生み出すビジネスモデルの訴求と構築に注力しております。こうした取組みにより、2022年3月期も「ヤマダNEOBANK」「おうちバンク」「SBI証券NEOBANK」の新規リリースに加え、SBIレミット株式会社、株式会社高島屋、SBペイメントサービス株式会社、第一生命保険株式会社及び三井住友信託銀行株式会社との間で「NEOBANK®」サービスの提供又はそれに向けた協議に関する合意をしており、今後も提携先の拡大により、より多くの個人のお客さまに最先端のテクノロジーを活用した金融サービスをお届けすることを目指しております。事業会社に対する取組みとしては、DX支援サービス及びサプライチェーンファイナンスサービスのプラットフォーム構築に向け、ウォルマート・カナダ等に対するDX支援実績を持つDLT Global Inc.の国内法人であるDLTラボ株式会社と共同で、検討を開始しております。

さらに、セキュリティ機能の強化と顧客の利便性の両立を実現するため、完全子会社のネットムーブ株式会社が提供するサービス「SaAT（注）ポケパス認証サービス」を活用し、2020年7月に新認証機能「スマート認証NEO」を導入しました。新認証機能の導入により、1つのアプリで銀行取引機能と認証機能を完結でき、取引ごとのパスワードや認証番号の入力が不要になる一方で、FIDO（Fast Identify Online）に準拠した認証方式を採用することにより、強固なセキュリティを実現しました。創業期法人・中小企業向けのサービスとして、作業負荷を従来より少なくすることを目的として、新しい銀行口座開設サービス「法人オンライン口座開設」の提供を開始しました。これは、オンラインで手続きが完結する邦銀初のサービスで、登記簿謄本等の必要書類の提出が不要、本人確認事務が迅速などの特徴があります。

その他にも、アプリ「住信SBIネット銀行」でキャッシュカードを使うことなく、セブン銀行ATM・ローソン銀行ATMでの現金の入出金、カードローンの借入・返済ができる「アプリでATM(QR入出金)」サービスの開始や、株式会社日立製作所と共同出資するDayta Consulting株式会社において、トランザクションレンディングを対象としたAI審査サービスの提供に向け、コンソーシアム型AI審査モデルを新たに開発するなど、テクノロジーを活用した取組みを継続しております。

こうしたお客さまにとって便利・有利な商品サービスを提供し続ける活動が実を結び、JCSI（日本版顧客満足度指数）をはじめ、今年度も多数の外部評価機関から高い評価をいただいております。

今後も引き続き、BaaS事業の子会社（ネットムーブ株式会社及びDayta Consulting株式会社）の業務粗利益の拡大を目指すとともに「住信SBIネット銀行のフィデューシャリー・デューティーに関する取組みについて」にも掲げている「お客さま中心主義」を事業活動の原点に、インターネットの利便性を最大限活用し魅力ある金融サービスの開発・改善を進めてまいります。

(注) SaAT (サート) :セキュリティ及び認証サービスの総称。不正送金対策サービス「saat netizen」、スマートフォン向けセキュリティアプリ「secure starter」など、延べ100社以上の金融機関で提供実績がある。

(業績)

① 当連結会計年度の業績

当連結会計年度末日現在における口座数は451万件と、多くのお客さまにご愛顧いただいております。

当連結会計年度の損益の状況につきましては、経常利益が207億円（前年同期比9.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が139億円（同10.8%増）となりました。これは、住宅ローン等を中心とした個人向けローンが引続き好調に推移したことや、市場性取引での収益等が寄与したものです。なお、1株当たり当期純利益は92円36銭（当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割当で株式分割を行っておりますが、上記は当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した金額です。）となりました。

② 資産負債の状況

資産負債の状況につきましては、連結総資産は前連結会計年度比8,595億円増加し7兆2,333億円となりました。このうち貸出金につきましては、住宅ローンの実行額が回収額を上回る等の結果により同5,416億円増加し4兆5,846億円、有価証券は同431億円増加し6,834億円、買入金銭債権は同299億円増加し2,822億円となっております。一方、負債は、同8,443億円増加し7兆991億円となりました。このうち預金につきましては、顧客基盤の拡大に伴い普通預金や円定期預金等を中心に同9,002億円増加し6兆2,917億円となっております。純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益139億円を計上したことや、その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の変動を要因として、同152億円増加し1,341億円となりました。

③ セグメントの状況

当連結会計年度における報告セグメントの状況につきましては、銀行業については、主力事業である住宅ローンの実行額が回収額を上回り、連結会計年度中の平均の貸出残高が増加したこと等により資金運用収益が増加したこと、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因した一段のキャッシュレス化の進展による決済件数の増加に伴い役務取引等収益が増加したこと等の結果として、経常収益が752億円（前年同期比0.9%増）、セグメント利益は206億円（同9.9%増）となりました。その他事業については、経常収益が45億円（同15.6%増）、セグメント利益は5億円（前年同期比115.3%増）となりました。

④ キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の営業活動によるキャッシュ・フローは2,681億円の収入（前年度比1,166億円の収入減少）、有価証券の取得・処分等の投資活動によるキャッシュ・フローは398億円の支出（同873億円の支出増加）、財務活動によるキャッシュ・フローは無く（前年同期は0億円の収入）となり、現金及び現金同等物の期末残高は前連結会計年度末に比べ2,283億円増加し、1兆5,115億円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は351億円、役務取引等収支は88億円、その他業務収支は44億円となりました。これを国内・国際業務部門別にみますと、国内業務部門は、資金運用収支は332億円、役務取引等収支は85億円、その他業務収支は22億円となりました。一方、国際業務部門では資金運用収支は19億円、役務取引等収支は2億円、その他業務収支は22億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前連結会計年度	32,020	1,599	33,620
	当連結会計年度	33,229	1,911	35,141
うち資金運用収益	前連結会計年度	36,199	6,176	42,270
	当連結会計年度	36,881	4,515	41,396
うち資金調達費用	前連結会計年度	4,178	4,576	8,650
	当連結会計年度	3,651	2,604	6,254
役務取引等収支	前連結会計年度	7,372	144	7,516
	当連結会計年度	8,591	236	8,828
うち役務取引等収益	前連結会計年度	28,394	388	28,782
	当連結会計年度	30,767	443	31,211
うち役務取引等費用	前連結会計年度	21,022	243	21,265
	当連結会計年度	22,176	206	22,383
その他業務収支	前連結会計年度	2,271	3,304	5,576
	当連結会計年度	2,256	2,207	4,463
うちその他業務収益	前連結会計年度	2,945	3,514	6,459
	当連結会計年度	2,969	2,762	5,732
うちその他業務費用	前連結会計年度	673	209	883
	当連結会計年度	712	555	1,268

(注) 1. 国内業務部門は円建諸取引、国際業務部門は外貨建諸取引（外貨預金等）であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。（以下の各表も同様であります。）

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（前連結会計年度10百万円、当連結会計年度8百万円）を控除して表示しております。

3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定につきましては国内・国際業務部門合計の平均残高が5兆8,791億円、利回りが0.70%となりました。また資金調達勘定につきましては平均残高が6兆4,313億円、利回りが0.09%となりました。これを国内・国際業務部門別にみますと、国内業務部門は、資金運用勘定の平均残高が5兆5,825億円、利回りが0.66%となりました。また資金調達勘定の平均残高が6兆1,359億円、利回りが0.05%となりました。一方、国際業務部門では、資金運用勘定の平均残高が2,966億円、利回りが1.52%となりました。また資金調達勘定の平均残高が2,954億円、利回りが0.88%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(91,785) 5,130,414	(104) 36,199	0.70
	当連結会計年度	(-) 5,582,544	(-) 36,881	0.66
うち貸出金	前連結会計年度	3,775,725	32,976	0.88
	当連結会計年度	4,295,054	33,632	0.79
うち有価証券	前連結会計年度	316,300	1,514	0.47
	当連結会計年度	319,194	1,497	0.46
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	122	0	0.00
	当連結会計年度	3,013	1	0.05
うち買入金銭債権	前連結会計年度	231,732	937	0.40
	当連結会計年度	253,615	1,050	0.41
うち預け金	前連結会計年度	656,323	656	0.10
	当連結会計年度	648,148	692	0.10
資金調達勘定	前連結会計年度	(-) 5,563,191	(-) 4,178	0.07
	当連結会計年度	(847) 6,135,918	(0) 3,651	0.05
うち預金	前連結会計年度	4,976,712	2,338	0.04
	当連結会計年度	5,595,652	1,980	0.03
うちコールマネー及び売束手形	前連結会計年度	155,669	△62	△0.04
	当連結会計年度	55,126	△21	△0.03
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	33,584	3	0.01
	当連結会計年度	52,815	5	0.00
うち借入金	前連結会計年度	410,792	0	0.00
	当連結会計年度	445,178	-	-

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度543,043百万円、当連結会計年度675,112百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度13,707百万円、当連結会計年度13,886百万円）及び利息（前連結会計年度10百万円、当連結会計年度8百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

2. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

3. 平均残高は原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(-) 352,976	(-) 6,176	1.74
	当連結会計年度	(847) 296,640	(0) 4,515	1.52
うち貸出金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	336,088	6,156	1.83
	当連結会計年度	274,885	4,514	1.64
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち買入金銭債権	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	565	17	3.08
	当連結会計年度	657	2	0.32
資金調達勘定	前連結会計年度	(91,785) 352,758	(104) 4,576	1.29
	当連結会計年度	(-) 295,436	(-) 2,604	0.88
うち預金	前連結会計年度	259,795	4,148	1.59
	当連結会計年度	294,359	1,497	0.50
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	17	0	1.62
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	506	14	2.93
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度一百万円、当連結会計年度一百万円）を控除して表示しております。
2. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
3. 平均残高は原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（%）
資金運用勘定	前連結会計年度	5,391,605	42,270	0.78
	当連結会計年度	5,879,184	41,396	0.70
うち貸出金	前連結会計年度	3,775,725	32,976	0.88
	当連結会計年度	4,295,054	33,632	0.79
うち有価証券	前連結会計年度	652,388	7,671	1.17
	当連結会計年度	594,080	6,011	1.01
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	122	0	0.00
	当連結会計年度	3,013	1	0.05
うち買入金銭債権	前連結会計年度	231,732	937	0.40
	当連結会計年度	253,615	1,050	0.41
うち預け金	前連結会計年度	656,888	674	0.10
	当連結会計年度	648,805	694	0.10
資金調達勘定	前連結会計年度	5,824,165	8,650	0.14
	当連結会計年度	6,431,355	6,255	0.09
うち預金	前連結会計年度	5,236,507	6,486	0.12
	当連結会計年度	5,890,012	3,478	0.05
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	155,687	△62	△0.03
	当連結会計年度	55,126	△21	△0.03
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	34,091	18	0.05
	当連結会計年度	52,815	5	0.00
うち借入金	前連結会計年度	410,792	0	0.00
	当連結会計年度	445,178	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前連結会計年度543,043百万円、当連結会計年度675,112百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度13,707百万円、当連結会計年度13,886百万円）及び利息（前連結会計年度10百万円、当連結会計年度8百万円）を、それぞれ控除して表示しております。

2. 平均残高は原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は国内・国際業務部門合計で312億円となりました。これを国内・国際業務部門別にみますと、国内業務部門は307億円となりました。一方、国際業務部門では4億円となっております。また、役務取引等費用は国内・国際業務部門合計で223億円となりました。これを国内・国際業務部門別にみますと、国内業務部門は221億円となりました。一方、国際業務部門では2億円となっております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前連結会計年度	28,394	388	28,782
	当連結会計年度	30,767	443	31,211
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	15,982	111	16,094
	当連結会計年度	17,335	110	17,445
うち為替業務	前連結会計年度	1,976	98	2,074
	当連結会計年度	2,445	130	2,575
うち証券関連業務	前連結会計年度	639	—	639
	当連結会計年度	852	—	852
うち代理業務	前連結会計年度	2,332	—	2,332
	当連結会計年度	2,088	—	2,088
役務取引等費用	前連結会計年度	21,022	243	21,265
	当連結会計年度	22,176	206	22,383
うち為替業務	前連結会計年度	2,420	—	2,420
	当連結会計年度	2,945	—	2,945

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	5,122,288	269,152	5,391,441
	当連結会計年度	6,004,496	287,209	6,291,705
うち流動性預金	前連結会計年度	3,508,417	—	3,508,417
	当連結会計年度	4,411,059	—	4,411,059
うち定期性預金	前連結会計年度	1,612,032	—	1,612,032
	当連結会計年度	1,591,515	—	1,591,515
うちその他	前連結会計年度	1,838	269,152	270,991
	当連結会計年度	1,921	287,209	289,131
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
総合計	前連結会計年度	5,122,288	269,152	5,391,441
	当連結会計年度	6,004,496	287,209	6,291,705

- (注) 1. 流動性預金とは、普通預金であります。
2. 定期性預金とは、定期預金であります。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内	4,043,005	100.00	4,584,695	100.00
金融業	53,842	1.33	56,701	1.24
個人	3,669,269	90.76	4,063,316	88.62
国	318,942	7.89	464,207	10.13
その他	951	0.02	469	0.01
海外	—	—	—	—
合計	4,043,005	——	4,584,695	——

(注) 特別国際金融取引勘定は該当ありません。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○有価証券残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	130,376	—	130,376
	当連結会計年度	225,313	—	225,313
地方債	前連結会計年度	77,728	—	77,728
	当連結会計年度	59,928	—	59,928
短期社債	前連結会計年度	13,498	—	13,498
	当連結会計年度	13,498	—	13,498
社債	前連結会計年度	130,660	—	130,660
	当連結会計年度	86,464	—	86,464
株式	前連結会計年度	27	—	27
	当連結会計年度	52	—	52
その他の証券	前連結会計年度	8,050	279,974	288,024
	当連結会計年度	5,653	292,582	298,235
合計	前連結会計年度	360,343	279,974	640,317
	当連結会計年度	390,911	292,582	683,493

(注) 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2020年3月31日	2021年3月31日
1. 連結自己資本比率（2/3）	7.70	7.99
2. 連結における自己資本の額	1,033	1,180
3. リスク・アセットの額	13,409	14,774
4. 連結総所要自己資本額	536	590

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2020年3月31日	2021年3月31日
1. 自己資本比率（2/3）	7.95	8.23
2. 単体における自己資本の額	1,076	1,225
3. リスク・アセットの額	13,533	14,886
4. 単体総所要自己資本額	541	595

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているのものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2020年3月31日	2021年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	24	29
危険債権	10	7
要管理債権	4	6
正常債権	40,405	45,818

(生産、受注及び販売の実績)

「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

第15期第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

（金融経済環境）

当第3四半期連結累計期間を振り返りますと、主要国の景気は比較的安定して推移する一方で、新型コロナウイルスのワクチン接種が進展するものの、新型株など将来への不安要素が依然として残る状況です。日本経済においても、首都圏をはじめとして緊急事態宣言等が断続的に発出されており、2021年8月のオリンピック・パラリンピックの無観客での実施や外出・イベント等の自粛に伴う景気への影響が懸念される状況が継続しております。

株式市場においては、海外の先進国では、物価上昇が確認されたことから、テーパリングに向けた動きが意識され、株式市場は堅調に推移しておりますが、我が国においては2020年のコロナショック後の乱高下の後、新型コロナウイルスに関するワクチンの開発などの報道による期待感と新型株の感染拡大報道による先行き不透明感を背景として方向感が定まりにくい状況にあり、日経平均株価は、2万7,000円から3万1,000円のレンジで推移しております。為替市場も、2020年はドル売りの動きになりドル円では102円台をつける場面もありましたが、新型コロナウイルスに関するワクチンの開発などの報道後にはドル回帰の動きとなり、2021年はドル円では115円台まで回復しております。日本の金融資本市場においては、日本銀行による金融政策決定会合で大規模緩和が維持される中、長期金利は狭いレンジ内で推移しました。

規制面では、2021年5月に新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るため、銀行業の経営資源を主として活用して営むデジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資する業務への追加を含む「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」が成立しました。

（事業の経過等）

当第3四半期連結累計期間は前期に引続き様々な業界において優良な顧客基盤を有し、「NEOBANK®」サービスの提供による相乗効果が期待できる提携先の選定、提携先の顧客、提携先、当社それぞれがWin・Win・Winとなる関係を生み出すビジネスモデルの訴求と構築に注力しております。こうした取り組みにより「ヤマダNEOBANK」「おうちバンク」「ひめぎんNEOBANKサービス」の新規リリースに加え、SBI証券株式会社及びSBIレミット株式会社、株式会社高島屋、SBペイメントサービス株式会社、第一生命保険株式会社、三井住友信託銀行株式会社等との間で「NEOBANK®」サービスの提供又はそれに向けた協議に関する合意をしており、今後も提携先の拡大により、より多くの個人のお客さまに最先端のテクノロジーを活用した金融サービスをお届けすることを目指しております。

事業会社に対する取組みとしては、当社が、決済代行会社に代わり、土日祝日を含めた決済日翌日にクレジットカード会社と加盟店契約を行っている加盟店への入金を行う「翌日入金サービス」を提供することいたしました。近年社会に浸透しつつあるキャッシュレス決済ですが、多くの場合、加盟店への売上金の入金までに時間を要するため、中小企業や個人事業者の加盟店にとっては、一時的なキャッシュ・フローの悪化が生じ、キャッシュレス決済導入の課題の1つとなっておりますが、このような課題を受け、加盟店のキャッシュ・フローの改善及び決済代行会社の事務・手数料負担の削減を目的とするものとなります。

さらに、将来的には、住宅ローン債権の流動化プラットフォームを構築し、地域創生に対する取組を通じて、多様化していくお客さまのニーズにお応えしていくことを目的にMerryGateホールディングス株式会社と当社が提供する新たな住宅ローン商品の構築などの検討を開始することに合意しました。また、株式会社日立製作所により設立されたDayta Consulting株式会社が提供するAI審査サービスにより、審査業務の精度向上・信用管理の高度化を目指しております。

（当第3四半期連結会計期間の業績）

当第3四半期連結会計期間末日現在における口座数は510万口座と、多くのお客さまにご愛顧いただいております。

当第3四半期連結累計期間の損益の状況につきましては、経常利益が169億円、親会社株主に帰属する四半期純利益が130億円となりました。これは、住宅ローン等を中心とした個人向けローンが引き続き好調に推移したことや、顧客基盤の拡大やキャッシュレス化の進展による決済関連手数料の増加が寄与したものです。なお、1株当たり四半期純利益は86円40銭（当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割当てで株式分割を行っておりますが、上記は当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した金額です。）となりました。

(資産負債の状況)

当第3四半期連結会計期間末の連結総資産は、前連結会計年度末比1兆683億円増加し8兆3,016億円となりました。このうち貸出金につきましては、住宅ローンを中心に同5,174億円増加し5兆1,021億円となりました。有価証券は、国債を始めとした安全資産への投資を進め同592億円増加し7,427億円となりました。

一方、負債は、同1兆559億円増加し8兆1,551億円となりました。このうち預金につきましては、流動性預金を中心に同6,995億円増加し6兆9,912億円となりました。純資産は、親会社株主に帰属する四半期純利益130億円を計上したことや、その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の変動を要因として、同123億円増加し1,465億円となりました。

(セグメントの状況)

当第3四半期連結累計期間における報告セグメントごとの業績は、「デジタルバンク事業」については、住宅ローン実行による貸出事務手数料や決済関連手数料といった役務取引等収益が寄与し、業務粗利益が402億円、経常利益は185億円となりました。「BaaS事業」については、連結子会社の売上高が堅調に推移した一方、継続的なシステム投資に加え、「NEOBANK®」サービスに係る広告宣伝費等により、業務粗利益が11億円、経常損失は15億円となりました。

第1四半期連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当第3四半期連結累計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は272億円、役務取引等収支は93億円、その他業務収支は39億円となりました。国内・国際業務部門別にみますと、国内業務部門は、資金運用収支は256億円、役務取引等収支は91億円、その他業務収支は30億円となりました。国際業務部門は、資金運用収支は16億円、役務取引等収支は2億円、その他業務収支は9億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	当第3四半期連結累計期間	25,632	1,664	27,297
うち資金運用収益	当第3四半期連結累計期間	28,380	3,352	22 31,710
うち資金調達費用	当第3四半期連結累計期間	2,747	1,688	22 4,413
役務取引等収支	当第3四半期連結累計期間	9,165	217	9,383
うち役務取引等収益	当第3四半期連結累計期間	23,476	377	23,854
うち役務取引等費用	当第3四半期連結累計期間	14,311	160	14,471
その他業務収支	当第3四半期連結累計期間	3,036	911	3,948
うちその他業務収益	当第3四半期連結累計期間	3,203	911	4,115
うちその他業務費用	当第3四半期連結累計期間	166	—	166

(注) 1. 国内業務部門は円建諸取引、国際業務部門は外貨建諸取引（外貨預金等）であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。（以下の各表も同様であります。）

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用5百万円を控除して表示しております。

3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益は国内・国際業務部門合計で238億円となりました。国内・国際業務部門別にみますと、国内業務部門は234億円、国際業務部門は3億円となりました。

また、役務取引等費用は国内・国際業務部門合計で144億円となりました。国内・国際業務部門別にみますと、国内業務部門は143億円、国際業務部門は1億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	当第3四半期連結累計期間	23,476	377	23,854
うち預金・貸出業務	当第3四半期連結累計期間	14,825	97	14,923
うち為替業務	当第3四半期連結累計期間	1,994	123	2,118
うち証券関連業務	当第3四半期連結累計期間	764	—	764
うち代理業務	当第3四半期連結累計期間	1,683	—	1,683
役務取引等費用	当第3四半期連結累計期間	14,311	160	14,471
うち為替業務	当第3四半期連結累計期間	2,162	—	2,162

(3) 国内・海外別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前連結会計年度 (2021年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
国内	4,584,695	100.00	5,102,109	100.00
金融業	56,701	1.24	50,377	0.99
個人	4,063,316	88.62	4,486,580	87.93
国	464,207	10.13	564,099	11.06
その他	469	0.01	1,053	0.02
海外	—	—	—	—
合計	4,584,695	—	5,102,109	—

(注) 特別国際金融取引勘定は該当ありません。

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、以下の記載における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

第14期連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当連結会計年度の「資金利益」は、主力事業である住宅ローンの実行額が回収額を上回り連結会計年度中の平均の貸出残高が増加したこと等により、前連結会計年度比15億円の増益となりました。「役員取引等利益」は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い営業活動が低迷し、「住宅ローン取扱手数料」が伸び悩んだことにより前連結会計年度並みに留まりましたが、キャッシュレス化の進展による決済件数の増加に伴い「決済関連手数料」が増加したこと等により、同13億円の増益となりました。「その他業務利益」は、国債等債権売却益が減少したこと等により、同11億円の減益となりました。以上の結果、「業務粗利益」は、同17億円の増益の484億円となりました。一方、「営業経費」につきましては、当連結会計年度初期より新型コロナウイルス感染症の影響が不確実であったことにより広告宣伝費等の変動費は抑制的に運営したことにより、同1億円の費用増加となりました。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	増減 (百万円)
	(百万円) (A)	(百万円) (B)	(B) - (A)
業務粗利益	46,713	48,433	1,719
資金利益	33,620	35,141	1,521
役員取引等利益	7,516	8,828	1,311
その他業務利益	5,576	4,463	△1,112
うち債券関係損益	2,839	1,972	△867
営業経費	△27,114	△27,288	△174
与信関係費用	△544	△490	54
株式等関係損益	159	182	22
持分法による投資損益	△192	24	216
その他	△22	△134	△111
経常利益	19,000	20,726	1,726
特別損益	△263	△665	△402
税金等調整前当期純利益	18,737	20,061	1,324
法人税、住民税及び事業税	△6,078	△6,276	△197
法人税等調整額	△90	132	223
法人税等合計	△6,169	△6,143	25
当期純利益	12,567	13,918	1,350
非支配株主に帰属する当期純利益	△2	△10	△8
親会社株主に帰属する当期純利益	12,570	13,928	1,358

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用))
+ (役員取引等収益 - 役員取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

2. 与信関係費用 = 貸倒引当金繰入額 + 貸出金償却

3. 不良債権売却損（前連結会計年度11百万円、当連結会計年度5百万円）は与信関係費用には含めておらず、その他に含めております。

4. 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

第15期第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

当第3四半期連結累計期間の資金利益は、住宅ローン等を中心とした個人向けローンが堅調に推移する中、BaaS事業の認知度向上や口座獲得のための定期預金キャンペーンによる資金調達費用を計上し、272億円となりました。役務取引等利益は、住宅ローン実行による貸出事務手数料や決済関連手数料といった役務取引等収益が寄与し、93億円となりました。その他業務利益は、国債等債券売却等により、39億円となりました。これらの結果、連結業務粗利益は406億円となりました。一方、営業経費については、239億円となりました。

以上の結果、経常利益は169億円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は130億円となりました。

	当第3四半期連結累計期間
	金額（百万円）
業務粗利益	40,628
資金利益	27,297
役務取引等利益	9,383
その他業務利益	3,948
うち債券関係損益	2,360
営業経費	△23,933
与信関係費用	△205
株式等関係損益	287
持分法による投資損益	11
その他	197
経常利益	16,986
特別損益	△96
税金等調整前四半期純利益	16,889
法人税、住民税及び事業税	△3,699
法人税等調整額	△161
法人税等合計	△3,861
四半期純利益	13,028
非支配株主に帰属する四半期純利益	△1
親会社株主に帰属する四半期純利益	13,029

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用))
+ (役務取引等収益 - 役務取引等費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)
2. 与信関係費用 = 貸倒引当金繰入額 + 貸出金償却
3. 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

(2) 財政状態の分析

第14期連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

① 貸出金

2021年3月31日現在の貸出金は、主力事業である住宅ローンの実行額が回収額を上回り、前年比5,416億円増加の4兆5,846億円となりました。なお、増加の主要因である住宅ローン残高は、同4,003億円増加の3兆7,339億円となっております。

	2020年3月31日	2021年3月31日	増減（百万円）
	（百万円）（A）	（百万円）（B）	（B）－（A）
貸出金残高（未残）	4,043,005	4,584,695	541,689
うち住宅ローン残高	3,333,565	3,733,964	400,399

○リスク管理債権の状況

2021年3月31日現在のリスク管理債権は貸出金残高の伸長に伴い、前年比3億円増加の43億円となりました。

	2020年3月31日	2021年3月31日	増減（百万円）
	（百万円）（A）	（百万円）（B）	（B）－（A）
破綻先債権	310	475	165
延滞債権	3,269	3,232	△37
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	475	664	188
合計	4,056	4,372	316

○金融再生法開示債権の状況

2021年3月31日現在の金融再生法開示債権は前年比5,416億円増加の4兆5,862億円となりました。

	2020年3月31日	2021年3月31日	増減（百万円）
	（百万円）（A）	（百万円）（B）	（B）－（A）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,491	2,921	429
危険債権	1,050	738	△312
要管理債権	475	664	188
正常債権	4,040,581	4,581,887	541,305
合計	4,044,599	4,586,211	541,611

（注）上記は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づくものであります。

② 有価証券

2021年3月31日現在の有価証券は前年比431億円増加の6,834億円となりました。

	2020年3月31日	2021年3月31日	増減(百万円)
	(百万円) (A)	(百万円) (B)	(B) - (A)
国債	130,376	225,313	94,936
地方債	77,728	59,928	△17,799
短期社債	13,498	13,498	△0
社債	130,660	86,464	△44,196
株式	27	52	24
その他の証券	288,024	298,235	10,211
合計	640,317	683,493	43,176

③ 預金

2021年3月31日現在の預金は顧客増加に伴い伸長し前年比9,002億円増加の6兆2,917億円となりました。

	2020年3月31日	2021年3月31日	増減(百万円)
	(百万円) (A)	(百万円) (B)	(B) - (A)
流動性預金	3,508,417	4,411,059	902,641
定期性預金	1,612,032	1,591,515	△20,516
その他の預金	270,991	289,131	18,140
譲渡性預金	—	—	—
合計	5,391,441	6,291,705	900,264

- (注) 1. 流動性預金とは普通預金であります。
2. 定期性預金とは定期預金であります。

④ 純資産の部

2021年3月31日現在の純資産の部合計は、親会社株主に帰属する当期純利益の増加を主因として、前年比152億円増加の1,341億円となりました。

	2020年3月31日	2021年3月31日	増減(百万円)
	(百万円) (A)	(百万円) (B)	(B) - (A)
資本金	31,000	31,000	—
資本剰余金	13,625	13,625	—
利益剰余金	77,748	91,677	13,928
その他有価証券評価差額金	6,836	3,849	△2,986
繰延ヘッジ損益	△10,304	△6,494	3,809
非支配株主持分	37	523	485
合計	118,944	134,182	15,237

第15期第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

当第3四半期連結会計期間末の連結総資産は、前連結会計年度末比1兆683億円増加し8兆3,016億円となりました。このうち貸出金につきましては、住宅ローンを中心に同5,174億円増加し5兆1,021億円となりました。有価証券は、国債を始めとした安全資産への投資を進め同592億円増加し7,427億円となりました。

一方、負債は、同1兆559億円増加し8兆1,551億円となりました。このうち預金につきましては、流動性預金を中心に同6,995億円増加し6兆9,912億円となりました。純資産は、親会社株主に帰属する四半期純利益130億円を計上したことや、その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の変動を要因として、同123億円増加し1,465億円となりました。

① 貸出金

2021年12月31日現在の貸出金は前連結会計年度末比5,174億円増加の5兆1,021億円となりました。なお、住宅ローン残高は、同4,171億円増加の4兆1,511億円となっております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計 期間 (2021年12月31日)	増減 (百万円)
	(百万円) (A)	(百万円) (B)	(B) - (A)
貸出金残高 (末残)	4,584,695	5,102,109	517,414
うち住宅ローン残高	3,733,964	4,151,142	417,177

② 有価証券

2021年12月31日現在の有価証券は前連結会計年度末比592億円増加の7,427億円となりました。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計 期間 (2021年12月31日)	増減 (百万円)
	(百万円) (A)	(百万円) (B)	(B) - (A)
国債	225,313	316,474	91,160
地方債	59,928	37,545	△ 22,383
短期社債	13,498	13,500	2
社債	86,464	67,020	△ 19,444
株式	52	63	11
その他の証券	298,235	308,166	9,930
合計	683,493	742,770	59,277

③ 預金

2021年12月31日現在の預金は前連結会計年度末比6,995億円増加の6兆9,912億円となりました。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計 期間 (2021年12月31日)	増減 (百万円)
	(百万円) (A)	(百万円) (B)	(B) - (A)
流動性預金	4,411,059	4,910,464	499,405
定期性預金	1,591,515	1,801,647	210,132
その他の預金	289,131	279,142	△ 9,988
譲渡性預金	—	—	—
合計	6,291,705	6,991,254	699,549

- (注) 1. 流動性預金とは普通預金であります。
2. 定期性預金とは定期預金であります。

(3) 連結自己資本比率（国内基準）

第14期連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を採用しております。

2021年3月31日現在の「連結自己資本比率」は7.99%となりました。

	2020年3月31日	2021年3月31日	増減（億円、%）
	（億円、%）（A）	（億円、%）（B）	（B）－（A）
1. 連結自己資本比率（2／3）	7.70	7.99	0.28
2. 連結における自己資本の額	1,033	1,180	146
3. リスク・アセットの額	13,409	14,774	1,364
4. 連結総所要自己資本額	536	590	54

（注）連結自己資本比率については、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた算式により算出しております。

第15期第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

2021年12月31日現在の「連結自己資本比率」は7.98%となりました。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、%）

	2021年12月31日
1. 連結自己資本比率（2／3）	7.98
2. 連結における自己資本の額	1,289
3. リスク・アセットの額	16,135
4. 連結総所要自己資本額	645

（注）連結自己資本比率については、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた算式により算出しております。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、%）

	2021年12月31日
1. 自己資本比率（2／3）	8.00
2. 単体における自己資本の額	1,315
3. リスク・アセットの額	16,438
4. 単体総所要自己資本額	657

（参考）自己資本比率については、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた算式により算出しております。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に影響を与える大きな要因としては、国内外の金利動向が挙げられますが、なかでも当社の資金調達コスト・運用収益に最も影響を与えるのは国内の金利動向であると考えております。こうした認識の下、当社はALM委員会を設置し、金利・為替の動向によって、資産・負債の価値及びこれらから生み出される収益が変動するリスク（市場リスク）と資金繰りリスク（流動性リスク）をモニタリングするとともに、上記のリスクをふまえた預金・貸出金利コントロールやヘッジ取引などを機動的に実施していく体制を整備しております。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1. 経営成績等の状況の概要（業績）④ キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

お客さまからお預かりした円貨及び外貨預金を基に貸出や有価証券等への投資を行うことを主業とする当社の運用方針は、原則として各通貨の預金による調達資金が各々の運用残高を上回る運営を原則としており、為替リスクを極小化した運用ポートフォリオを常時構築することとしております。

なお、取締役会においては、各通貨の流動性リスクの他、リスクカテゴリー毎のリスク量から算出した統合リスク量とストレスシナリオに基づく想定損失額のモニタリングを行っており、その合算値がリスク資本の範囲内に収まることを四半期毎に確認しております。

また設備投資の調達については、自己資金の他、新株発行により調達する資金も活用してまいります。

(7) 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、事業の成長性と効率性を評価する客観的な指標として、経常利益、経費率（OHR：業務粗利益に占める営業経費の比率）、自己資本ROE（親会社株主に帰属する当期純利益／純資産）や自己資本比率といった資本関連指標を重視しております。

2020年3月期の連結経常利益は190億円、OHRは58.0%、連結自己資本ROE（親会社株主に帰属する当期純利益／純資産）は11.1%、規制上の連結自己資本比率は7.70%であり利益の着実な成長と業務効率・財務健全性を意識した運営の成果となりました。また2021年3月期の連結経常利益は207億円、OHRは56.3%、連結自己資本ROEは11.0%、規制上の連結自己資本比率は7.99%であり、引続き業務効率・財務健全性を維持しつつ利益の着実な成長を果たしております。今後も利益ベースでの着実な成長と業務効率を意識した態勢を構築・維持することにより事業を推進してまいります。資本については、資本の有効活用の観点から、収益性の高い分野への資本配賦や効率的な利益獲得を追求しつつ、財務の健全性の観点から、国内基準行の規制水準である4%に適切な資本バッファを加えた水準を維持いたします。

(8) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 株式会社SBI証券との銀行代理契約

当社は、2007年9月24日に株式会社SBI証券（旧 SBIイー・トレード証券株式会社）との間で、当社を所属銀行とする銀行代理業委託契約を締結し、同社の利用者向けに円貨普通預金口座の提供を開始いたしました。それ以降、円貨定期預金・仕組預金・外貨預金等、提供サービスを加え、2022年1月27日には「SBI証券NEOBANK（イルカ支店）」を通じたフルバンキングサービスの提供を開始いたしました。同社は、銀行代理業者として当社の提供するインターネットバンキングサービスを提供することにより、個人投資家の皆様にこれまで以上に利便性の高い投資環境を提供することが可能となります。

(2) 三井住友信託銀行株式会社との銀行代理契約

当社は、2011年12月28日に、三井住友信託銀行（旧 住友信託銀行株式会社）との間で、当社が同社を所属銀行とする銀行代理業委託契約を締結して「ネット専用住宅ローン」の取扱いを開始し、2018年8月1日に、三井住友信託銀行株式会社が当社を所属銀行とする銀行代理業委託契約を締結して預金口座開設の媒介を開始いたしました。また、2022年2月15日には、今後BaaS事業におけるNEOBANKに係る協議等を行っていくことにつき、覚書を締結いたしました。

(3) 住宅ローン販売拡大を目的とした銀行代理契約

当社は、対面チャネルによる住宅ローン販売拡大を企図し、以下の銀行代理業者と当社を所属銀行とする銀行代理業委託契約を締結しております。

契約締結日	銀行代理業者
2015年3月3日	SBIマネープラザ株式会社
2017年1月26日	グッドモーゲージ株式会社
2017年10月26日	MXモバイリング株式会社
2018年3月29日	株式会社アイ・エフ・クリエイト
2018年9月25日	吉田通信株式会社
2019年2月6日	旭化成ホームズフィナンシャル株式会社
2019年6月3日	株式会社リクルートゼクシィなび
2020年1月31日	株式会社島根銀行
2020年7月1日	株式会社福島銀行
2020年10月1日	株式会社穴吹インシュアランス
2020年11月9日	株式会社仙台銀行
2021年1月18日	株式会社東宝ハウスフィナンシャル
2021年1月29日	株式会社LIXIL住宅研究所
2021年6月17日	株式会社カシワバラ・アシスト
2021年7月1日	株式会社ファミリーライフサービス
2021年9月6日	株式会社GOESWELL
2022年1月31日	株式会社優良住宅ローン

(4) 日本航空株式会社及びJAL SBIフィンテック株式会社との合弁契約

当社は、日本航空株式会社、JAL SBIフィンテック株式会社（日本航空株式会社とSBIホールディングス株式会社により2017年9月1日に設立）との間で2017年9月19日に合弁契約を締結し、国際ブランド・プリペイドカードの提供を目的とするJALペイメント・ポート株式会社の株式を取得して同社を持分法適用関連会社といたしました。また、当社はJALペイメント・ポート株式会社との間で、当社を所属銀行とする銀行代理業委託契約を締結し、2018年10月9日から預金口座開設の媒介を開始いたしました。2021年7月9日からは、資金の貸付を内容とする契約締結の媒介（住宅ローン）も開始しております。

(5) Dayta Consulting株式会社との与信審査モデル利用契約

当社は、当社の子会社であるDayta Consulting株式会社（当社と株式会社日立製作所により2019年5月30日設立）が提供するAI審査サービスの提供を受ける為の与信審査モデル利用契約を締結しております。AI審査サービスは、住宅ローンを対象に提供開始しており、与信審査の精度を高め、信用コストを低減することで、お客さまの状況に合わせた貸出金利を提供しています。

(6) 株式会社みちのく銀行との銀行代理契約

当社は、2020年8月3日に株式会社みちのく銀行との間で、当社を所属銀行とする銀行代理業委託契約を締結し、円普通預金、外貨普通預金、外貨定期預金の契約締結の媒介及び預金口座開設の媒介を開始いたしました。

(7) 株式会社Tマネーとの銀行代理契約

当社は、2021年3月24日に株式会社Tマネーとの間で、当社を所属銀行とする銀行代理業委託契約を締結し、預金口座開設の媒介、資金の貸付を内容とする契約締結の媒介を開始いたしました。

(8) 株式会社ヤマダファイナンスサービスとの銀行代理契約

当社は、2021年6月21日に株式会社ヤマダファイナンスサービスとの間で、当社を所属銀行とする銀行代理業委託契約を締結し、預金又は定期積金等の受入れ、資金の貸付け並びに為替取引を内容とする契約の締結の媒介を開始いたしました。

(9) 株式会社おうちリンクとの銀行代理契約

当社は、2021年8月5日に株式会社おうちリンクとの間で、当社を所属銀行とする銀行代理業委託契約を締結し、預金又は定期積金等の受入れ、資金の貸付け並びに為替取引を内容とする契約の締結の媒介を開始いたしました。

(10) スマートビリングサービス株式会社との銀行代理契約

当社は、2021年10月27日にスマートビリングサービス株式会社との間で、当社を所属銀行とする銀行代理業委託契約を締結し、円普通預金の受入れ、為替取引を内容とする契約の締結の媒介を開始いたしました。

(11) 株式会社愛媛銀行との銀行代理契約

当社は、2021年9月6日に株式会社愛媛銀行との間で、当社を所属銀行とする銀行代理業委託契約を締結し、円普通預金の受入れ、為替取引を内容とする契約の締結の媒介を開始いたしました。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第14期連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当連結会計年度は、銀行業を中心に81億円の勘定系システム更改や顧客の利便性向上のために業務提携先に銀行機能を効率的に提供できるようにするための共通基盤の構築に伴う設備投資を実施しました。

「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービスを24時間・365日提供するインターネットフルバンキング」を基本コンセプトとして、その向上に努め、各種サービス・商品の拡充や、お客さまに安心してお取引いただくため、安定したシステム運営の整備を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第15期第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

当第3四半期連結累計期間は、デジタルバンク事業・BaaS事業を中心に85億円の勘定系システム更改や顧客の利便性向上のために業務提携先に銀行機能を効率的に提供できるようにするための共通基盤の構築に伴う設備投資を実施しました。

「どこよりも使いやすく、魅力ある商品・サービスを24時間・365日提供するインターネットフルバンキング」を基本コンセプトとして、その向上に努め、各種サービス・商品の拡充や、お客さまに安心してお取引いただくため、安定したシステム運営の整備を実施いたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間において、重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
本店	東京都 港区他	銀行業	事務所	—	—	181	11,662	—	11,844	525 (143)

- (注) 1. 本店の動産は、ソフトウェア11,140百万円及びその他の無形固定資産1百万円を含んでおります。
 2. 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額を含んでおりません。
 3. 建物（建物附属設備を除く）は全て賃借であり、年間賃借料は578百万円であります。
 4. 従業員は就業人員であり、嘱託及び臨時従業員の平均雇用人員を（ ）内に外書きで記載しております。

(2) 国内子会社

連結財務諸表における子会社の設備の割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2021年12月31日現在)

当社グループは、口座数の増加に対応し、安定的なサービス提供を行うために設備投資を計画しております。
 なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設、改修等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当社	—	—	新設・ 改修等	デジタル バンク事 業 BaaS事業	勘定系シ ステム基 盤更改	12,844	9,019	自己資金 増資資金	2020年 10月	2022年 7月
	—	—	新設・ 改修等	デジタル バンク事 業 BaaS事業	ソフトウ ェア他 (注) 2	10,361	2,700	自己資金 増資資金	—	(注) 3

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
 2. 情報セキュリティの向上及び顧客の利便性向上に資するシステム関連の投資等であります。
 3. ソフトウェアのうち4割程度は2022年3月までに投資完了予定であります。
 4. 当社グループは従来、「銀行業」を報告セグメントとしておりましたが、第15期連結会計年度より「デジタルバンク事業」及び「BaaS事業」に報告セグメントの区分を変更しております。そのため、「セグメントの名称」は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分とは異なっております。

(2) 重要な設備の除却、売却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

(注) 2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は594,000,000株増加し、600,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	150,793,800	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	150,793,800	—	—

(注) 1. 2021年12月10日開催の取締役会決議により、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は149,285,862株増加し、150,793,800株となっております。
2. 2021年12月24日開催の臨時株主総会決議により、2022年1月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2022年1月1日 (注)	149,285,862	150,793,800	—	31,000	—	13,625

(注) 株式分割（1：100）によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2022年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	—	1	—	—	—	2	—
所有株式数（単元）	—	75,396,900	—	75,396,900	—	—	—	150,793,800	—
所有株式数の割合（%）	—	50.00	—	50.00	—	—	—	100	—

(注) 1. 当社は2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 当社は2022年1月1日より単元株制度を採用しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 150,793,800	1,507,938	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	150,793,800	—	—
総株主の議決権	—	1,507,938	—

(注) 1. 当社は2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は149,285,862株増加し、150,793,800株となっております。

2. 当社は2022年1月1日より単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として考えておりますが、今後の事業拡充・発展に備えた内部留保の充実に努めることを基本方針としており、同観点から現状では配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、健全性確保の観点からその充実に留意しつつ、住信SBIネット銀行グループとしての企業価値を持続的に向上させるべく活用してまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針としており、決定機関は株主総会であります。

また、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定に関わらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることが重要であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- 独立社外取締役が中心的な役割を担う仕組み（取締役会の構成、任意の指名・報酬委員会の設置等）を構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
- 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

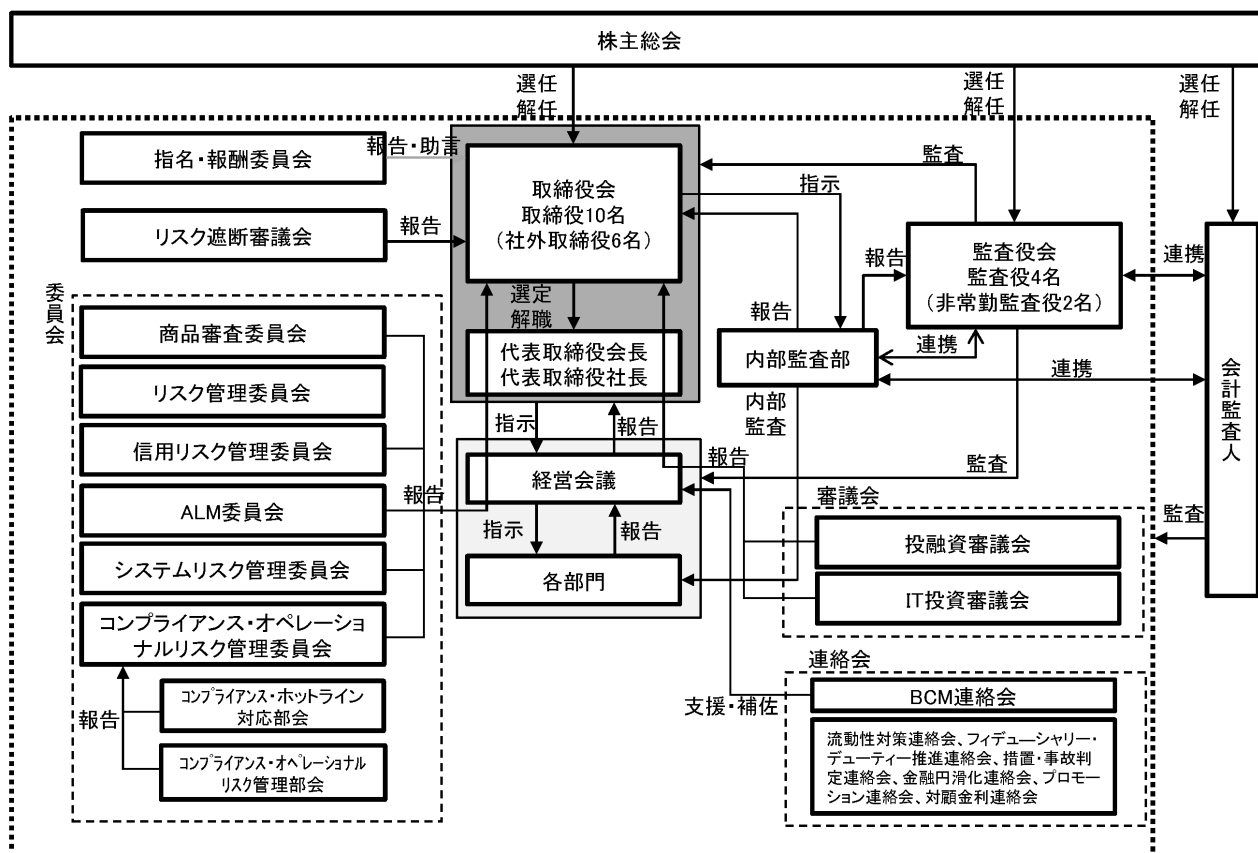
当社は取締役会の監督に加え、監査役による独立した立場からの取締役の監査を実施することが業務執行の適正性確保に有効であると判断し、監査役会設置会社を選択しております。

具体的には、監査役会設置会社の体制のもと、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図るため、監査役4名全員が社外監査役で、うち2名は独立要件を充たす社外監査役となっております。また、株主に対する取締役の経営責任を機動的に果たすため、取締役の任期を1年とし、取締役会内部の相互監督機能の一層の強化を図る目的で独立要件を充たす社外取締役を4名選任しております。

また、当社は意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入しております。

当社における機関設計の在り方については継続的に検証と議論を重ね、コーポレート・ガバナンスの強化を永続的に図ってまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



1. 取締役会

イ 議長：円山法昭（代表取締役社長）

ロ 構成：すべての取締役で組織されており、本書提出日現在の構成員は下表のとおりです。なお、監査役も参加し、必要ときは意見を述べなければなりません。

ハ 権限・役割

重要な業務執行のほか、内部統制システムの整備、コンプライアンス及びリスク管理に関する重要な事項を決議します。また取締役及び執行役員より職務の執行の状況につき報告を受け、取締役及び執行役員等の職務執行の監督を行います。

2. 監査役会

イ 議長：藤田俊晴（常勤監査役）

ロ 構成：すべての監査役で組織されており、本書提出日現在の構成員は下表のとおりです。

ハ 権限・役割

当社は監査役制度を採用し、個々の監査役が専門的かつ多角的な視点で監査を実施しています。監査役会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行います。また、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めています。

3. 経営会議

イ 議長：円山法昭（代表取締役社長）

ロ 構成：取締役会が選任する取締役、執行役員等をもって構成されており、本書提出日現在の構成員は下表のとおりです。なお、監査役はオブザーバーとして参加し、必要ときは意見を述べなければなりません。

ハ 権限・役割

業務執行に関する個別具体的な重要事項の決定機関として、個別の事業戦略、営業施策、ALM、システム投資、リスク管理等に関する事項を審議し、決議します。経営会議は、取締役（社外取締役を除く）及び常務執行役員を構成員とするほか、常勤監査役を常時参加メンバーとして招集することにより、意思決定の強化と透明性の確保を図っています。

4. 指名・報酬委員会

イ 議長：八田斎（社外取締役）

ロ 構成：取締役会が選定する取締役で組織されます。構成員は3名以上としその過半数は独立社外取締役で構成されます。本書提出日現在の構成員は下表のとおりです。

ハ 権限・役割

取締役会の任意の諮問機関として設置され、取締役会の諮問に基づき、取締役の選任及び解任、代表取締役の選定及び解任、経営陣幹部等の選定及び解任、取締役・経営陣幹部等の報酬等について審議し、取締役会に答申しています。

5. リスク遮断審議会（事業親会社等からのリスク遮断に関する審議会）

イ 議長：山田健二（代表取締役会長）

ロ 構成：代表取締役（2名）、コンプライアンス・リスク統括部担当役員、企画部担当役員、弁護士で構成され、本書提出日現在の構成員は下表のとおりです。

ハ 権限・役割

銀行業である当社の発行済株式の50%を事業親会社が保有していることから、事業親会社及び事業親会社グループからの独立性を確保し、事業親会社等の事業リスクの遮断策を確実に履行することを目的に設置されています。独立性やリスク遮断策の有効性等を確認のうえ、半期に1度以上取締役会へ報告しています。

《取締役会、監査役会、経営会議、指名・報酬委員会、リスク遮断審議会の構成》

●議長、○構成員

氏名	役職名	取締役会	監査役会	経営会議	指名・報酬委員会	リスク遮断審議会
山田健二	代表取締役会長	○		○	○	●
円山法昭	代表取締役社長	●		●	○	○
横井智一	取締役兼常務執行役員	○		○		○
小崎元	取締役兼常務執行役員	○		○		○
米山学朋	取締役（社外）	○				
朝倉智也	取締役（社外）	○				
町田行人	取締役（社外）	○			○	○
八田斎	取締役（社外）	○			●	
武田知久	取締役（社外）	○			○	
森山保	取締役（社外）	○			○	
藤田俊晴	常勤監査役（社外）	（出席）	●	（出席）		
石崎敏郎	常勤監査役（社外）	（出席）	○	（出席）		
日高真理子	監査役（社外）	（出席）	○			
岩下直行	監査役（社外）	（出席）	○			
成田淳一	常務執行役員			○		
棚橋一之	常務執行役員			○		
木村紀義	常務執行役員			○		
大木浩司	常務執行役員			○		

6. 各種審議会

経営会議の諮問機関として、経営の基本に係る事象、個別事項等を総合的かつ機動的に審議し、決議するため「投融资審議会」「IT投資審議会」を設置しています。

各審議会の議長、構成員、役割は下表のとおりです。

審議会	議長	構成員	役割
投融资審議会	小崎元 （企画部与信業務室担当役員）	企画部担当役員、財務経理部担当役員、コンプライアンス・リスク統括部担当役員、審査部担当役員、債権管理部担当役員*、投資・市場運用部担当役員*、ファイナンス事業部担当役員*、住宅ローン事業部担当役員*、企画部長	主に個別投融资案件に関する検討・決議
IT投資審議会	木村紀義 （IT統括部担当役員）	代表取締役会長、代表取締役社長、企画部担当役員、コンプライアンス・リスク統括部担当役員、システム開発部担当役員、システム運営部担当役員、企画部長	主に個別IT投資案件に関する検討・決議

* 関連する付議案件がある場合のみ出席

7. 各種委員会

経営の基本にかかる全社的な問題、各部門の担当業務にまたがる問題等を総合的かつ機動的に検討、協議、諮問するため、「商品審査委員会」「リスク管理委員会」「信用リスク管理委員会」「ALM委員会」「システムリスク管理委員会」「コンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会」を設置しています。

各委員会の委員長、委員、目的は下表のとおりです。

委員会	委員長	委員	目的
商品審査委員会	横井智一 (企画部担当役員)	代表取締役会長、代表取締役社長、コンプライアンス・リスク統括部担当役員、企画部長	当行新商品・新規業務に係る取組意義、内在する各種リスク、リスクに対するリターン等に関する議論を通じ、経営会議の決定を支援・補佐すること
リスク管理委員会	小崎元 (コンプライアンス・リスク統括部担当役員)	代表取締役会長、代表取締役社長、企画部担当役員、企画部長	リスク管理全般に係る議論を実施し、主にリスク管理計画の策定、進捗管理等の議論を実施すること
信用リスク管理委員会	小崎元 (コンプライアンス・リスク統括部担当役員)	企画部担当役員、審査部担当役員、ファイナンス事業部担当役員*、住宅ローン事業部担当役員*、企画部長	各種与信商品等の審査プロセス、業務プロセス及びリスク・リターン分析に関する途上管理、保全回収管理、子会社のリスク管理プロセス等について与信リスク管理に関する観点から議論を実施すること
ALM委員会	横井智一 (財務経理部担当役員)	企画部担当役員、コンプライアンス・リスク統括部担当役員、投資・市場運用部担当役員、財務経理部副担当役員、投資・市場運用部副担当役員、企画部長	当行の資産・負債を総合的に管理し、リスクの適正化、収益の極大化を図る為に議論を実施すること
システムリスク管理委員会	小崎元 (コンプライアンス・リスク統括部担当役員)	代表取締役会長、企画部担当役員、IT統括部担当役員、システム開発部担当役員、システム運営部担当役員、企画部長	情報セキュリティ管理のうちシステムリスク全般に関する運営状況の把握・確認、問題点の整理、対応方針の議論を実施すること
コンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会	小崎元 (コンプライアンス・リスク統括部担当役員)	代表取締役会長、企画部担当役員、総務部担当役員、カスタマー・サービス部担当役員、IT統括部担当役員、事務企画部担当役員、企画部長	コンプライアンス及びオペレーショナルリスクに関する運営状況の把握・確認、問題点の整理、対応方針の議論を実施すること

* 関連する付議案件がある場合のみ出席

③ 企業統治に関するその他の事項

1. 業務の適正を確保するための事項

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に定める業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を制定し取締役会において決議したうえで、その実効性が担保されるよう整備を推進しています。

イ 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、健全な社会規範の下で業務を遂行するため、役職員等の行動規範となる経営理念及びコンプライアンス方針を定める。
- (2) 取締役会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための態勢を整備する。
- (3) 取締役は、他の取締役に関する重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。

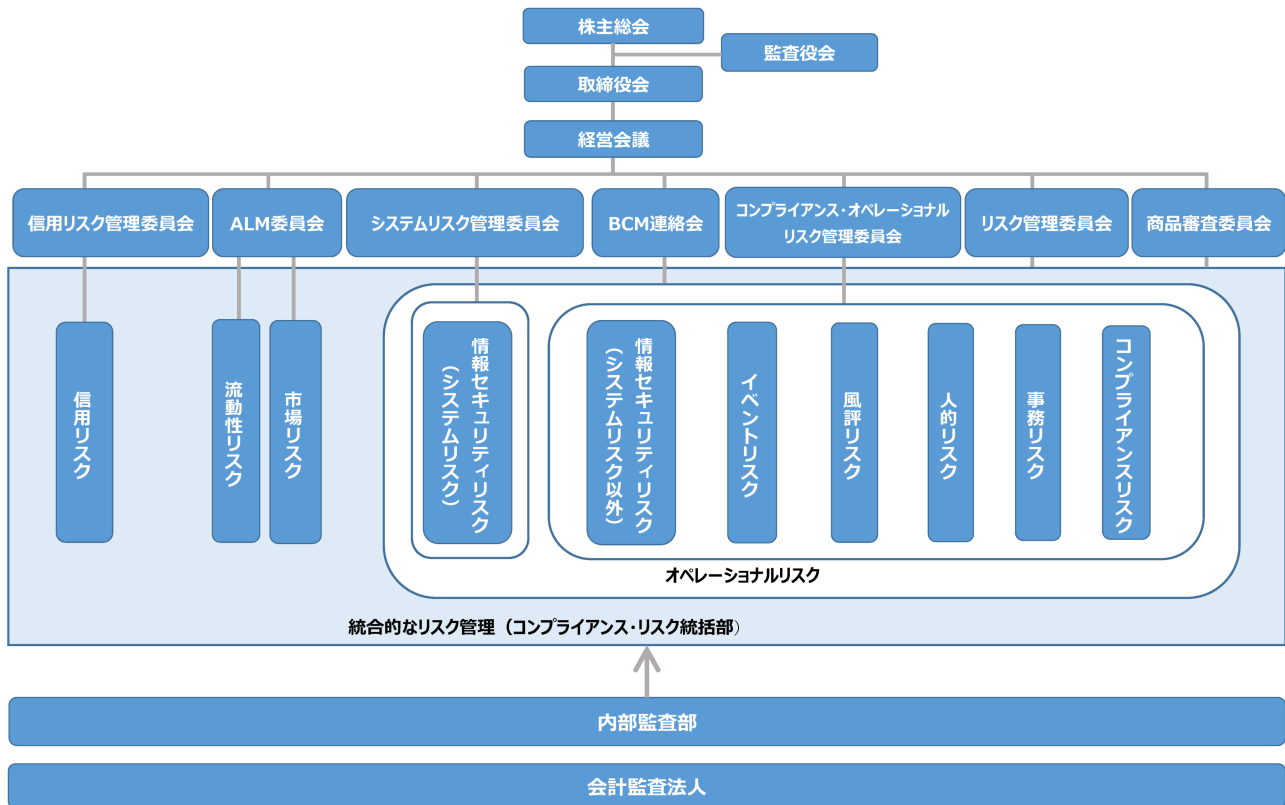
ロ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、文書管理及び情報セキュリティに関する社内規則に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

ハ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 業務執行に係るリスクとして、以下①～⑩のリスク（カテゴリー）を認識する。

- ① 信用リスク：信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク
 - ② 市場リスク：金利・為替等の市場価格の変動により、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値が変動し、損失を被るリスク
 - ③ 流動性リスク：環境の急激な変化や当社の風評の悪化等により必要な資金が確保できなくなるリスク、あるいは、迅速かつ適切な価格で取引ができなくなるにより損失を被るリスク
 - ④ オペレーショナルリスク：内部プロセス・人の行動・人材の配置・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから生じる損失に係るリスク（以下の⑤～⑩のリスクを含む）
 - ⑤ 事務リスク：役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク
 - ⑥ 情報セキュリティリスク：不適切な情報管理、システム障害、システム開発プロジェクトの不適切な管理等に起因し、当社の情報及び情報システムの機密性、完全性、可用性が損なわれる等によって損失を被るリスク
 - ⑦ コンプライアンスリスク：内外の法令・規制・社会規範の遵守を怠ったため罰則又はクレーム・訴訟を受けるリスク、及び、必要な条項の欠落、取引相手の法的行為能力の欠如等、契約上の障害により取引を完了できなくなるリスク
 - ⑧ 人的リスク：人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、ハラスメント等の問題により損失を被るリスク
 - ⑨ イベントリスク：自然災害・戦争・犯罪等、非常事態の発生により生じるリスク
 - ⑩ 風評リスク：マスコミ報道、風評・風説等により当社の評判が悪化し、経営に大きな影響を及ぼす（可能性のある）ことにより損失を被るリスク
- (2) 取締役会は、リスク管理態勢の基礎として、リスクカテゴリー毎の管理方針及びそれらを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照する統合的リスク管理に係る方針（以下、あわせて「リスク管理方針」という。）を定める。
- (3) 取締役会は、リスク管理方針に則り、リスク管理に関する取決めを定めた規程の整備、管理部署とその担当役員（取締役・執行役員）の設置等、損失の未然防止とともに不測事態における影響を最小限に止める態勢を整える。
- (4) 取締役会は、方針の有効性・妥当性及び態勢の実効性を検証し、適時に見直しを行えるよう、リスク管理状況について管理部署から定期的に（重大な事項については都度）報告を受けるほか、必要に応じて調査等を実施させる。
- (5) 取締役会は、リスク管理を含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、リスク管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。



ニ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、役職員等が共有する全社的な経営方針を定め、この浸透を図るとともに、この経営方針に基づく経営計画を決議する。経営計画決議にあたり、戦略目標として、全社的な収益目標の決定、効率的な経営資源の配分及び必要に応じて各リスクカテゴリーへのリスク量配分（資本配分）を行う。
- (2) 取締役会は、自己資本の充実による業務の健全性と自己資本の有効活用による業務の効率性の維持・向上を図るため、自己資本管理方針を定め、管理態勢を構築する。
- (3) 取締役会は、顧客の保護及び利便性の向上を図るため、顧客保護等管理方針を定め、管理態勢を構築して、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の苦情・相談等への対処、並びに顧客情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。
- (4) 取締役会は、各部門の業務計画等を含む経営計画につき、進捗状況の定期的な報告を受け、必要に応じて計画を修正する。
- (5) 取締役会は、原則1月に1回以上適宜開催され、迅速な意思決定と効率的な職務の執行を行う。
- (6) 取締役会は、個別の事業戦略、リスク管理及び業務等に関する事項を審議・決議する機関として、取締役会が選任する取締役等により構成される経営会議を設置するほか、取締役会の決議により、必要に応じて提言機関として各委員会を設置させる。
- (7) 取締役会は、取締役及び取締役会で選任された執行役員の中から各部署の担当役員を指定して、業務執行を行わせることにより、各部署の責任を明確化し、取締役の職務の執行の効率化を図る。また、社内の組織、権限及び責任を規定に定め、明確化する。
- (8) 取締役会は、ステークホルダー（利害関係人）の理解を得ることで業務執行が効率的に運営できるように、ディスクロージャーの担当部署を設置し、当社の経営関連情報を公正かつ適時適切に開示する。

- ホ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 取締役会は、役職員等の行動規範となる経営理念、コンプライアンス方針及びコンプライアンス行動基準を定め、取締役が繰り返しその精神を役職員等に伝えることにより徹底する。
 - (2) 取締役会は、コンプライアンスに関する検討を行うコンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス統括部署の担当役員が委員長を務める。取締役会は、コンプライアンスの実施状況及び運営上の問題点について定期的に（重大な事項については都度）提言・報告を受け、経営施策に反映させる。
 - (3) 取締役会は、コンプライアンス統括部署を設置し、全社のコンプライアンス態勢や関連規定の整備及び研修を行う。また、全部署にコンプライアンス・リスク管理責任者を配置し、各部署でのコンプライアンスの実践と研修を行う。
 - (4) 取締役会は、内部通報の調査態勢及び通報者保護の制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等について役職員等が直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置し、その運営状況を定期的にコンプライアンス統括部署から取締役会に報告する。
 - (5) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
 - (6) 取締役会は、コンプライアンスを含む内部管理態勢等に係る内部監査方針を定め、業務執行に係る部署から独立した内部監査部署から、監査結果について適時適切に報告を受ける。また必要に応じて、コンプライアンスに係る管理態勢の有効性等について外部監査を受ける。
- ヘ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 取締役会は、三井住友信託銀行株式会社及びSBIホールディングス株式会社（以下「両出資会社」という。）の関連会社として、両出資会社の経営方針・企業集団の管理体制等を踏まえつつ、法令・定款等を遵守し、企業の独立性・独自性を維持した運営を行う。
 - (2) 両出資会社及びその子会社等と当社との間の取引価格等は、マーケットプライスを基準として決定する。
 - (3) 取締役会は、子会社の業務の規模・特性に応じ、その業務運営を適正に管理するため、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程を定め、コンプライアンス、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切な措置をとる。
 - (4) 取締役会は、子会社の業務運営に関する基本的事項を定めた規程に基づき、子会社との間で、業務運営に関する報告及び指導等の態勢を整備する。
 - (5) 取締役会は、子会社について総合的に把握・管理する部署に加え、各社毎に当社の所管部を定める。原則として所管部長等は、各社取締役役に就任し、子会社の経営へ参画し、指導する。
 - (6) 企画部及び所管部は、子会社の実態把握及び指導等を行うほか、必要に応じ、当社関係各部が指導等を行う。企画部及び所管部は、取締役会及び経営会議に対し、子会社の概況を定期的に報告する。
 - (7) 内部監査部署は法令等の範囲内で必要に応じて、子会社に対して内部監査を実施し、子会社及び当社の取締役会に対し、監査結果を適時適切に報告する。
 - (8) 取締役会は、事業親会社等とのリスク遮断を確実にするための態勢を整備する。
- ト 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査役の求めに応じ、監査役を補助すべき使用人を置く。
- チ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人を置いた場合、使用人はその補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事・処遇関係については監査役と事前に協議する。
- リ 当社の監査役への報告に関する体制
- (1) 取締役、執行役員及び使用人は、取締役会規程に定める報告事項に加え、以下①～③の報告を監査役に対して行う。
 - ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見した場合は、直ちに報告を行う。
 - ② コンプライアンス・ホットライン制度による通報状況の報告をその都度行う。
 - ③ 定期的に又は監査役の求めに応じ、子会社等を含む業務執行状況の報告を行う。
 - (2) 内部監査部署は、定期的に及び監査役の求めに応じて随時、当社及び子会社に対する内部監査の状況と結果を監査役に対して報告する。
 - (3) 監査役へ報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

ヌ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が毎年度作成する監査計画に基づく監査の実施に、取締役、執行役員及び使用人は協力する。
- (2) 会計監査の適正性及び信頼性確保のため、会計監査人が独立性を保持できるように以下①～⑤の体制を構築する。
 - ① 会計監査人は、監査役に監査計画を提出し意見交換を行う。
 - ② 会計監査人は、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、監査役に通知を行う。
 - ③ 会計監査人の報酬の適否については、監査役の事前承認を要することとする。
 - ④ 会計監査人は、定期的に又は監査役の求めに応じて、監査役と会合をもち意見交換を行う。
 - ⑤ その他、取締役、執行役員及び使用人は監査役が必要と認める体制の整備構築に協力する。
- (3) 代表取締役は、定期的に又は監査役の求めに応じ、監査役と会合をもち意見交換を行う。
- (4) 内部監査部署は、定期的に及び監査役の求めに応じて随時、監査役と会合をもち意見交換を行う。
- (5) 監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を徴する。
- (6) 監査役が、その職務の執行に伴い生じた費用等についての請求を行った場合には、担当部署において審議の上、当社が必要でないことを証明した場合を除き、これを支払う。

④ 監査等の概要

当社は有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けています。

内部監査部門については、業務執行部門から独立させ、専任の担当役員を配置した内部監査部を設置し、内部統制の有効性及び適切性を検証しています。内部監査結果については、取締役会に対して適時適切に報告が行われています。

⑤ リスク管理態勢の整備の状況

当社では、収益の追求又は損失の回避のため、リスク管理を行うことをリスク管理方針で定めています。このリスク管理方針のもと、コンプライアンス・リスク統括部を統括部署として、リスクの特定、評価、運営、モニタリング、コントロール及び削減の一連の活動を通じ、リスクの状況を的確に把握し必要な措置を講じるリスク管理を行っております。また各リスクの規模・特性を踏まえた統合的リスク管理を実施しております。なお、リスク管理を金融機関の業務の健全性及び適切性の確保のための最重要課題と位置付け、取締役会で定めたリスク管理方針に基づき、PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクルが機能するリスク管理態勢の整備・確立に取り組んでいます。

1. リスクカテゴリー

「市場リスク」「流動性リスク」「信用リスク」「オペレーショナルリスク」のリスクを特定し、さらに「オペレーショナルリスク」を「情報セキュリティリスク」「事務リスク」「イベントリスク」「コンプライアンスリスク」「風評リスク」「人的リスク」のサブカテゴリーに分類して管理しています。

2. リスク管理委員会

リスク管理全般に係る議論を実施し、主にリスク管理計画の策定、進捗管理等の議論を実施しています。

3. 商品審査委員会

当社新商品・新規業務に係る取組意義、内在する各種リスク、リスクに対するリターン等に関する議論を通じ、経営会議の決定を支援・補佐を実施しています。

4. コンプライアンス・オペレーショナルリスク管理委員会

コンプライアンス及びオペレーショナルリスクに関する運営状況の把握・確認、問題点の整理、対応方針の議論を実施しています。

5. BCM連絡会

不測の事態が発生した場合の影響を最小限にとどめるため、事前に業務対応の手順を定める等、迅速かつスピーディな対応が可能となる態勢の検討を行っています。

6. 各リスク管理態勢

各リスクの所管部が、事業年度毎にリスク管理計画を策定し、当社の規模・特性に応じたリスク管理を行っています。リスク全般を統合して管理する部署が、全社的観点より管理を行っているほか、独立した権限を持つ内部監査部による監査を実施しています。

7. システムリスク管理委員会

情報セキュリティ管理のうちシステムリスク全般に関する運営状況の把握・確認、問題点の整理、対応方針の検討の議論を行っています。

8. A L M委員会

当社の資産・負債を総合的に管理し、リスクの適正化、収益の極大化を図る為に議論を実施しています。

9. 信用リスク管理委員会

各種与信商品等の審査プロセス、業務プロセス及びリスク・リターン分析に関する途上管理、保全回収管理、子会社のリスク管理プロセス等について与信リスク管理に関する観点から議論を実施しています。

10. インターネットバンキングのためのセキュリティ対策

インターネット通信環境について、お客さま情報の暗号化、ファイアウォール構築、デジタル証明書取得、サーバー・システムの常時監視体制をとっています。またインターネットバンキング取引を安全にご利用いただくための機能として、三重のパスワード、ソフトウェアキーボード、自動ログアウト機能、その他の機能を設定しています。

⑥ コンプライアンス（法令等遵守）態勢

当社は、金融機関としてその社会的責任や公共的使命を遂行するために、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付けています。単に法令を守るのみならず、より広く社会的規範を遵守し、お客さまや社会からの信頼を得るべく、全社のコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンス統括部書は全社に係るコンプライアンス態勢の企画・推進、関連諸規則等の整備、研修等啓蒙活動を行っています。

1. コンプライアンス・プログラムの策定

事業年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、社内研修や規定の整備等、全社をあげて着実なコンプライアンスの実践に取り組んでいます。

2. コンプライアンス行動基準の策定

当社の業務を遂行するうえで遵守すべき具体的な行動規範を、コンプライアンス行動基準として策定し、全役職員に徹底しています。

3. 「コンプライアンス・リスク管理責任者」の配置

部署毎にコンプライアンス・リスク管理責任者を配置して、部署内での研修・啓蒙活動のほか、日常業務におけるコンプライアンス状況のモニタリングを通じて、職員への指導を行っています。

4. コンプライアンス・ホットラインの整備

役職員によるコンプライアンス違反を防止するために、社内通報窓口又は社外通報窓口（外部の法律事務所）に対し直接通報できる制度を整備しています。

5. 反社会的勢力への対応

取引開始前のフィルタリング、契約締結時の暴力団排除条項の導入により、反社会的勢力との取引を未然に防止しています。取引開始後に反社会的勢力であることが判明した場合は、速やかに関係を遮断しています。

6. AML / C F T体制（※）

厳格な取引時確認の実施、商品・サービス毎にリスクの特定・評価を行い、リスクベースアプローチによる取引モニタリング、顧客管理（カスタマー・デュー・デリジェンス）、フィルタリング/スクリーニングにより口座不正利用を検知・排除するリスク低減措置を実施しています。また疑わしい取引が判明した場合は速やかに当局へ届け出る態勢を整備しています。

（※）Anti-Money Laundering / Counter Financing of Terrorism（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）

⑦ 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社の業務運営を適正に管理するため、業務運営に関する基本的事項を定めた規程として子会社・関連会社業務規程を定め、コンプライアンス、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切な措置を講じることのできる体制を整備しております。

当社では、子会社に対する指導・支援を行う所管部署を下表のとおり設置し、当社の取締役会・経営会議に対し、子会社の概況を四半期毎に報告しております。

また、内部監査部署は、子会社に対して内部監査を実施し、子会社及び当社の取締役会に対し、監査結果を適時適切に報告し、グループ全体における業務の適正を確保しております。なお、監査において検出した指摘事項については、改善状況について確認するため原則として3ヵ月ごとにフォローアップを行うとともに、結果を取締役会へ報告しています。

社名	所管部
株式会社優良住宅ローン	フラット事業部
住信SBIネット銀カード株式会社	リテール事業部
ネットムーブ株式会社	ネオバンク事業部
Dayta Consulting株式会社	企画部ビッグデータ室
JALペイメント・ポート株式会社	ネオバンク事業部

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

⑫ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役との責任限定契約

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と当社定款第25条により、又、社外監査役と当社定款第33条により、それぞれ責任限定契約を締結しております。当該契約では、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任について、それぞれの職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑬ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項と理由

1. 責任免除

当社は定款において、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって免除することができる旨定めております。当該事項は、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）が期待される役割を十分に発揮し、適切な人材を継続的に確保することを目的としております。

2. 自己の株式の取得

当社は定款において、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定めています。当該事項は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主還元策が可能となるよう定めたものです。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 13名 女性 1名 (役員のうち女性の比率7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	山田 健二	1962年9月23日生	1985年4月 住友信託銀行株式会社(現:三井住友信託銀行株式会社)入社 2008年5月 同社 川西支店長 2010年5月 同社 神戸支店長 2013年2月 同社 神戸支店長兼神戸三宮支店長 2013年4月 同社 リテール企画部長 2014年4月 同社 執行役員リテール企画部長 2015年4月 同社 執行役員名古屋営業部長兼名古屋栄支店長 2016年10月 同社 執行役員梅田支店長兼阪急梅田支店長 2018年4月 三井住友トラスト総合サービス株式会社 取締役社長 2018年6月 三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社 取締役社長 2021年4月 当社 代表取締役会長(現任)	(注)3	—
代表取締役社長	円山 法昭	1965年5月12日生	1989年4月 株式会社東海銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行)入行 2000年2月 イー・ローン株式会社(現:SBIホールディングス株式会社)入社 2001年4月 グッドローン株式会社(現:アルヒ株式会社)取締役 2005年3月 グッド住宅ローン株式会社(現:アルヒ株式会社)代表取締役執行役員COO 2006年6月 SBIホールディングス株式会社 取締役 2007年6月 同社 取締役執行役員 2012年4月 SBIモーゲージ株式会社(現:アルヒ株式会社)代表取締役社長執行役員CEO兼COO 2013年6月 SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員常務 2014年3月 SBIモーゲージ株式会社(現:アルヒ株式会社)代表取締役会長執行役員CEO 2014年4月 当社 代表取締役社長(現任)	(注)3	—
取締役兼 常務執行役員	横井 智一	1967年11月27日生	1990年4月 株式会社東海銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行)入行 2005年5月 グッド住宅ローン株式会社(現:アルヒ株式会社)入社 2007年6月 SBIモーゲージ株式会社(現:アルヒ株式会社)取締役 2009年6月 SBIホールディングス株式会社 入社 2009年6月 当社 出向 2009年6月 当社 取締役兼執行役員 2021年1月 当社 取締役兼常務執行役員コーポレート本部長(現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役兼 常務執行役員	小崎 元	1968年8月15日生	1991年4月 株式会社北海道拓殖銀行 入行 1998年11月 中央信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）入社 2012年11月 当社 出向 2019年4月 ネットムーブ株式会社 取締役（現任） 2020年1月 当社 取締役兼執行役員 2021年1月 当社 取締役兼常務執行役員（現任） 2021年4月 株式会社優良住宅ローン 取締役（現任）	(注)3	—
取締役	米山 学朋	1968年1月25日生	1991年4月 住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）入社 2016年1月 同社 企業金融部長 2017年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 業務管理部長 三井住友信託銀行株式会社 業務管理部長 2019年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社 執行役員経営企画部長 2021年4月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 執行役常務（現任） 三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員（現任） 当社 取締役就任（現任） 2021年8月 UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社 取締役（現任）	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	朝倉 智也	1966年3月16日生	1989年4月 株式会社北海道拓殖銀行 入行 1990年1月 メリルリンチ証券会社（現：BofA証券株式会社）入社 1995年6月 ソフトバンク株式会社（現：ソフトバンクグループ株式会社）入社 1998年11月 モーニングスター株式会社 入社 2009年5月 モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役社長（現任） 2011年4月 SBIアセットマネジメント株式会社 取締役（現任） 2012年7月 モーニングスター株式会社 代表取締役執行役員社長（現任） 2015年11月 SBIエナジー株式会社 取締役（現任） 2016年2月 SBIエステートファイナンス株式会社 取締役会長（現任） 2017年6月 SBIインシュアランスグループ株式会社 取締役（現任） 2018年3月 SBI CoVenture Asset Management株式会社（現：SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社） 取締役（現任） 2018年3月 SBI地方創生アセットマネジメント株式会社 取締役（現任） 2019年2月 Carret Holdings, Inc. Director（現任） 2019年2月 SBI地域事業承継投資株式会社 取締役（現任） 2019年3月 マネータップ株式会社 取締役（現任） 2019年6月 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 取締役（現任） 2019年6月 SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社 取締役（現任） 2019年9月 SBIアセットマネジメント・グループ株式会社 代表取締役社長（現任） 2019年10月 イー・アドバイザー株式会社 代表取締役社長（現任） 2020年6月 SBIネオファイナンスサービス株式会社取締役（現任） 2021年12月 当社 取締役（現任）	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	町田 行人	1971年8月29日生	1998年3月 司法修習終了(第50期) 1998年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 1998年4月 東京シティ法律事務所(現:シティニューワ法律事務所)入社 1999年4月 西村あさひ法律事務所 入社 2003年9月 University of Southern California Gould School of Law (LL.M.) 留学 2004年9月 ルバフ・ラム・グリーン・アンド・マクレー法律事務所 出向 2005年8月 ニューヨーク州弁護士登録 2005年10月 金融庁総務企画局企業開示課 出向 2020年1月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 入社(現任) 2021年1月 当社 取締役(現任)	(注)3	—
取締役	八田 斎	1955年3月21日生	1980年4月 大蔵省 入省 2008年7月 福岡財務支局長 2009年7月 厚生労働省労働基準局勤労者生活部長 2011年7月 預金保険機構 財務部長 2013年7月 横浜税関長 2014年10月 金融先物取引業協会 事務局長 2016年5月 ライフネット生命保険株式会社 顧問 2016年6月 ライフネット生命保険株式会社 常務取締役執行役員 2016年10月 ライフネット生命保険株式会社 常務取締役執行役員CCO兼CISO 2021年1月 当社 取締役(現任)	(注)3	—
取締役	武田 知久	1957年11月8日生	1981年4月 日本銀行 入行 2003年4月 同行 高松支店長 2005年4月 政策委員会室参事役 2006年4月 政策委員会室審議役(組織運営調整) 2010年7月 システム情報局長 2013年4月 日本銀行理事 2018年11月 弁護士登録(第一東京弁護士会入会) 2021年1月 当社 取締役(現任)	(注)3	—
取締役	森山 保	1973年3月24日生	1994年10月 太田昭和監査法人(現:EY新日本有限責任監査法人)入所 2001年1月 スターンスチュワート 入社 2002年1月 野村企業情報株式会社(現:野村証券株式会社) 入社 2007年1月 フロンティア・マネジメント株式会社 入社 2013年4月 マクサス・コーポレートアドバイザー株式会社設立 代表取締役社長(現任) 2015年8月 株式会社プロボライフ(現:株式会社プロボライフグループ) 社外取締役(現任) 2021年1月 当社 取締役(現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	藤田 俊晴	1955年6月30日生	1979年4月 株式会社熊谷組 入社 1999年11月 同社 ロンドン営業所長 2001年10月 ソフトバンク・インベストメント株式会社(現: SBIホールディングス株式会社) 入社 2003年12月 ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社(現: SBIアセットマネジメント株式会社) 取締役 2006年3月 ソフトバンク・インベストメント株式会社(現: SBIインベストメント株式会社) 取締役執行役員 2009年6月 SBIホールディングス株式会社 執行役員法務部長兼コンプライアンス統括部長 2013年7月 同社 執行役員法務コンプライアンス部長兼Japanese Company Secretary 2014年6月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	—
常勤監査役	石崎 敏郎	1961年1月15日生	1984年4月 住友信託銀行株式会社(現: 三井住友信託銀行株式会社) 入社 2007年6月 同社 受託監理部長 2013年4月 同社 コンプライアンス統括部長 2015年6月 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 内部監査部長 2017年4月 三井住友信託銀行株式会社 内部監査部長 2018年10月 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 取締役(監査等委員) 2021年4月 当社 常勤監査役(現任)	(注)4	—
監査役	日高 真理子	1961年5月4日生	1984年4月 監査法人中央会計事務所 入所 1987年4月 公認会計士登録 2000年7月 中央監査法人 パートナー 2006年7月 中央青山監査法人 シニアパートナー 2007年8月 新日本監査法人(現: EY新日本有限責任監査法人) 入社 2013年7月 同社 法人第I事業部副事業部長 2015年9月 同社 評議会評議員 2020年6月 東ソー株式会社 社外取締役(現任) 2020年8月 日高公認会計士事務所 開設(現任) 2021年1月 当社 監査役(現任) 2021年6月 極東貿易株式会社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	岩下 直行	1962年3月28日生	1984年4月 日本銀行 入行 2009年5月 同行 下関支店長 2011年7月 株式会社日立製作所 スマート情報システム統括本部担当本部長 2013年7月 日本銀行 決済機構局参事役 2014年5月 同行 金融機構局審議役・金融高度化センター長 2016年4月 同行 決済機構局審議役・FinTechセンター長 2017年4月 京都大学公共政策大学院教授（現任） 2017年6月 一般社団法人自律分散社会フォーラム理事（現任） 2017年7月 PwCあらた有限責任監査法人・スペンシャルアドバイザー 2017年8月 金融庁参与（現任） 2018年4月 大阪大学非常勤講師（現任） 2018年4月 経済産業省 産業サイバーセキュリティ研究会WG2委員（現任） 2018年6月 一般社団法人電子決済等代行業者協会監事（現任） 2018年10月 株式会社伊予銀行 アドバイザリーボード・メンバー／顧問（現任） 2019年1月 金融庁金融審議会 委員（現任） 2019年3月 株式会社NTTデータ アドバイザリーボード・メンバー（現任） 2019年10月 内閣府規制改革推進会議 委員（現任） 2019年11月 一般財団法人情報法制研究所 上席研究員（現任） 2019年12月 一般財団法人LINEみらい財団理事（現任） 2020年4月 株式会社iBEST 顧問（現任） 2020年9月 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構客員教授（現任） 2021年1月 当社 監査役（現任） 2021年6月 国際金融都市OSAKA推進委員会 アドバイザー（現任） 2021年10月 安全な無線通信サービスのための新世代暗号技術に関する研究開発（現任）	(注) 4	—
計					—

- (注) 1. 取締役のうち、米山学朋、朝倉智也、町田行人、八田斎、武田知久、森山保は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役は、すべて会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 2021年12月24日付の臨時株主総会での選任後2021年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2021年12月24日付の臨時株主総会での選任後2024年度に関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しており、その構成は以下のとおりであります（取締役を兼務している執行役員を除く）。
- 成田淳一、棚橋一之、木村紀義、大木浩司、野田典志、服部浩久、高鍋宗瑞、直海知之、府川剛士、弘川剛、金岡仁、内河直也

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は6名、社外監査役は4名であります。

社外取締役の米山学朋は、当社のその他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社の取締役常務執行役員及び三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の執行役常務であります。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の朝倉智也は、当社のその他の関係会社であるSBIホールディングス株式会社の複数の子会社等の役員であります。それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の町田行人は、金融関連法を専門とする弁護士（国内・ニューヨーク）で、金融庁への出向経験を有しております。企業法務を中心とした適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の八田斎は、金融庁での経験など金融行政に関する豊富な経験や知見を有するとともに、ライフネット生命保険株式会社でコンプライアンス担当役員等を務めた経験があります。金融行政や金融事業での経営経験を踏まえたコンプライアンス・リスク管理、業務執行全般に対する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の武田知久は、日本銀行入行後、政策委員会室審議役（組織運営調整）、システム情報局長を経て、同理事を歴任し、弁護士の資格も有しています。システムの開発・運行や経営計画の策定、予算・決算、人事など内部管理の豊富な経験や知見等を有することから、当社のIT・システム領域を中心とした業務執行全般に関する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の森山保は、M&Aアドバイザーとして豊富な経験・実績を有する企業の代表取締役を務めています。企業経営に加えて、公認会計士（日本・米国）として豊富な経験・見識を有し、金融機関における企業再編への関与実績もあり、当社の中長期戦略やグループ経営方針等に関する適切な監督者・助言者として適任と判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の藤田俊晴は、当社のその他の関係会社であるSBIホールディングス株式会社での業務執行経験を踏まえ、当社経営の健全性を確保する観点から適正な助言と監査を行うことが期待できるものと判断し、社外監査役に選任しておりますが、それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の石崎敏郎は、当社のその他の関係会社である三井住友信託銀行株式会社での業務執行経験を踏まえ、当社経営の健全性を確保する観点から適正な助言と監査を行うことが期待できるものと判断し、社外監査役に選任しておりますが、それ以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の日高真理子は、EY新日本有限責任監査法人の元シニアパートナーで、会計、監査、企業経営支援等の豊富な経験と実績を有しています。また、監査法人で女性活躍推進の委員を務めるなどダイバーシティに関する豊富な知識や経験も有しています。会計の視点に加え、多様な視点から適正な監査を行う監査役として適任と判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の岩下直行は、日本銀行で長年、金融情報技術を研究し、金融業界のFinTech推進を主導するなど、金融とテクノロジー両面の経験・見識を有しています。現在は学識経験者として、金融庁・金融審議会等の委員を兼務するなど、最先端FinTech領域の監査を担う適任者と判断し、社外監査役に選任しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任にあたっては、出資会社から派遣された社外取締役及び社外監査役を除き、独立性基準という形式要件に加え、会社経営やFintechに関する見識、弁護士・会計士等の専門分野での経験・見識、金融機関のリスク管理や金融行政に関する経験・見識等を選任要件に設定し、人物や資質について考慮の上候補者とし、選任を行っています。

なお、当社の社外取締役又は社外監査役の独立性判断基準は以下のとおりです。

1. 以下のいずれの要件にも該当しない場合、当該候補者は十分な独立性を有するものと判定する。
 - A) 現在又は就任の前10年間、当社、当社の子会社及び関連会社、当社のその他の関係会社、当該その他の関係会社の子会社、当社のその他の関係会社の親会社、又は当該親会社の子会社の役員（注1）又は業務執行者（注2）でないこと
 - B) 現在又は就任の前3年間、当社の主要株主（注3）でないこと。それらが会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと

- C) 現在又は就任の前3年間、当社又は当社の子会社を主要な取引先(注4)とする者でないこと。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
- D) 現在又は就任の前3年間、当社又は当社の子会社の主要な取引先でないこと。それらが会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
- E) 現在又は就任の前の3年間、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に多額の金銭(注5)その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者をいう)でないこと
- F) 現在、当社又は当社の子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等でないこと、又は就任の前3事業年度において当該社員等として当社又は当社の子会社の監査業務に従事した者でないこと
- G) 現在又は就任の前3年間、当社又は当社の子会社から多額の寄付(注6)を受けている者でないこと。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人の役員又は業務執行者でないこと
- H) 上記A～Gの者(重要(注7)でない者を除く)の近親者(配偶者又は、2親等内の親族又は同居の親族)でないこと
2. 上記のいずれかの要件に該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立役員としてふさわしく利益相反が生じるおそれがないと当社が考える者については、その理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立役員候補者とすることができる。
- 注1) 取締役(独立社外取締役を除く)及び監査役(独立社外監査役を除く)
- 注2) 業務執行取締役、執行役、執行役員、若しくは支配人その他の使用人
- 注3) 総議決権の10%以上を保有する株主
- 注4) 過去3事業年度における当該取引先との取引において、当社及び当社の子会社の支払額が当該取引先の連結総売上高の2%以上であること、又は当社及び当社の子会社の受取額が当社の経常収益の2%以上であること
- 注5) 対象者が個人の場合は、当社及び当社の子会社から收受する金銭が年間1,000万円以上であること、対象者が法人等に所属している場合は当該法人等の連結売上高の2%以上を占めること
- 注6) 寄付先が個人の場合は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上であること。法人の場合は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上又は寄付先の連結売上高若しくは総収入の2%以上のいずれか大きい額以上であること
- 注7) 法人・組合等の団体である場合、その役員・部長クラスの者、組合・学校等においては、理事相当職であること
- ③ 社外取締役又は社外監査役による監督、監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
- 社外取締役は、内部統制に関する助言を取締役会において適宜行うことで、取締役会を通じて内部統制に対する監督機能を果たしております。社外監査役は、すべての取締役会に参加し監査役としての意見を述べるほか、常勤監査役及び内部監査部門と定期的な情報共有を実施し、社内の情報収集を図ったうえで、内部統制に関する助言を監査役会にて適宜行うことで、内部統制に対する監査・監督機能を果たしております。また、社外監査役、内部監査部及び会計監査人との三様監査にかかる定期的な情報連携を四半期に一度以上実施し、監査全体としての充実を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 組織・人員・手続

当社は監査役制度を採用し、4名の社外監査役（うち常勤監査役2名）が監査役会を構成するとともに、個々の監査役が専門的かつ多角的な視点で監査を実施しています。なお、社外監査役の日高真理子は、EY新日本有限責任監査法人の元シニアパートナーであり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査手続については、年度計画に基づき、定例の取締役会をはじめとする重要な会議への出席や重要書類の閲覧などによって、取締役の職務執行状況の監督を行っております。

b. 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会の開催に先立ち月次で開催される他、必要に応じて随時開催されます。最近事業年度において監査役会を計14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
草川 修一	14	14
藤田 俊晴	14	14
市川 亨	10	10
土師 良秀	10	9
日高 真理子	4	4
岩下 直行	4	4

(注) 1. 市川亨氏、土師良秀氏は、2021年1月14日付で退任いたしました。

2. 日高真理子氏、岩下直行氏は、2021年1月15日付で就任いたしました。

最近事業年度においては、年間を通じて次のような決議、報告、審議・協議がなされました。

- ・決議：監査役監査方針及び監査計画、内部統制システムの監査結果、監査役選任議案に対する同意、監査役の兼職に係る承認、監査役会規程の一部改正、会計監査人の再任、会計監査人の監査報酬に関する同意等
- ・報告：経営会議の審議内容、取締役等からのヒアリング結果、実地調査の結果、主要システムの管理状況、ハラスメント等相談窓口への通報内容等
- ・審議・協議：中間期及び期末監査調書、監査役会監査報告書、監査役の報酬

c. 監査役の主な活動状況

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行う他、代表取締役や会計監査人との定期的な会合を行っております。また、監査役会で策定した監査方針、監査計画に基づき、主に常勤監査役が、経営会議やリスク管理委員会等の重要会議への出席、内部監査部門及び取締役・執行役員等へのヒアリングや意見交換、書類閲覧並びに実地調査等により、監査に必要な情報の適時適切な把握に努めるとともに、それらの情報について非常勤監査役との速やかな連携に努めています。

監査役会は、2020年度は、1) 経営・組織の体制、企業ガバナンスの運用状況、2) システムリスクの管理状況、3) 勘定系システム更改に係る進捗状況、統制状況、4) 新型コロナウイルス禍とそれに係る諸影響への対応状況、5) 子会社、銀行代理店、業務提携先等の管理態勢の強化の状況、に係る監査を重点項目として取り組み、モニタリング態勢を強化したうえで、1) に関しては「三線管理の継続的な質の向上に努めるべき旨」等、2) に関しては「システム障害発生の未然防止及びサイバーセキュリティに係る不断の態勢強化に努めるべき旨」等、3) に関してはプロジェクト管理の高度化に努めるべき旨」等、4) に関しては「テレワーク環境の再点検と態勢強化を図るべき旨」等、並びに5) に関しては「銀行代理店等の管理に係る経営資源配分の増強を図るべき旨」等、必要に応じて、内部管理や業務運営態勢の高度化等に向け、改善への提言等を行いました。

② 内部監査の状況

当社は、業務執行部門から独立させ、専任の担当役員を配置した13名の人員からなる内部監査部門を設置し、内部統制の有効性及び適切性を検証しています。取締役会は、実効性ある内部監査が、経営目標の達成、適切な法令等遵守、顧客保護、リスク管理に必要な不可欠であることを十分に認識し、適正な内部監査態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策を検討しています。

内部監査は、「内部監査方針」「内部監査規程」に従ってリスクアセスメントを行い、内部監査計画を策定したうえで、すべての業務・部署・システムを対象として実施されます。外部への委託業務や子会社及び関連会社の業務についても関係法令等に抵触しない限りにおいて、直接監査を実施することとしています。内部監査の実施計画や個別監査の内容については月次で監査役と意見交換が行われています。また、内部監査結果については、内部監査部担当役員、監査役及び取締役会に対して適時適切に報告が行われているほか、必要に応じてコンプライアンス所管部署及び関係部署にも報告されています。なお、監査において検出した指摘事項については、改善状況について確認するため原則として3ヵ月ごとにフォローアップを行うとともに、結果を取締役会へ報告しています。

加えて、会計監査人とも定期的に意見交換を行い、会計監査の過程で検出された事項について共有し、必要に応じて内部監査手続に反映させることについても検討するなど、監査の実効性確保に努めています。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

当社開業（2007年9月）以降、14年

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 畑岡 哲 氏

指定有限責任社員 業務執行社員 藤澤 孝 氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他9名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制や独立性、監査の実施体制及び監査報酬水準等の適切性を確認したうえで、監査業務における専門性や効率性を踏まえ選定する方針としており、当該方針に沿って、有限責任 あずさ監査法人を選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査役会で策定した「会計監査人の評価基準」に基づき、監査の実施状況、方法及び結果の相当性について、また監査品質、法令遵守体制、監査報酬の相当性等について評価を行っています。各監査役が評価を行い監査役会において協議のうえ、全会一致で、相当性が認められ特段の問題は認められないと評価いたしました。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	36	10	44	10
連結子会社	—	—	—	—
計	36	10	44	10

当社における非監査業務の内容は、J-SOX導入体制の構築に関する助言、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）対応支援等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に対する報酬（a.を除く）

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	6	—	10
連結子会社	—	0	—	0
計	—	7	—	10

当社及び当社の連結子会社における非監査業務の内容は、税務申告書作成及び税務アドバイザー業務等であり
ます。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、会計監査人より監査の体制・手続・日程等の監査計画、監査見積時間等の提示を受け、その妥当性を検証の上、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、及び見積りの算出根拠について詳細な説明を受けるとともに、会計監査の職務の執行状況、監査報酬の時間単価、会計監査の品質確保のための人材の充当状況等について、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうかの検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に定める同意をしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議された取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬限度額の範囲内において決定しております。

取締役の報酬は、2017年6月30日開催の定時株主総会において年額220百万円以内（支給対象は取締役10名）と決議されております。2022年6月の任期までの各取締役の報酬は、2021年12月24日の取締役会において、最も当社ビジネスに精通し業績貢献を踏まえた適正評価を行う上で適任であることから、取締役会長山田健二と事前に協議を行うことを条件として、報酬限度額の範囲内で代表取締役社長円山法昭に一任されています。

なお、現在、非金銭報酬の支給はありません。

監査役の報酬は、2006年4月3日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内（支給対象は監査役4名）と決議されております。各監査役の報酬は、固定報酬である基本報酬のみとなっており、報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により各監査役への支給額を決定しています。

② 本書提出日現在における、2022年度以降に適用する提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

2022年1月25日の取締役会で「役員報酬の基本方針」を決議し、以下のとおり定めております。

イ. 役員報酬の考え方

当社は、役員報酬については、以下の考えに基づき決定します。

- (1) 企業価値の持続的な向上を促進し、会社業績との連動を重視した報酬制度であること
- (2) 業務執行及び監督の役割を適切に担う優秀な人材を確保でき、職責に応じた適切な報酬体系・報酬水準であること
- (3) 客観性・透明性あるプロセスにより決定され、公平・公正な報酬制度であること

ロ. 取締役の個人別の報酬等の決定の方法

当社では、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半を占め、独立社外役員が委員長を務める指名・報酬委員会を設置しております。取締役の報酬等の具体的な支給額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定します。この手続は指名・報酬委員会規程に定められており、指名・報酬委員会規程は取締役会決議によって変更又は改廃されます。

ハ. 報酬体系

当社の役員報酬は、(1)固定報酬である「基本報酬」、(2)変動報酬である「短期業績連動報酬（S T I）」、(3)変動報酬である「長期業績連動報酬（L T I、株式報酬）」で構成します。尚、非業務執行取締役は基本報酬のみで構成します。

- (1) 役位に応じ着実に職務を遂行することを促すための報酬
- (2) 中長期的な企業価値向上に向けた各事業年度の業績目標を着実に達成するための短期インセンティブ
- (3) 株主価値の共有を図り、中長期的に企業価値を高めるための中長期インセンティブ

各制度の割合は、固定報酬と変動報酬のバランス、金銭報酬と株式報酬のバランス、及び短期・中長期のバランス等を考慮し、指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定します。

ニ. 報酬水準

当社の役員報酬水準は、優秀な人材を確保できるよう競争力ある報酬水準とすべく、外部専門機関の客観的な報酬水準データの中から、比較対象グループを選定し、指名・報酬委員会が取締役に提案し、取締役会の決議により決定します。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			
			固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	その他
取締役 (社外取締役を除く)	8	166	166	—	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	10	47	47	—	—	—

- (注) 1. 対象役員の報酬等は固定報酬のみであり、株式報酬、ストックオプションに該当する報酬はありません。
 2. 当社には、役員退職慰労金制度はありません。
 3. 人員には、期間中に退任した取締役・監査役を含みます。

④ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、記載しておりません。

⑤ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資有価証券の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を純投資目的株式として、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

個別保有株式の継続保有については、保有について戦略的・経済的合理性がある場合を除き、保有しない方針であります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
上場株式	—	—
非上場株式	1	0

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）及び当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）及び当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が開催するセミナーへの参加や企業会計に関する専門誌・書籍の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,283,221	1,511,526
買入金銭債権	252,286	※7 282,262
金銭の信託	13,693	14,179
有価証券	※1,※2,※7 640,317	※1,※2,※7 683,493
貸出金	※3,※4,※5,※6,※7,※8 4,043,005	※3,※4,※5,※6,※7,※8 4,584,695
外国為替	10,306	20,409
その他資産	112,563	※7 116,162
有形固定資産	※9 853	※9 3,719
建物	208	196
建設仮勘定	1	2,929
土地	—	7
リース資産	—	12
その他の有形固定資産	643	573
無形固定資産	16,860	17,388
ソフトウェア	12,287	11,138
ソフトウェア仮勘定	964	2,258
のれん	3,605	3,989
その他の無形固定資産	2	1
繰延税金資産	2,931	2,001
貸倒引当金	△2,262	△2,494
資産の部合計	6,373,777	7,233,344
負債の部		
預金	5,391,441	6,291,705
コールマネー及び売渡手形	350,000	65,000
債券貸借取引受入担保金	※7 46,241	※7 77,026
借入金	※7 400,000	※7 596,633
外国為替	854	1,470
その他負債	65,369	65,901
賞与引当金	224	273
退職給付に係る負債	—	23
ポイント引当金	517	640
役員退職慰労引当金	143	444
睡眠預金払戻損失引当金	36	37
特別法上の引当金	5	6
負債の部合計	6,254,832	7,099,162
純資産の部		
資本金	31,000	31,000
資本剰余金	13,625	13,625
利益剰余金	77,748	91,677
株主資本合計	122,374	136,303
その他有価証券評価差額金	6,836	3,849
繰延ヘッジ損益	△10,304	△6,494
その他の包括利益累計額合計	△3,468	△2,644
非支配株主持分	37	523
純資産の部合計	118,944	134,182
負債及び純資産の部合計	6,373,777	7,233,344

【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(2021年12月31日)

資産の部	
現金預け金	1,979,743
買入金銭債権	290,709
金銭の信託	14,179
有価証券	742,770
貸出金	※1 5,102,109
外国為替	19,578
その他資産	126,758
有形固定資産	3,833
無形固定資産	21,908
繰延税金資産	2,620
貸倒引当金	△2,539
資産の部合計	8,301,673
負債の部	
預金	6,991,254
債券貸借取引受入担保金	304,486
借入金	786,400
外国為替	1,828
その他負債	69,035
賞与引当金	239
退職給付に係る負債	25
ポイント引当金	832
役員退職慰労引当金	233
睡眠預金払戻損失引当金	44
特別法上の引当金	6
繰延税金負債	716
負債の部合計	8,155,103
純資産の部	
資本金	31,000
資本剰余金	13,625
利益剰余金	104,707
株主資本合計	149,333
その他有価証券評価差額金	2,898
繰延ヘッジ損益	△5,687
その他の包括利益累計額合計	△2,788
非支配株主持分	26
純資産の部合計	146,570
負債及び純資産の部合計	8,301,673

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	77,737	78,754
資金運用収益	42,270	41,396
貸出金利息	32,976	33,632
有価証券利息配当金	7,671	6,011
コールローン利息及び買入手形利息	0	1
預け金利息	674	694
その他の受入利息	948	1,055
役務取引等収益	28,782	31,211
その他業務収益	6,459	5,732
その他経常収益	224	414
その他の経常収益	※1 224	※1 414
経常費用	58,737	58,027
資金調達費用	8,660	6,263
預金利息	6,486	3,478
コールマネー利息及び売渡手形利息	△62	△21
債券貸借取引支払利息	18	5
その他の支払利息	2,217	2,801
役務取引等費用	21,265	22,383
その他業務費用	883	1,268
営業経費	※3 27,114	※3 27,288
その他経常費用	814	823
貸倒引当金繰入額	539	490
その他の経常費用	※4 274	※4 333
経常利益	19,000	20,726
特別利益	6	285
金融商品取引責任準備金取崩額	6	—
その他の特別利益	—	※2 285
特別損失	269	950
固定資産処分損	19	1
減損損失	※6 59	※6 727
その他の特別損失	※5 189	※5 221
税金等調整前当期純利益	18,737	20,061
法人税、住民税及び事業税	6,078	6,276
法人税等調整額	90	△132
法人税等合計	6,169	6,143
当期純利益	12,567	13,918
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△2	△10
親会社株主に帰属する当期純利益	12,570	13,928

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	12,567	13,918
その他の包括利益	※1 △619	※1 823
その他有価証券評価差額金	1,462	△2,986
繰延ヘッジ損益	△2,081	3,809
包括利益	11,948	14,741
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	11,950	14,751
非支配株主に係る包括利益	△2	△10

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
経常収益	60,234
資金運用収益	31,710
(うち貸出金利息)	25,731
(うち有価証券利息配当金)	4,345
役務取引等収益	23,854
その他業務収益	4,115
その他経常収益	※1 554
経常費用	43,248
資金調達費用	4,418
(うち預金利息)	2,369
役務取引等費用	14,471
その他業務費用	166
営業経費	23,933
その他経常費用	※2 258
経常利益	16,986
特別損失	96
固定資産処分損	2
減損損失	94
税金等調整前四半期純利益	16,889
法人税、住民税及び事業税	3,699
法人税等調整額	161
法人税等合計	3,861
四半期純利益	13,028
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△1
親会社株主に帰属する四半期純利益	13,029

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純利益	13,028
その他の包括利益	△144
その他有価証券評価差額金	△951
繰延ヘッジ損益	807
四半期包括利益	12,884
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	12,885
非支配株主に係る四半期包括利益	△1

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	31,000	13,625	65,178	109,804
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			12,570	12,570
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	12,570	12,570
当期末残高	31,000	13,625	77,748	122,374

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,373	△8,222	△2,848	—	106,955
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					12,570
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,462	△2,081	△619	37	△581
当期変動額合計	1,462	△2,081	△619	37	11,988
当期末残高	6,836	△10,304	△3,468	37	118,944

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	31,000	13,625	77,748	122,374
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			13,928	13,928
連結範囲の変動				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	13,928	13,928
当期末残高	31,000	13,625	91,677	136,303

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	6,836	△10,304	△3,468	37	118,944
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					13,928
連結範囲の変動				496	496
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,986	3,809	823	△10	812
当期変動額合計	△2,986	3,809	823	485	15,237
当期末残高	3,849	△6,494	△2,644	523	134,182

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	18,737	20,061
減価償却費	4,019	4,281
減損損失	59	727
持分法による投資損益(△は益)	192	△24
のれん償却額	360	360
貸倒引当金の増減(△)	262	214
賞与引当金の増減額(△は減少)	43	△10
金融商品取引責任準備金の増減額(△は減少)	△6	0
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	30	33
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	2	0
ポイント引当金の増減額(△は減少)	39	123
資金運用収益	△42,270	△41,396
資金調達費用	8,660	6,263
有価証券関係損益(△)	△2,999	△2,154
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	14	14
固定資産処分損益(△は益)	19	1
貸出金の純増(△)減	△437,409	△523,831
預金の純増減(△)	535,003	900,264
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△50,000	170,000
コールローン等の純増(△)減	△21,782	△24,981
コールマネー等の純増減(△)	320,000	△285,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△1,924	30,784
外国為替(資産)の純増(△)減	15,765	△10,103
外国為替(負債)の純増減(△)	△226	616
資金運用による収入	42,458	42,134
資金調達による支出	△8,488	△7,380
その他	10,314	△7,334
小計	390,876	273,664
法人税等の支払額	△6,155	△5,555
営業活動によるキャッシュ・フロー	384,721	268,109
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△527,088	△765,496
有価証券の売却による収入	372,547	573,955
有価証券の償還による収入	211,555	159,706
金銭の信託の増加による支出	—	△500
有形固定資産の取得による支出	△259	△3,029
無形固定資産の取得による支出	△5,249	△5,111
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △3,928	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	※2 670
投資活動によるキャッシュ・フロー	47,577	△39,804
財務活動によるキャッシュ・フロー		
非支配株主からの払込みによる収入	40	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	40	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	432,338	228,304
現金及び現金同等物の期首残高	850,883	1,283,221
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,283,221	※1 1,511,526

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

連結子会社の名称

住信SBIネット銀カード株式会社

SBIカード株式会社

ネットムーブ株式会社

Dayta Consulting株式会社

(2) 非連結子会社

該当ありません。

(3) 連結範囲の変更

当連結会計年度においてネットムーブ株式会社の全株式を取得し子会社化したことにより、また、Dayta Consulting株式会社については、新たに設立したことにより、それぞれ連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

関連会社の名称

JALペイメント・ポート株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)①と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び連結子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～15年

その他 3年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年～7年)に基づいて償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当該役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(12) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

(14) 消費税等の会計処理

当社及び国内の連結子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 5社

連結子会社の名称

住信SBIネット銀カード株式会社

SBIカード株式会社

ネットムーブ株式会社

Dayta Consulting株式会社

株式会社優良住宅ローン

(2) 非連結子会社

該当ありません。

(3) 連結範囲の変更

株式会社優良住宅ローンについては、株式を取得したことにより新たに子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

関連会社の名称

JALペイメント・ポート株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1) ①と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社及び連結子会社の有形固定資産は、主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～15年

その他 3年～20年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当該役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理によっている。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…その他有価証券（債券）

ヘッジ取引の種類…相場変動を相殺するもの

(13) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」であります。

(15) 消費税等の会計処理

当社及び国内の連結子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上)

1. 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

当社グループにおける貸出金の残高は4,584,695百万円と多額であり、なかでも当社の住宅ローンの残高は3,716,153百万円と総資産7,233,344百万円の51.3%に相当し、重要な割合を占めております。その住宅ローンに対する貸倒引当金は1,920百万円(一般貸倒引当金1,228百万円、個別貸倒引当金691百万円)であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

住宅ローン債権を含む債権に係る貸倒引当金の算出方法は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項」「(4) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

(2) 主要な仮定

当社の住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は、1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を基礎としておりますが、これに将来見込み等必要な修正として景気動向の変動や担保価値の下落の仮定を加味しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、期末日後も経済への影響は一定期間続くものと想定しておりますが、住宅ローンの商品特性や当社の顧客属性、直近の貸倒実績を鑑み、信用リスクへの影響は引き続き限定的であるとの仮定を置いて貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染症拡大を含む経営環境の変化及び景気動向の変動等の影響により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準と国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開発目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記上情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準と国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、期末日後も経済への影響は一定期間続くものと想定しておりますが、当社の主力商品である住宅ローンの商品特性や顧客属性を鑑み、当連結会計年度末日において、信用リスクへの影響は限定的であるとの仮定をおいて貸倒引当金を計上しております。

なお、当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済への影響によっては、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症による影響については、「(重要な会計上の見積り) 2. (2) 主要な仮定、及び2. (3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響」に記載のとおりであります。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
株式	27百万円	51百万円

※2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
	5,168百万円	5,092百万円

※3 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	310百万円	475百万円
延滞債権額	3,269百万円	3,232百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	475百万円	664百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
合計額	4,056百万円	4,372百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
買入金銭債権	－百万円	1,889百万円
有価証券	411,102百万円	357,742百万円
貸出金	341,009百万円	740,030百万円
その他資産	－百万円	4,565百万円
計	752,112百万円	1,104,229百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	46,241百万円	77,026百万円
借入金	400,000百万円	588,858百万円

上記のほか、金融商品等差入担保金の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有価証券	105百万円	103百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差入担保金及びデリバティブ取引の差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
先物取引差入証拠金	15,443百万円	13,008百万円
保証金	1,499百万円	1,788百万円
金融商品等差入担保金	61,751百万円	60,566百万円
デリバティブ取引の差入担保金	1,320百万円	1,320百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	242,618百万円	251,263百万円

なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

※9 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
減価償却累計額	874百万円	1,060百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結損益計算書関係)

※1 その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
株式等売却益	164百万円	260百万円
キャッシュレス・消費者還元事業費補助金	10百万円	64百万円

※2 その他の特別利益の内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

基幹系システムの更改に係る清算金285百万円を計上しております。

※3 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料・手当	4,182百万円	4,464百万円
減価償却費	4,019百万円	4,281百万円
外注費	8,265百万円	8,193百万円

※4 その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
債権譲渡損失	－百万円	165百万円
持分法による投資損失	192百万円	－百万円

※5 その他の特別損失の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
基幹系システムの更改に係る費用	189百万円	221百万円

※6 減損損失の内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

減損損失には、当社の以下の資産に係る減損損失を含んでおります。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都等	遊休資産	ソフトウェア及びソフトウ エア仮勘定	709
東京都等	遊休資産	その他の有形固定資産	17
	計		727

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、会社単位で資産のグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。

当連結会計年度において、使用を中止したこと等により、投資額の回収が見込めなくなった上記の資産について、回収可能価額を零として帳簿価額全額を減額し、当該減少額の合計727百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	5,127	△2,149
組替調整額	△3,019	△2,154
税効果調整前	2,108	△4,304
税効果額	△645	1,317
その他有価証券評価差額金	1,462	△2,986
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△5,211	2,694
組替調整額	2,210	2,796
税効果調整前	△3,000	5,491
税効果額	918	△1,681
繰延ヘッジ損益	△2,081	3,809
その他の包括利益合計	△619	823

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期 首株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,507	—	—	1,507	
合計	1,507	—	—	1,507	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期 首株式数	当連結会計年度増 加株式数	当連結会計年度減 少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,507	—	—	1,507	
合計	1,507	—	—	1,507	
自己株式					
普通株式	—	—	—	—	
合計	—	—	—	—	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預け金勘定	1,283,221百万円	1,511,526百万円
現金及び現金同等物	1,283,221百万円	1,511,526百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式取得により新たにネットムーブ株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにネットムーブ株式会社株式の取得価額とネットムーブ株式会社取得のための支出(純額)との関係は、次のとおりです。

流動資産	4,098百万円
固定資産	149百万円
のれん	3,966百万円
流動負債	△3,602百万円
固定負債	△112百万円
株式の取得価額	4,499百万円
現金及び現金同等物	△571百万円
差引：取得のための支出	3,928百万円

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式取得により新たに株式会社優良住宅ローンを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社優良住宅ローン株式の取得価額と株式会社優良住宅ローン取得による収入(純額)との関係は、次のとおりです。

資産	32,345百万円
うち貸出金	17,857百万円
負債	△29,144百万円
うち借入金	△26,633百万円
非支配株主持分	△496百万円
のれん	744百万円
株式の取得価額	3,449百万円
現金及び現金同等物	△4,119百万円
差引：取得による収入	670百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、インターネット専業銀行として市場性・リアルタイム性を重視した円・外貨預金、非対面を中心とする住宅ローンやカードローン等、様々な商品・サービスを簡単かつスピーディな手続で提供するとともに、有価証券等への投資を行っております。これらの事業を通じて、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有するため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理(以下、「ALM」という。)を行っております。また、ALMの一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であり、顧客・発行体等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、主として住宅ローンであり、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主として国債、地方債、社債等の債券であり、保有目的は満期保有目的の債券もしくはその他有価証券に区分されます。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

なお、有価証券には、比較的流動性に乏しい外国債券が含まれています。

デリバティブ取引は、顧客取引のカバー取引として行っている為替予約取引、通貨オプション取引及び金利オプション取引等があります。またALMの一環として、貸出金及び債券に係る金利の変動リスクに対するヘッジ手段として金利スワップ取引を用い、ヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスクに関する管理諸規定に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定及び問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は各事業部及び審査部署により行われ、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社グループは、ALMにより金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する管理諸規定において、リスク管理方法及び手続き等の詳細を明記しており、取締役会において決定されたALMに関する方針に基づき、取引執行部署が有価証券並びに通貨関連及び金利関連のデリバティブ取引を行っております。

これらの取引を含めた金融資産及び負債の金利及び期間分布の状況は、リスク管理部署が日次で総合的に把握し、市場リスク量(バリュー・アット・リスク(以下、「VaR」という。))分析、ギャップ分析及び金利感応度分析等により、規定の遵守状況等のモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに外国為替取引によるカバー取引を行っております。為替の変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関するリスクの管理は、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスクに関する管理諸規定に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクとは「金利、株価、為替の変動により、資産や負債の価値が変動し損失を被るリスク」であり、その管理にはV a R（損失額の推計値）を用いております。V a R算定にあたっては、分散共分散法（保有期間21日、信頼区間99%、観測期間1年（260営業日））を採用しております。

当連結会計年度末現在で当社グループのV a Rは、全体で13,003百万円であります。

なお、当社グループでは、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実行し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通じて、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化及び市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関連会社株式は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,283,221	1,283,221	—
(2) 買入金銭債権（※1）	252,233	252,151	△81
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	70,998	72,328	1,329
その他有価証券	569,290	569,290	—
(4) 貸出金	4,043,005		
貸倒引当金（※1）	△2,157		
	4,040,848	4,057,747	16,899
資産計	6,216,593	6,234,741	18,147
(1) 預金	5,391,441	5,391,302	△139
(2) コールマネー及び売渡手形	350,000	350,000	—
(3) 借入金	400,000	399,309	△690
負債計	6,141,441	6,140,611	△829
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,322	1,322	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(14,897)	(14,897)	—
デリバティブ取引計	(13,575)	(13,575)	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、貸付債権信託受益権等については、取引金融機関から提示された価格によっております。

その他の買入金銭債権のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、当初約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、当初約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

預金のうち、要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、通貨及び一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、当初預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールマナー及び売渡手形

コールマナー及び売渡手形については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価額を時価としております。なお、当初約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2020年3月31日)
関連会社株式	27

関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,283,221	—	—	—	—	—
買入金銭債権	48,856	62,552	34,459	21,646	22,713	59,524
有価証券	133,548	83,640	92,735	12,085	67,244	229,503
満期保有目的の債券	—	—	—	—	15,000	55,979
うち国債	—	—	—	—	—	18,000
地方債	—	—	—	—	15,000	—
社債	—	—	—	—	—	37,979
その他有価証券のうち満期があるもの	133,548	83,640	92,735	12,085	52,244	173,524
うち国債	—	—	60,000	—	20,000	30,000
地方債	16,479	6,301	1,721	—	12,934	21,693
短期社債	13,500	—	—	—	—	—
社債	18,600	1,948	2,267	—	—	69,220
その他	84,968	75,390	28,745	12,085	19,310	52,611
貸出金(※)	492,727	314,495	298,351	261,959	370,573	2,166,525
合計	1,958,353	460,688	425,545	295,691	460,531	2,455,554

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない2,975百万円、期間の定めのないもの135,235百万円は含めておりません。

(注4) 預金及び借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	5,359,838	22,914	8,688	—	—	—
借入金	—	400,000	—	—	—	—
合計	5,359,838	422,914	8,688	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、インターネット専業銀行として市場性・リアルタイム性を重視した円・外貨預金、非対面を中心とする住宅ローンやカードローン等、様々な商品・サービスを簡単かつスピーディな手続で提供するとともに、有価証券等への投資を行っております。これらの事業を通じて、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有するため、金利変動による不利な影響が生じないよう、当社グループでは、資産及び負債の総合的管理（以下、「ALM」という。）を行っております。また、ALMの一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であり、顧客・発行体等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、主として住宅ローンであり、経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

有価証券は、主として国債、地方債、社債等の債券であり、保有目的は満期保有目的の債券もしくはその他有価証券に区分されます。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

なお、有価証券には、比較的流動性に乏しい外国債券が含まれています。

デリバティブ取引は、顧客取引のカバー取引として行っている為替予約取引、通貨オプション取引及び金利オプション取引等があります。またALMの一環として、貸出金及び債券に係る金利の変動リスクに対するヘッジ手段として金利スワップ取引を用い、ヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスクに関する管理諸規定に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定及び問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は各事業部及び審査部署により行われ、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当社グループは、ALMにより金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する管理諸規定において、リスク管理方法及び手続き等の詳細を明記しており、取締役会において決定されたALMに関する方針に基づき、取引執行部署が有価証券並びに通貨関連及び金利関連のデリバティブ取引を行っております。

これらの取引を含めた金融資産及び負債の金利及び期間分布の状況は、リスク管理部署が日次で総合的に把握し、市場リスク量（バリュー・アット・リスク（以下、「VaR」という。））分析、ギャップ分析及び金利感応度分析等により、規定の遵守状況等のモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の価格変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

当社グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに外国為替取引によるカバー取引を行っております。為替の変動リスクについては、リスク管理部署がモニタリングを実施し、取締役会等に定期的に報告を行っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関するリスクの管理は、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場リスクに関する管理諸規定に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

市場リスクとは「金利、株価、為替の変動により、資産や負債の価値が変動し損失を被るリスク」であり、その管理にはV a R（損失額の推計値）を用いております。V a R算定にあたっては、分散共分散法（保有期間21日、信頼区間99%、観測期間1年（260営業日））を採用しております。

当連結会計年度末現在で当社グループのV a Rは、全体で15,732百万円であります。

なお、当社グループでは、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストングを実施し、リスク計測モデルの信頼性と有効性を検証する体制としております。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当社グループは、A L Mを通じて、適時にグループ全体の資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化及び市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関連会社株式は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,511,526	1,511,526	—
(2) 買入金銭債権（※1）	282,207	282,252	44
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	68,821	69,715	893
その他有価証券	614,619	614,619	—
(4) 貸出金	4,584,695		
貸倒引当金（※1）	△2,432		
	4,582,262	4,593,681	11,419
資産計	7,059,438	7,071,794	12,356
(1) 預金	6,291,705	6,291,613	△92
(2) コールマネー及び売渡手形	65,000	65,000	—
(3) 借入金	596,633	596,671	38
負債計	6,953,338	6,953,285	△53
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,214	1,214	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(9,581)	(9,581)	—
デリバティブ取引計	(8,366)	(8,366)	—

（※1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、貸付債権信託受益権等については、取引金融機関から提示された価格によっております。

その他の買入金銭債権のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、当初約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、当初約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

預金のうち、要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、通貨及び一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、当初預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールマナー及び売渡手形

コールマナー及び売渡手形については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価額を時価としております。なお、当初約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2021年3月31日)
関連会社株式	51

関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,511,526	—	—	—	—	—
買入金銭債権	52,249	75,399	37,516	22,519	26,086	62,480
有価証券	81,837	116,318	93,528	24,502	137,862	203,966
満期保有目的の債券	—	—	—	5,000	10,000	53,803
うち国債	—	—	—	—	—	18,000
地方債	—	—	—	5,000	10,000	—
社債	—	—	—	—	—	35,803
その他有価証券のうち満期 があるもの	81,837	116,318	93,528	19,502	127,862	150,163
うち国債	—	—	60,000	—	110,000	38,000
地方債	6,301	533	1,000	8,700	9,001	16,270
短期社債	13,500	—	—	—	—	—
社債	—	2,769	—	—	—	47,924
その他	62,036	113,015	32,528	10,802	8,861	47,968
貸出金(※)	666,912	348,650	328,471	290,971	412,804	2,411,917
合計	2,312,526	540,368	459,516	337,993	576,754	2,678,364

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない3,229百万円、期間の定めのないもの121,833百万円は含めておりません。

(注4) 預金及び借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※1)	6,265,824	16,142	9,738	—	—	—
借入金(※2)	344,747	250,765	500	450	—	—
合計	6,610,572	266,907	10,238	450	—	—

(※1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 借入金のうち、返済期限の定めのない借入金170百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2020年3月31日)

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	18,011	18,875	863
	地方債	15,000	15,187	187
	社債	37,987	38,266	278
合計		70,998	72,328	1,329

3. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	211,336	206,837	4,499
	国債	86,177	84,900	1,276
	地方債	59,851	56,909	2,941
	社債	65,308	65,027	280
	その他	278,181	270,209	7,971
	外国債券	204,762	197,152	7,610
	その他	73,418	73,057	361
	小計	489,517	477,046	12,470
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	69,929	70,401	△472
	国債	26,188	26,568	△380
	地方債	2,877	2,879	△1
	短期社債	13,498	13,499	△1
	社債	27,364	27,453	△88
	その他	141,709	143,855	△2,145
	外国債券	73,420	73,912	△492
	その他	68,289	69,942	△1,653
小計	211,639	214,256	△2,617	
合計		701,156	691,303	9,853

4. 売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5. 売却したその他有価証券

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
債券	227,066	1,582	484
国債	203,021	1,196	484
地方債	132	—	—
社債	23,912	386	—
その他	146,526	2,135	214
外国債券	140,580	1,873	209
その他	5,946	262	4
合計	373,593	3,718	699

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	18,010	18,621	611
	地方債	15,000	15,164	164
	社債	35,811	35,928	117
合計		68,821	69,715	893

3. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	140,177	136,935	3,241
	国債	81,801	81,192	608
	地方債	44,928	42,326	2,602
	社債	13,447	13,416	31
	その他	278,523	273,208	5,315
	外国債券	194,614	190,109	4,505
	その他	83,909	83,099	809
	小計	418,701	410,144	8,556
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	176,206	178,328	△2,122
	国債	125,501	127,533	△2,032
	地方債	—	—	—
	短期社債	13,498	13,499	△1
	社債	37,205	37,294	△89
	その他	164,889	165,775	△885
	外国債券	84,726	85,201	△475
	その他	80,163	80,573	△410
小計	341,095	344,103	△3,007	
合計		759,797	754,248	5,548

4. 売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

5. 売却したその他有価証券

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
債券	447,483	1,402	364
国債	383,800	981	334
地方債	—	—	—
社債	63,682	421	30
その他	126,472	1,751	634
外国債券	117,607	1,481	555
その他	8,864	269	78
合計	573,955	3,153	999

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

前連結会計年度 (2020年3月31日)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えない もの (百万円)
その他の金銭の信託	13,693	13,693	—	—	—

(注) 1. 当連結会計年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度 (2021年3月31日)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの (百万円)	うち連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えない もの (百万円)
その他の金銭の信託	14,179	14,179	—	—	—

(注) 1. 当連結会計年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度(2020年3月31日)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	9,853
その他有価証券	9,853
(△)繰延税金負債	3,017
その他有価証券評価差額金	6,836

当連結会計年度(2021年3月31日)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,548
その他有価証券	5,548
(△)繰延税金負債	1,699
その他有価証券評価差額金	3,849

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2020年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利オプション				
	売建	43,333	43,333	△161	△12
	買建	43,303	43,303	162	162
	合計	——	——	1	150

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定：割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	483,117	—	△1,959	△1,959
	買建	603,226	—	3,280	3,280
	通貨オプション				
	売建	997	—	△15	△0
	買建	997	—	15	11
	合計	——	——	1,321	1,331

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定：割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、その他有価 証券（債券）	190,086	147,804	△14,897
	合計	——	——	——	△14,897

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定：割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利オプション				
	売建	59,991	59,991	△272	△75
	買建	59,921	59,921	273	273
	合計	—	—	0	197

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定：割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	460,409	—	△1,840	△1,840
	買建	565,073	—	3,053	3,053
	通貨オプション				
	売建	1,266	—	△6	7
	買建	1,266	—	6	1
	合計	—	—	1,213	1,221

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定：割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金、その他有価 証券（債券）	139,334	133,934	△9,581
	合計	——	——	——	△9,581

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定：割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、103百万円であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、一部の連結子会社は、非積立型の確定給付制度を採用しております。なお、当該一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、120百万円であります。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2020年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産	
繰延ヘッジ損失	4,547百万円
税務上の繰越欠損金(注2)	1,185
その他有価証券評価差額金	801
貸倒引当金	500
その他	923
繰延税金資産小計	7,958
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△1,185
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△22
評価性引当額小計(注1)	△1,208
繰延税金資産合計	6,750
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,818
買入金銭債権	—
繰延ヘッジ利益	—
繰延税金負債合計	△3,818
繰延税金資産の純額	2,931百万円

(注1) 評価性引当額が前連結会計年度より13百万円増加しております。これは主に、連結子会社SBIカード株式会社における税務上の繰越欠損金の増加によるものです。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	0	—	—	—	404	780	1,185
評価性引当額	△0	—	—	—	△404	△780	△1,185
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%
のれんの償却額	0.59
持分法投資損益	0.31
評価性引当額の増減	0.07
住民税均等割	0.07
その他	1.26
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.93

当連結会計年度（2021年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
繰延ヘッジ損失	3,156百万円
税務上の繰越欠損金（注）	1,206
その他有価証券評価差額金	921
貸倒引当金	549
その他	1,145
繰延税金資産小計	6,979
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△1,206
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3
評価性引当額小計	△1,210
繰延税金資産合計	5,768
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,620
買入金銭債権	△857
繰延ヘッジ利益	△289
繰延税金負債合計	△3,767
繰延税金資産の純額	2,001百万円

（注） 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	—	—	—	404	220	581	1,206
評価性引当額	—	—	—	△404	△220	△581	△1,206
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（※） 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 ネットムーブ株式会社

事業の内容 インターネット上での決済代行事業及びWeb運営サービス、ホームページ作成等のコンテンツ事業並びにセキュリティ関連等のアプリケーション販売事業

(2) 企業結合を行った主な理由

日本におけるキャッシュレスマーケットは、政府の後押しもあり今後も継続的な拡大が見込まれる中、既存の事業者に加え、新たな技術を活用した決済サービスが台頭する等、競争が激化し、まさに群雄割拠の状態となっています。かかる状況下、キャッシュレスマーケットにおいて、高度化するお客さまのニーズに即応する態勢の構築等により一層のプレゼンスを発揮し、お客さまの利便性向上に資するため、ネットムーブ株式会社を完全子会社化し、同社との決済サービス事業等の一体運営化を進めることといたしました。

(3) 企業結合日

2019年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	4,499百万円
取得原価		4,499百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 16百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

3,966百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

11年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,098百万円
固定資産	149百万円
資産合計	4,248百万円
流動負債	3,602百万円
固定負債	112百万円
負債合計	3,714百万円

7. 企業結合契約に定められた条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

株式譲渡契約に基づき、今後一定の事象が発生することに伴い、最終的な取得原価は変動する可能性があります。取得対価の変動が発生した場合には、取得時に発生したものとみなして取得原価を修正し、のれん

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社優良住宅ローン

事業の内容 独立行政法人住宅金融支援機構の業務受託、住宅ローンなどの貸付・管理回収業務等

(2) 企業結合を行った主な理由

住宅ローン事業領域においてフラット35の取扱拡大を図り、同事業の競争力を高めるため。

(3) 企業結合日

2021年3月31日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

84.5%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年3月31日が企業結合日であるため、貸借対照表のみを連結しており、当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,449百万円
取得原価		3,449百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料 23百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

744百万円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開により期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

2年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の部合計	32,345百万円
うち貸出金	17,857百万円
(2) 負債の部合計	29,144百万円
うち借入金	26,633百万円

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(追加情報)

子会社株式の追加取得

当社は2021年6月28日までに株式会社優良住宅ローンの株式800株を追加取得いたしました。取得後の持分比率は100%であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、銀行業務を中心とした各種金融サービスを提供しており、「銀行業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は主にインターネットをチャネルとした預金業務、貸出業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産・負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産・負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 2	調整額 (注) 3	連結財務諸表計上額 (注) 4
	銀行業			
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	74,341	3,396	—	77,737
セグメント間の内部経常収益	227	561	△789	—
計	74,569	3,957	△789	77,737
セグメント利益	18,738	277	△16	19,000
セグメント資産	6,373,242	3,817	△3,282	6,373,777
セグメント負債	6,254,444	2,282	△1,894	6,254,832
その他の項目				
減価償却費	3,996	23	—	4,019
のれんの償却額	—	—	360	360
資金運用収益	42,423	2	△155	42,270
資金調達費用	8,660	155	△155	8,660
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,970	28	—	5,999
のれんの未償却残高	—	—	3,605	3,605

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード事業及び金融関連事業等を含んでおります。

3 調整額の主なものは次のとおりであります。

① セグメント利益の調整額は、貸倒引当金調整額△16百万円、投資損失引当金の戻入30百万円、子会社及び関連会社株式償却の調整額330百万円及びのれんの償却額△360百万円等であります。

② セグメント資産・セグメント負債及びその他の項目の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

4 セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、銀行業務を中心とした各種金融サービスを提供しており、「銀行業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は主にインターネットをチャネルとした預金業務、貸出業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産・負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産・負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 2	調整額 (注) 3	連結財務諸表計上額 (注) 4
	銀行業			
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	75,065	3,688	—	78,754
セグメント間の内部経常収益	220	887	△1,107	—
計	75,285	4,575	△1,107	78,754
セグメント利益	20,608	598	△479	20,726
セグメント資産	7,204,724	36,758	△8,138	7,233,344
セグメント負債	7,071,202	30,886	△2,926	7,099,162
その他の項目				
減価償却費	4,269	19	△7	4,281
のれんの償却額	—	—	360	360
資金運用収益	41,529	0	△133	41,396
資金調達費用	6,262	133	△133	6,263
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	8,206	12	—	8,219
のれんの未償却残高	—	—	3,989	3,989

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード事業及び金融関連事業等を含んでおります。

3 調整額の主なものは次のとおりであります。

① セグメント利益の調整額は、貸倒引当金調整額△26百万円、セグメント間取引消去△97百万円及びのれんの償却額△360百万円等であります。

② セグメント資産・セグメント負債及びその他の項目の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

4 セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	47,049	11,369	19,318	77,737

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	48,016	9,165	21,571	78,754

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	銀行業	その他	合計
減損損失	59	—	59

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	銀行業	その他	合計
減損損失	727	—	727

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

「セグメント情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

「セグメント情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

記載すべき重要なものはありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

① 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

記載すべき重要なものはありません。

② 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

③ 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

記載すべき重要なものはありません。

④ 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員 の 近親者	藤田 有路	—	なし	当社代表取締役会長の 近親者	資金の貸付 (注)	25	貸出金	25

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 住宅ローンであります。市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間20年、1カ月毎元利均等返済であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

記載すべき重要なものはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	788円53銭
1株当たり当期純利益	83円35銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	12,570
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	12,570
普通株式の期中平均株式数(千株)	150,793

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	118,944
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	37
うち非支配株主持分(百万円)	37
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	118,906
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	150,793

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	886円36銭
1株当たり当期純利益	92円36銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	13,928
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	13,928
普通株式の期中平均株式数（千株）	150,793

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	134,182
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	523
うち非支配株主持分（百万円）	523
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	133,658
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	150,793

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で株式分割を行っております。また、2021年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づき定款の一部を変更し、2022年1月1日付で単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

株式会社東京証券取引所の上場要件を充足するため、株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2021年12月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,507,938株
今回の株式分割により増加する株式数	149,285,862株
株式分割後の発行済株式総数	150,793,800株
株式分割後の発行可能株式総数	600,000,000株

③ 株式分割の効力発生日

2022年1月1日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

連結の範囲の重要な変更

SBIカード株式会社は清算により子会社に該当しないことになったことから、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、以下の変更を行いました。

当該会計基準等の適用に伴い、他の当事者が顧客への財又はサービスの提供に関与している場合において、企業は、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務（すなわち、企業が本人）であるのか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、企業が代理人）であるのかにつき検討いたしました。これにより、アクワイアリング事業の一部を除く取引、当社の連結子会社であるネットムーブ株式会社のカード決済事業における取引につき、収益の認識を総額から純額へ変更することとしました。当該収益認識方法の変更により、当第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、経常収益及び経常費用はそれぞれ3,422百万円減少しました。

当該会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。ただし、第1四半期連結会計期間の期首の純資産に反映されるべき累積的影響額はないため、第1四半期連結会計期間の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、当第3四半期連結累計期間の1株当たり情報に与える影響もありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

前連結会計年度の（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の影響）に記載しました新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上に関する仮定について、当第3四半期連結累計期間において、重要な変更は行っておりません。

なお、当該仮定については不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)	
破綻先債権額	452百万円
延滞債権額	2,894百万円
3ヵ月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	874百万円
合計額	4,221百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	
株式等売却益	287百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	
貸倒引当金繰入額	205百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	
減価償却費	3,326百万円
のれんの償却額	600百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営者が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

デジタルバンク事業：主にインターネットをチャネルとした預金業務・貸出業務等の銀行業務、クレジットカード業務等の金融サービスを提供しております。このセグメントに関連する関係会社は、住信SBIネット銀カード株式会社、株式会社優良住宅ローンです。

BaaS事業：提携先に銀行機能を提供する事業を営んでいます。提携先は、当社が提供する銀行機能を活用することにより、銀行事業を展開することができるようになる一方で、提携先のお客さまは、デジタルバンク事業と同様の商品・サービスを利用できるようになります。このセグメントに関連する関係会社は、ネットムーブ株式会社、Dayta Consulting株式会社、JALペイメント・ポート株式会社です。

2. 報告セグメントごとの業務粗利益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		調整額	合計
	デジタルバンク事業	BaaS事業		
業務粗利益	40,284	1,133	△789	40,628
経費等	△21,775	△2,646	779	△23,642
経常利益	18,508	△1,512	△9	16,986

- (注) 1. 一般事業会社の売上高に代えて、業務粗利益を記載しております。
2. 業務粗利益には、資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支を含んでおります。
3. 損失の場合には、金額に△を付しております。
4. 「経費等」には、四半期連結財務諸表上の営業経費のほか、与信関係費用205百万円、株式等関係損益287百万円等が含まれております。なお、与信関係費用、株式等関係損益等は「デジタルバンク事業」に含めております。
5. 「調整額」には、セグメント間取引消去額等が含まれております。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループは、社内業績管理上の経営資源の配分の見直しを行ったことに伴い、当社グループの経営管理の実態に合わせ、第1四半期連結会計期間より報告セグメントを従来の「銀行業」から「デジタルバンク事業」及び「BaaS事業」に変更しております。

(有価証券関係)

※ 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(追加情報)

当第3四半期連結会計期間に、運用方針の変更により満期保有目的の債券67,310百万円をその他有価証券に区分変更しております。

この変更により、当第3四半期連結会計期間末において、有価証券は376百万円増加、繰延税金資産は115百万円減少、その他有価証券評価差額金は261百万円増加しております。

2. その他有価証券

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
債券	431,954	434,540	2,586
国債	316,625	316,474	△151
地方債	35,043	37,545	2,502
短期社債	13,499	13,500	0
社債	66,785	67,020	234
その他	453,302	454,893	1,590
外国債券	302,378	304,126	1,748
その他	150,924	150,766	△157
合計	885,256	889,434	4,177

(デリバティブ取引関係)

(1) 金利関連取引

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利オプション	132,292	0	243
合計		—	0	243

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日)等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	1,262,293	253	253
	通貨オプション	2,218	0	6
合計		—	253	260

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等は、該当ありません。

(3) 株式関連取引

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

当第3四半期連結会計期間(2021年12月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年12月31日)

(単位:百万円)

区分	当第3四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
経常収益	60,234
うち役員取引等収益	23,854
為替業務	2,118
住宅ローン業務	15,869
その他業務	5,865

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益	86円40銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	13,029
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	13,029
普通株式の期中平均株式数(千株)	150,793

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2022年1月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で株式分割を行っております。また、2021年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づき定款の一部を変更し、2022年1月1日付で単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

株式会社東京証券取引所の上場要件を充足するため、株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2021年12月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,507,938株
今回の株式分割により増加する株式数	149,285,862株
株式分割後の発行済株式総数	150,793,800株
株式分割後の発行可能株式総数	600,000,000株

③ 株式分割の効力発生日

2022年1月1日

④ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

(3) 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	400,000	596,633	0.03	—
借入金	400,000	596,633	0.03	2021年4月～ 2026年9月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金には、返済期限の定めのない借入金170百万円を含めております。

3. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	344,747	250,055	710	500	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち、当連結会計年度の負担に属する金額を見込まれる入居期間に基づいて算定し費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,282,422	1,506,497
預け金	1,282,422	1,506,497
買入金銭債権	252,286	277,267
金銭の信託	13,693	14,179
有価証券	※7 645,361	※7 692,622
国債	※2 130,376	※2 225,313
地方債	77,728	59,928
短期社債	13,498	13,498
社債	130,660	86,464
株式	※1 5,071	※1 9,181
その他の証券	288,024	298,235
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 4,043,990	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 4,566,789
証書貸付	3,908,795	4,445,294
当座貸越	135,195	121,495
外国為替	10,306	20,409
外国他店預け	10,306	20,409
その他資産	110,400	109,649
未決済為替貸	8,907	9,778
前払費用	2,269	2,011
未収収益	4,768	5,198
先物取引差入証拠金	15,443	13,008
金融派生商品	3,676	3,867
金融商品等差入担保金	61,751	60,566
その他の資産	※7 13,585	※7 15,218
有形固定資産	804	3,632
建物	201	181
建設仮勘定	1	2,929
その他の有形固定資産	601	521
無形固定資産	13,238	13,397
ソフトウェア	12,270	11,140
ソフトウェア仮勘定	967	2,255
その他の無形固定資産	1	1
繰延税金資産	2,826	2,534
貸倒引当金	△2,057	△2,256
投資損失引当金	△30	—
資産の部合計	6,373,242	7,204,724

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
預金	5,392,277	6,293,877
普通預金	3,509,254	4,413,230
定期預金	1,612,032	1,591,515
その他の預金	270,991	289,131
コールマネー	350,000	65,000
債券貸借取引受入担保金	※7 46,241	※7 77,026
借入金	※7 400,000	※7 570,000
借入金	400,000	570,000
外国為替	854	1,470
未払外国為替	854	1,470
その他負債	64,288	62,931
未決済為替借	4,839	8,074
未払法人税等	3,318	3,928
未払費用	2,052	935
前受収益	128	181
先物取引受入証拠金	26,917	25,364
金融派生商品	17,252	12,234
その他の負債	9,780	12,211
賞与引当金	224	213
ポイント引当金	517	640
睡眠預金払戻損失引当金	36	37
特別法上の引当金	5	6
金融商品取引責任準備金	5	6
負債の部合計	6,254,444	7,071,202
純資産の部		
資本金	31,000	31,000
資本剰余金	13,625	13,625
資本準備金	13,625	13,625
利益剰余金	77,640	91,540
その他利益剰余金	77,640	91,540
繰越利益剰余金	77,640	91,540
株主資本合計	122,266	136,166
その他有価証券評価差額金	6,836	3,849
繰延ヘッジ損益	△10,304	△6,494
評価・換算差額等合計	△3,468	△2,644
純資産の部合計	118,798	133,521
負債及び純資産の部合計	6,373,242	7,204,724

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
経常収益	74,569	75,285
資金運用収益	42,423	41,529
貸出金利息	32,993	33,638
有価証券利息配当金	7,671	6,011
コールローン利息	0	1
預け金利息	674	694
その他の受入利息	1,084	1,182
役務取引等収益	25,956	28,167
受入為替手数料	2,074	2,575
その他の役務収益	23,881	25,591
その他業務収益	5,970	5,248
外国為替売買益	1,682	1,278
国債等債券売却益	3,534	2,892
金融派生商品収益	85	109
その他の業務収益	668	968
その他経常収益	219	339
株式等売却益	164	260
その他の経常収益	※1 54	※1 79
経常費用	55,830	54,677
資金調達費用	8,660	6,262
預金利息	6,486	3,478
コールマネー利息	△62	△21
債券貸借取引支払利息	18	5
借入金利息	0	—
金利スワップ支払利息	2,210	2,796
その他の支払利息	6	4
役務取引等費用	19,699	20,728
支払為替手数料	2,420	2,945
その他の役務費用	17,279	17,782
その他業務費用	694	1,068
国債等債券売却損	694	920
その他の業務費用	—	148
営業経費	※3 26,029	※3 26,164
その他経常費用	746	452
貸倒引当金繰入額	306	286
貸出金償却	5	—
株式等売却損	4	78
株式等償却	330	5
金銭の信託運用損	14	14
その他の経常費用	85	67
経常利益	18,738	20,608

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
特別利益	6	285
金融商品取引責任準備金取崩額	6	—
その他の特別利益	—	※2 285
特別損失	269	1,103
固定資産処分損	19	1
減損損失	59	727
その他の特別損失	※4 189	※4 374
税引前当期純利益	18,475	19,790
法人税、住民税及び事業税	5,911	5,961
法人税等調整額	85	△71
法人税等合計	5,997	5,890
当期純利益	12,477	13,900

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	31,000	13,625	13,625	65,162	65,162	109,788
当期変動額						
当期純利益				12,477	12,477	12,477
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	12,477	12,477	12,477
当期末残高	31,000	13,625	13,625	77,640	77,640	122,266

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,373	△8,222	△2,848	106,939
当期変動額				
当期純利益				12,477
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,462	△2,081	△619	△619
当期変動額合計	1,462	△2,081	△619	11,858
当期末残高	6,836	△10,304	△3,468	118,798

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	31,000	13,625	13,625	77,640	77,640	122,266
当期変動額						
当期純利益				13,900	13,900	13,900
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	13,900	13,900	13,900
当期末残高	31,000	13,625	13,625	91,540	91,540	136,166

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,836	△10,304	△3,468	118,798
当期変動額				
当期純利益				13,900
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,986	3,809	823	823
当期変動額合計	△2,986	3,809	823	14,723
当期末残高	3,849	△6,494	△2,644	133,521

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. ①と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～15年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年～7年)に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. ①と同じ方法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～15年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(6) 金融商品取引責任準備金

金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(住宅ローン債権に係る貸倒引当金の計上)

1. 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

当社における貸出金の残高は4,566,789百万円と多額であり、なかでも住宅ローンの残高は3,716,153百万円と総資産7,204,724百万円の51.5%に相当し、重要な割合を占めております。その住宅ローンに対する貸倒引当金は1,920百万円 (一般貸倒引当金1,228百万円、個別貸倒引当金691百万円) であり、経営成績等に対する影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

住宅ローン債権を含む債権に係る貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

(2) 主要な仮定

当社の住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の算出に用いた予想損失率は、1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を基礎としておりますが、これに将来見込み等必要な修正として景気動向の変動や担保価値の下落の仮定を加味しています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、期末日後も経済への影響は一定期間続くものと想定しておりますが、住宅ローンの商品特性や当社の顧客属性、直近の貸倒実績を鑑み、信用リスクへの影響は引き続き限定的であるとの仮定を置いて貸倒引当金を計上しております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

新型コロナウイルス感染症拡大を含む経営環境の変化及び景気動向の変動等の影響により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、期末日後も経済への影響は一定期間続くものと想定しておりますが、当社の主力商品である住宅ローンの商品特性や顧客属性を鑑み、当事業年度末日現在において、信用リスクへの影響は限定的であるとの仮定をおいて貸倒引当金を計上しております。

なお、当該仮定は不確実性であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済への影響によっては、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症による影響については、「(重要な会計上の見積り)2.(2)主要な仮定、及び2.(3)翌事業年度の財務諸表に与える影響」に記載のとおりであります。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式総額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
株式	5,071百万円	9,181百万円

※2 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
	5,168百万円	5,092百万円

※3 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
破綻先債権額	310百万円	471百万円
延滞債権額	3,231百万円	3,082百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
貸出条件緩和債権額	475百万円	664百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
合計額	4,017百万円	4,218百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	411,102百万円	357,742百万円
貸出金	341,009百万円	727,085百万円
計	752,112百万円	1,084,827百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	46,241百万円	77,026百万円
借入金	400,000百万円	570,000百万円

上記のほか、金融商品等差入担保金の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有価証券	105百万円	103百万円

また、その他の資産には、保証金及びデリバティブ取引の差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
保証金	1,476百万円	1,737百万円
デリバティブ取引の差入担保金	1,320百万円	1,320百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
融資未実行残高	243,093百万円	251,263百万円

なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

(損益計算書関係)

※1 その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
キャッシュレス・消費者還元事業費補助金	7百万円	33百万円
睡眠預金の収益計上額	28百万円	18百万円

※2 その他の特別利益の内容は、次のとおりであります。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

基幹系システムの更改に係る清算金285百万円を計上しております。

※3 営業経費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料・手当	3,843百万円	4,083百万円
減価償却費	3,996百万円	4,269百万円
外注費	8,333百万円	8,365百万円

※4 その他の特別損失の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
基幹系システムの更改に係る費用	189百万円	221百万円
子会社清算損	－百万円	152百万円

(有価証券関係)

前事業年度 (2020年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	5,044
関連会社株式	27
合計	5,071

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度 (2021年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	9,154
関連会社株式	27
合計	9,181

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(2020年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産	
繰延ヘッジ損失	4,547百万円
その他有価証券評価差額金	801
子会社株式償却	791
貸倒引当金	481
投資損失引当金	9
その他	814
繰延税金資産小計	7,446
評価性引当額	△801
繰延税金資産合計	6,645
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,818
繰延ヘッジ利益	—
繰延税金負債合計	△3,818
繰延税金資産の純額	2,826百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%
(調整)	
評価性引当額の増減	0.60
住民税均等割	0.06
その他	1.18
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.46

当事業年度（2021年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
繰延ヘッジ損失	3,156百万円
その他有価証券評価差額金	921
子会社株式償却	849
貸倒引当金	529
投資損失引当金	—
その他	838
繰延税金資産小計	6,294
評価性引当額	△849
繰延税金資産合計	5,444
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,620
繰延ヘッジ利益	△289
繰延税金負債合計	△2,910
繰延税金資産の純額	2,534百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2021年12月10日開催の取締役会決議に基づき、2022年1月1日付で株式分割を行っております。また、2021年12月24日開催の臨時株主総会決議に基づき定款の一部を変更し、2022年1月1日付で単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

株式会社東京証券取引所の上場要件を充足するため、株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性向上と投資家層拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 分割方法

2021年12月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,507,938株
今回の株式分割により増加する株式数	149,285,862株
株式分割後の発行済株式総数	150,793,800株
株式分割後の発行可能株式総数	600,000,000株

③ 株式分割の効力発生日

2022年1月1日

④ 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	787円81銭
1株当たり当期純利益	82円74銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	885円45銭
1株当たり当期純利益	92円18銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(3) 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	—	—	—	326	144	19	181
建設仮勘定	—	—	—	2,929	—	—	2,929
その他の有形固定資産	—	—	—	1,295	774	150	521
						(17)	
有形固定資産計	—	—	—	4,551	918	170	3,632
						(17)	
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	46,886	35,746	4,099	11,140
						(148)	
ソフトウェア仮勘定	—	—	—	2,255	—	—	2,255
						(561)	
その他の無形固定資産	—	—	—	2	1	0	1
無形固定資産計	—	—	—	49,144	35,747	4,099	13,397
						(709)	

(注) 1. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 減価償却累計額又は償却累計額には減損損失累計額を含んでおります。

3. 当期償却額のうち () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,057	2,256	87	1,970	2,256
一般貸倒引当金	1,367	1,481	—	1,367	1,481
個別貸倒引当金	690	775	87	603	775
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
投資損失引当金	30	—	30	—	—
賞与引当金	224	213	224	—	213
ポイント引当金	517	640	—	517	640
睡眠預金払戻損失引当金	36	37	—	36	37
金融商品取引責任準備金	5	0	—	—	6
計	2,871	3,147	341	2,523	3,153

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額

ポイント引当金・・・洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金・・・洗替による取崩額

○未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	3,318	6,644	6,034	—	3,928
未払法人税等	2,694	5,390	4,947	—	3,137
未払事業税	624	1,253	1,086	—	790

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日より翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3カ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載のURLは次のとおりであります。 https://www.netbk.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社（注）	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	75,396,900	50.00
SBIホールディングス株式会社 (注)	東京都港区六本木一丁目6番1号	75,396,900	50.00
計	—	150,793,800	100.00

(注) 特別利害関係者等（大株主上位10名）

独立監査人の監査報告書

2022年2月7日

住信SBIネット銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑岡 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤澤 孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住信SBIネット銀行株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信SBIネット銀行株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査

証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月7日

住信SBIネット銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑岡 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤澤 孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住信SBIネット銀行株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信SBIネット銀行株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>住信SBIネット銀行株式会社の連結貸借対照表には貸出金4,584,695百万円が計上されるとともに、対応する貸倒引当金2,432百万円が計上されている。このうち住宅ローン残高は3,716,153百万円であり、これは貸出金残高の約8割を占め、総資産7,233,344百万円の約51.3%に相当する重要な割合を占めている。なお、住宅ローンに対応する貸倒引当金は1,920百万円（うち、正常先及び要注意先債権に係る貸倒引当金（以下、「一般貸倒引当金」という）1,228百万円）が計上されている。</p> <p>住宅ローンについては、資産の自己査定基準に基づく資産査定が実施され、延滞日数等の定量情報に基づき債務者区分が判定される。また、資産査定の結果、正常先債権及び要注意先債権と判定された債権については、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率に将来見込み等必要な修正を加えて算出された今後1年間の予想損失額が一般貸倒引当金として計上される。</p> <p>上記の一般貸倒引当金として計上される予想損失額の算定においては、過去の貸倒実績に加え、将来発生する損失額の見積りとして経営者による仮定が考慮されている。この仮定には、景気動向の変動や担保価値の下落、また昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を起因とした影響が含まれる。このような仮定に基づく見積りは不確実性が高く、経営者の高度な判断が求められ、貸倒引当金の算定は連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から当監査法人は、見積りにおける仮定の検討を含む、個人向け住宅ローンに係る一般貸倒引当金の算定が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当該監査上の主要な検討事項に対して、当監査法人は、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>（内部統制の評価）</p> <p>貸倒引当金の見積りに関連する以下の内部統制に係る整備及び運用状況の有効性について評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自己査定に関する諸規程並びに貸倒償却及び貸倒引当金の計上に関する諸規程の制定、改定に係る内部統制の状況 ●貸倒実績率に将来見込み等必要な修正が加味されて算出される予想損失率の検討及び承認に係る内部統制の状況（一般貸倒引当金の算定の合理性の検討） <p>監査上は、前連結会計年度末における貸倒引当金の見積りと当連結会計年度における損失の発生状況とを比較するとともに、一般貸倒引当金の算定において考慮される景気動向の変動、担保価値の下落及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響等の仮定並びにこれらの仮定に基づく一般貸倒引当金の見積りの合理性を検討するため、以下のとおり手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●予想損失率の算定において用いられた仮定内容及び当該仮定を採用した根拠について、財務経理担当取締役への質問を実施した。 ●会社の用いた仮定に基づく各数値の算定方法及び算定結果について、質問及び関連資料の閲覧並びに再計算を実施した。 ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響については、会議体の資料及び議事録の閲覧並びに利用可能な外部情報との比較を実施した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査

証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2022年2月7日

住信SBIネット銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑岡 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤澤 孝

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住信SBIネット銀行株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住信SBIネット銀行株式会社及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手

続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月7日

住信SBIネット銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑岡 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤澤 孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住信SBIネット銀行株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信SBIネット銀行株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年2月7日

住信SBIネット銀行株式会社

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 畑岡 哲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤澤 孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている住信SBIネット銀行株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信SBIネット銀行株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の見積り)

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の見積り」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「住宅ローン債権に係る一般貸倒引当金の見積り」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

